

2019 ドイツの農業政策報告

2016～ 2019

ドイツ連邦食料・農業省

目 次

親愛なる読者へ ドイツ連邦食料・農業大臣	1
A部 課題・目的・展望	3
1 将来を指向した農業政策の基本	3
2 EU一共通農業政策は将来を指向し発展	8
3 ドイツにおける競争力強化と革新的な農業現況を確保	12
3・1 近代的農業のためにデジタル化の強化	12
3・2 リスク予防のための手段をさらに発展	15
3・3 農地の喪失を阻止する	16
3・4 農業に関する土地所有権の広範囲な分散を保障	18
3・5 革新攻勢	20
3・6 農業者の社会福祉上の安定と将来的にも安全に発展	26
3・7 貿易の潜在力を活用	27
4 将来性のある農業のための前提として魅力ある農村地域	33
4・1 農村地域のための政策	34
4・2 発展の潜在性を目的に応じて奨励	35
4・3 デジタル化ー農村地域のチャンス	38
5 自然的な生存基盤を持続的に確保・利用	40
5・1 気象保護ー農業が特別な役割	40
5・2 持続的な管理形態のさらなる促進	43
5・3 農業における生物多様性	49
5・4 効果的なオオカミ管理の発展	51
5・5 持続的に形成されるバイオ経済ー気象、環境そして 資源保護への貢献	52
5・6 バイオガスでもってエネルギー供給に貢献	53
6 家畜飼育は安全を確立し農業と消費者の間の懸け橋を築く	55
6・1 ドイツにおける将来を指向した家畜保護戦略	56
6・2 家畜の福祉表示を実現するために	56
6・3 家畜の福祉をさらに改善	57
6・4 家畜における抗生物質の投与は必要最小限に減らすべき	57
6・5 アフリカ豚コレラ (ASP) から豚ー猪を守る	58
7 将来世代のための森林を持続的に確保	59
7・1 国内の持続的な森林政策を強化	59
7・2 林業の気象保護への貢献を強化し森林の生物多様性を改善	60

7・3 持続的な森林管理は国際的にも促進を	6 2
8 持続的な漁業―自然資源は責任をもって活用を	6 2
9 バランスのとれた持続的な食料に対する社会的な期待	6 6
1 0 国際農業―食料政策 世界の食料を確保	6 7
B部 農業―食料業の現状と農村地域	7 3
1 食料業	7 3
2 ドイツにおける農業構造	7 6
2・1 農業上の経営構造	7 6
2・2 家畜の現状	7 6
2・3 労働力と経営の新設	7 7
2・4 農地市場の進展	7 8
2・5 新しい州における旧国民所有地の民営化	7 9
3 ドイツにおける農業の経済状況	8 0
3・1 農業の全体経済計算	8 0
3・2 簿記記帳結果	8 1
3・2・1 法形態・個人経営と人的会社の主業経営	8 2
3・2・2 法人経営	8 8
3・2・3 小規模―兼業農業経営	8 9
3・2・4 有機農業の主業経営	9 0
3・2・5 経営に関連した直接支払い金と補助金	9 2
3・3 農業社会保険	9 4
3・3・1 農業社会保険政策	9 4
3・3・2 農業における最低賃金と70日規則	9 5
3・4 緑の職業（農業に関連した職業）	9 6
4 ヨーロッパとグローバルの中でのドイツ	9 9
4・1 作物生産物	1 0 0
4・1・1 穀 物	1 0 0
4・1・2 砂 糖	1 0 1
4・1・3 油糧種子	1 0 2
4・1・4 他の畑作物	1 0 2
4・1・5 果実と野菜	1 0 3
4・1・6 ホップ	1 0 3
4・1・7 ワイン	1 0 4

4・2	畜産物	105
4・2・1	牛肉	105
4・2・2	豚肉	106
4・2・3	家禽肉	107
4・2・4	卵	107
4・2・5	牛乳	107
4・3	再生可能な資源	109
4・4	有機農業	110
4・5	危機対応手段	111
4・6	農業の干ばつ対策プログラム	112
4・7	農産物の流通	112
4・7・1	品質政策	112
4・7・2	農業輸出	113
4・8	ドイツ農業とEUとの比較	115
5	農村地域	116
5・1	農村地域の現状	116
5・2	農村地域発展のためのヨーロッパ農業基金 (ELER)	116
5・3	共同課題 ” 農業構造と海岸保全 (GAK)”	119
5・4	連邦プログラム 農村の発展 (BULE)	120
6	林業	122
6・1	ドイツの森林	122
6・2	簿記記帳の結果	124
6・3	林業政策	124
6・4	2018年の干ばつによる森林被害	120
7	漁業	126
7・1	ドイツの漁業	126
7・2	簿記記帳の結果	127
8	農業政策の資金調達	128
8・1	連邦食料・農業省の財政 (2018年～2019年)	128
8・2	EU-財政	131
8・2・1	多数年の財政枠 2014年度～2020年度	131
8・2・2	多数年の財政枠 2021年度～2017年度	132
8・2・3	農業・漁業の課題	132

これまでの連邦政府報告書の作成：

農業の現状と政策に関する連邦政府の報告（農業法 § 4 § 5 による）

連邦議会への報告印刷物

緑の報告	1956年	～	1970年	（毎年度発行）
農業報告	1971年	～	2001年	（毎年度発行）
食料－農業政策報告	2002年	～	2004年	（毎年度発行）
農業政策報告	2005年	～	2007年	（毎年度発行）
農業政策報告	2008年	～	2011年	（4年毎に発行）
	2012年	～	2015年	（4年毎に発行）
	2016年	～	2019年	（4年毎に発行）

訳注：ドイツは、農業の近代化を目指して当時の西ドイツが、1955年に「農業法」を制定した。この法に基づき農業の現状と政策効果を分析・評価するために「緑の報告」を、毎年度ドイツ議会に提出している。その後、2008年からは、単年度毎の分析では政策効果が十分把握できないことから、4年毎に「農業政策報告」を、議会提出している。

2020・10・訳
青森中央学院大学
地域マネジメント研究所
中川 一徹

親愛なる読者へ！

我々はあなた方に、この4年間（2016年~2019年）の農業と農村地域の現状と、連邦政府の政策、当面の挑戦に関する情報を提供する。我々の農業政策は、ドイツの農業―食料業、国民経済のために経済的に重要な貢献を、果

たしていることを示している。470万人の人々が約1 040億ユーロ（約23兆2 800億円）の総価値生産を挙げている。

このための基礎は、約275 400の農業経営における農業者と、その家族の活動である。その際、農業は他のような経済部門ではなく、多くの課題を抱えている。我々の農業者は確実性だけでなく、適切な価格で高価値な食料を、我々の自然景観を守りながら生産している。農業は農村地域における就業と、生活のためのモーターである。さらに多様な伝統を守り、革新の促進者でもある。

しかし、この報告はこの期間内での農業者の収入が、大きな変動のもとにあった。既に今、2018/19経済年度の農業者の収入が、非常に良かった両前年の平均以下であった。過去の年に農業に対して、社会的期待がさらに変化した。

安全で高価値な食料の生産と並んで、より多くの家畜の福祉を配慮し、そして農業独自の関心事、つまり環境、気象そして自然をより強く守ることである。

そのため、連邦政府の農業政策の課題は、消費者の関心事、動物―環境―気象そして自然保護の必要条件と農業者の関心事を、調整する必要がある。これはさらに、農業者と家族のために適切な収入を、得ることでなければならない。

我々は連邦政府として多様な機能を持った、そして家族によって営まれる農民的経営、さらに地域に根づいた農業を維持し、強化する。

そのため、将来においても農業が社会的要請に変化（ヨーロッパのように国内も）することを、財政的に支援すべきである。農業は社会的な貢献のために、今後ともより強く奨励される。我々は、2020年以降の期間に関するGAP（EU-共通農業政策）の継続的発展に際して、最も高度な環境水準のために歩み続ける。連邦政府は、将来性のある、持続的な農業と魅力的な農村の理想像実現のために、デジタル化の活用をより強化する。

デジタル化の推進は、食料・飼料並びにより多くの家畜の福祉から、環境・資源を節約する農業生産のために貢献する。しかし、将来を指向した持続的な農業は、当面する研究と農業上の実践との間の科学情報の伝達が、不可欠である。さらに科学に基づいた政治的決定が、全ての社会的関係者のために、透明で理解できる情報が伝達されるべきである。

連邦政府の農業政策の明確な目的は、農業の必要な変革を積極的に支援し、そして付き添うことである。同時に連邦政府は、社会と農業との間の対話を奨励し、そして近代的な持続的農業とその生産物の価値評価と、社会的なより良い受入れに貢献することである。

読者の皆さんに今、興味深いこの読み物を届けたい。
心からのご挨拶を！

2019年10月23日

ドイツ連邦食料・農業大臣
ユーリア クレックナー
J u l i a K l ö c k n e r

A 部 課題・目的・展望

1 将来を指向した農業政策の基本

あらゆる政策分野に応じた連邦政府の目的と理想像は、国連の持続的な発展の 2030 アジェンダである。アジェンダ 2030 のための国内枠組みは、ドイツの持続性戦略（DNS）である。将来を指向した農業政策は、この方向の基本的な要素である。その際、農業政策の領域における重点は、特にドイツにおける持続的な農業―林業の奨励である。

つまり、**グローバルな持続的な食料の確保の保証**である。しかし、食料分野における持続的な消費モデルのために、そして森林伐採を伴わない農業の輸入原料供給チェーンである。つまり、農業、園芸、漁業が食料の将来的な生産を可能とするために。国民もまた、持続的に生産しバランスのある栄養のために、バランスある食料供給を十分に活用すること。そしてグローバルな食料確保に貢献を果たす。同時に農業は家畜のための飼料を準備する。

農業は林業とともに、持続的な原料と再生可能なエネルギーを生産し、さらに農村景観を形成する。同時にさらに良い意味の我々の故郷を。農業は経済、社会的安定、環境と健康上の効果でもって、包括的、結合的な食料システムの一部である。農業―食料業に対する社会的な期待は、今日かつての 10 年前よりも違っている。近代的農業で多く行われている実践は、特に環境―気象そして動物保護の観点から、社会的に問われている。

しかし、農業独自の関心もまた（特に気象変動の視点から）、持続的な経済と自然資源の責任ある取り扱いが不可欠である。同時に、農産物の大きく変動する価格と気象変動を通じたリスクが、農業経営のさらなる発展を困難にしている。そのため、ドイツの農業は計画の安定性と、信頼できる基本条件を必要とする。

連邦政府の目標は、持続的で、農地に結びついたそして革新的な農業である。有機農業と慣行農業も。次世代に対する責任のもとに、家畜に適した持続的な生産、そして生物多様性の保持並びに魅力的な自然―保養空間に貢献する。さらに経済的にそして技術的な発展を、活用しなければならない。我々のモデルは、持続的、生態系的そして責任ある経済的に効率性のある、地域に定着した農業である。

さらに魅力的で生存の価値ある、そして活力溢れる農村地域の形成、または保持のために適切な貢献を果たすことである。連邦政府の農業政策は、そのような農業のための基本的な条件を設定すること。その際、競争力のある多様な、バランスある食料の供給、消費者保護、動物保護、気象、土壌、水、空気、生物多様性、持続的な農業そして魅力的な農村地域における生活、労働、保養空間のために貢献する。

農業はまた、消費者の関心事、環境―自然―動物保護の必要条件、農業者の関心事との間を調整する。連邦政府はこれらの目的を、早急にそして構造的な崩壊を回避するために、農業における順応プロセスを、必要に応じて支援する。

農業は相乗作用を活用し、そして目的の対立を調整する。例えば、環境―気象保護と競争力の間、または農作物の収量と農薬の使用減少との間の。

連邦政府は農業政策でもって、農業者の必要な改革を実施できるよう、枠組みを設定する。流通並びに消費者は購入行動を通じて、変化する社会的期待に応えるための農業者の実践に報いている。

このことによって農業者もまた、状況を変化させるために経営を通じて、十分な収入を得ることができる。連邦政府は、家族が主導する経営（家族農業）を中心に据えて、農業構造発展のために尽力している。連邦政府の目的は、農業の生産システムと経営形態の構造的な多様性を、保持することである。農業分野における新しい経営の設立と経営後継者の確保の推進力は、魅力的な「緑の職業」（訳注・農業関連分野の職業）における労働と、教育のためのより良き将来展望が支える。連邦政府は、バランスのとれた農業構造のために努力している。農地に関して広範に分布している所有権は、次世代に引き継ぐ責任ある農業と持続的、経済的に成果多い農業のための基本的な基盤である。

地域に定着している産物と就業並びに地域の価値創造、そして加工チェーンから生じている長所（就業の場の創設など）を活用させる。まさにそれは農村地域での仕事と収入に貢献する。地域的に生産される食料、魅力的な景観と社会的な生活への積極的な参画は、さらにまた農業者並びに消費者との結びつき、同時に食料の価値評価を強化する。それに反して、地域を越えたコンツェルン構造は、農業構造上の発展目的でない。生産要因である農地は、不十分でかつ価値多い資源である。生態系上無傷な農地は食料生産のために、そして農村地域における多くの就業者の収入のためにも不可欠である。

農業政策の市場指向性は、我々の農業の将来方向の転換である。価値創造チェーンの中で、農業者の地位強化のために農業政策が支える。連邦政府の農業政策は、研究—科学、近代的、環境—そして社会的に協調できるテクノロジーの応用、そしてネットワークされたデジタル化上に設定する。農業政策は研究と革新、特に家畜の福祉、より多くの持続性、より多くの透明性と地域性、競争力のある持続的、経済的な農業経営の為に強化する。

この目的は科学的成果の移転に素早く明確に焦点をあてること。そしてこれを農業の実践に効果的に投入し、農業—食料政策上の目的達成がより重要である。革新（例えばデジタル化、バイオテクノロジーのような）は、21世紀における社会的共同生活と経済のための推進力である。しかし、これはリスクもチャンスも含んでいる。同時に生じている、そして見通しのつく変化を考慮に入れて、社会的懸念を受け止めねばならない。特に透明性を保障し、そして不安に出会うことによって。引き続き発展を視野に入れ、そして柔軟に調整しなければならない。

デジタル化の目的と大きな潜在力利用のために、連邦政府は農村地域における人々と経済のために尽力している。これには技術的な前提条件を創り出すこと、並びに経済的、生態系上、社会的そして政治的に首尾一貫していることが含まれる。目的はあらゆる経営形態と経営規模のための、デジタル化のチャンスを創り出し、リスクを最小化することである。価値創造チェーンにおいて、デジタル化と結びついている変化のプロセス並びに農村社会における、成果多い持続的、社会的協調性を創り出したい。

連邦政府の政策目標は、ドイツにおいて将来を指向した、特に家畜の福祉に方向を定め、環境に適応し経済的に負担可能な、そして社会的に受容可能な有用動物の飼育を保障することである。しかし、家畜飼育の地域的集中のため、過剰な栄養素と重度の環境汚染に対して、連邦政府は対策を講じて問題への接近を試行している。

ヨーロッパ共同農業政策（GAK）について、連邦政府は財政的に適切に活用するために、ヨーロッパレベルで尽力している。収入安定性の効果を確保し、そして野心的な環境—自然—そして動物保護を保障すること。そして農村地域の発展を考慮に入れる。連邦政府は、国際的なプロセスに食料の主権を、集中的に実践することを提起している。

中心的な目的は、食料の確保を世界的に強化することである。連邦政府は、国連と世界的に持続的な農業―食料業のために、そして持続的発展のためにアジェンダ 2030 実践でもって貢献する。

流通は我々の豊かさのために重要な柱である。これは**農産物流通**についても有効である。我々は流通を通じてグローバルな食料確保のために、連帯責任達成のために貢献する。我々は食料生産のために、世界でも良好な地域に生きている。技術的に優れたものだけでなく、食料に関しても安全、高品質、革新についても、「メイド イン ドイツ」の基盤に立っており、そのため世界的に求められている。農産物流通は、高品質水準と持続性を伴わねばならない。そのため、連邦政府は国際的に農業―食料産物もまた、ルールに基づいた貿易と輸送のノウハウのための取組み、並びに木材の伐採なしの、そして持続的な供給チェーン奨励のために、多彩な方法に参画している。

農業社会福祉政策は、連邦政府の農業政策の重要な柱である。これは自立したシステムとして、ドイツの法的な社会保険の中で組み立てられている。特に農業における構造改革のプロセスで、社会福祉の推進に役立つ。構造改革に係る個々人の経済的結果の緩和は、全社会的な継続課題である。

官僚主義による農家のコスト負担軽減について、連邦政府が努力している。

これを通じて農業と食料業における、就業促進と競争力強化のきっかけを、生み出すことができる。官僚主義の解消は重要な基準である。

農村地域はドイツにおいて「活力センター」である。優先目標は農村地域の魅力を保持するために、広範な土地の供給と社会的な生存配慮を保障し、地域の中心を建築―機能上発展させ、そして空き家状態との闘い、経済立地として農村地域を強化し、経済的な潜在力を高める。さらに光ファイバー回線―移動体通信の強化を広範囲に促進し、併せてボランティア活動も奨励する。

EU-共通農業政策は農村地域を、明確に強化している。同時に農―林業経営のために、そしてその家族と従事者のために、大枠条件（基本条件）もまた改善する。ドイツのあらゆる地域における同価値な生活関係の形成は、連邦政府がこの立法議会の任期において、自らの活動の中心に据えている継続課題である。なぜならば、地域的に大きな不均衡が、社会的な結束を脅かすからである。連邦政府によって設置された「同価値な生活関係委員会」は、ドイツ全土での国民のための真の「分有」のチャンスと、資源の公平な配分を目指している。

さらに幾つかの農村地域からの移転と人口稠密地への転入圧力を、減少させねばならない。村々の目的とする強化と、特に構造的に弱い農村地域は、農村の魅力向上と保持のために貢献することができ、そして発展の推進力を促進できる。連邦政府は最初の政策を決定し、そして各州と地方自治体の代表組織とさらなる対話を続ける。

森林政策の目的は、森林の多様な機能の貢献、並びに森林の規則に即した持続的管理の確保である。そして森林の自然一保護、保養機能を、合致させることである。その際、自然により近い森林管理のモデルが、既に 30 年以上前から、ドイツの森林政策の明確な目的であった。多面的な機能を有する林業でもって、国民経済と公共の福祉のために貢献する。気象保護と生物多様性の保護のみならず、さらに森林は農村地域における価値の創造と就業の場を確保する。

持続的な園芸を連邦政府は支援している。ドイツにおいて新鮮な、そして地域で生産されている果実一野菜を、多彩にそして消費者の支払い可能な価格で提供している。ぶどう栽培は特別な自然景観を形成し、そして価値多い文化財を生産する。同時に連邦政府は、持続的なドイツのぶどう栽培の現況と、このワインの国際競争力を強化する。その際、特に国際市場でのドイツワインの存在感を高めること。そして高品質産物としてドイツワインを、消費者に気づかせることが大事である。

持続的な漁業政策は、内陸河川・湖も含めて連邦政府の中心的な目的である。魚の現況の持続的な管理は、国民のための重要な食料供給としての商業漁業の基礎である。これは同時に漁業者の生存基盤である。さらに連邦政府は、持続的漁業の手本の実践でもって、国連のアジェンダ 2030 の国内外の持続性の目標、並びにドイツ持続性戦略達成のために、重要な貢献を果たしている。

2 EU-共通農業政策（GAK）は将来を指向し発展を

農業経営は計画の確実性を必要とする。それでもって自らの経営の更なる発展に、投資することができる。2013年にEU-共通農業政策（GAK）の改革でもって、2014年～2020年の期間に関して信頼できる枠組みを創り出す。市場指向のコースは継続され、そして直接支払い、特に緑化（グリーンング 例えば環境保護、生物多様性保持のために、湿地や採草地・草地の奨励）を通じて具体的な社会貢献をもたらすことに対して、強く結びつけられている。

EU-共通農業政策第1の柱（直接支払い）の財源から30%が、環境実績に係る緑化支払いに認められている。既にクロス コンプライアンス（環境配慮要件）に結びついている緑化支払いの導入は、生物多様性のために積極的な貢献をもたらす。しかし、効果は全体的に限定されている。このため、連邦政府は今後も環境一気象そして自然保護のための、GAKの高度な貢献に努力する。

国内では2015年～2019年の申請年に関して、GAKの第1の柱から4.5%の財源を第2の柱（農村地域の発展）への組み替えが決定されている。2020年の申請年に関して、直接支払い導入法の改正の第2法草案によって、6%の組み替えが計画されている。同時にこの目的は、これまで既に組替財源から融資される政策を、導入することである。加えてこの財源でもって新しい義務が、受け入れられることができる。

EU-共通農業政策第2の柱（農村地域の発展）の財源でもって、例えば各州が有機農業の導入と維持、特に家畜に適した飼育方法の導入、実践を奨励する。農地に関連した農業環境一気象保護対策のために、ないし地域に特化した契約自然保護政策のために、第2の柱を活用できる。例えば、生物的に特に価値多い草地状態が奨励される。各州は山岳地域も含めて、自然条件の不利な地域における奨励においても、各州が第2の柱を通じて、農業経営の競争力改善のための政策で支援できる。

これには例えば、家畜に適した畜舎での飼育と、経営の多様化（農場直売店または農家での休暇のような）への投資も含まれている。最終的に農村地域における社会経済的な構造を強化し、そして都市と同価値な生活関係を目指すために、農業分野を越えた農村発展の政策が奨励される。GAK 2014-2020の領域において、小一中規模経営並びに若い農業者は特に奨励される。

農業者は、まず第一に ha/年当たり 50 ユーロ（約 6 000 円）得られる。さらに 16ha について、ha/年当たり約 30 ユーロ（約 3 600 円）入手できる。40 歳以下の若い農業者は、2015 年から最初の申請に最大 5 年間追加的な奨励金を、ha 当たり/年 44 ユーロ（約 5 280 円）を、GAK 第 1 の柱から入手できる（経営当たり最大 90 ユーロまで一約 47 万円）。

GAK は 2013 年における改革でもって、明確に複雑にそして行政的な費用がかかっている。これまでの簡素化の努力が、限定的な効果のみであることを示している。2017 年末に基礎的な法規定（基礎一規定）の中において、いわゆるバスー規則（包括規則）でもって、幾つかの簡素化が達成された（例えば、積極的な農業者の定義の任意適用）。だがしかし、2020 年以降の GAK は明らかに、簡素化されねばならない。

GAK は将来において、ヨーロッパプロジェクトの欠くことのできない構成要素である。これは統一的な競争条件をつくり、そして全ての消費者が利益を得る高度な水準を確保する。そのために、ヨーロッパの付加価値を、より強く達成しなければならない。

GAKは、2020年以降以下のことについて、農業者に求める。高価値で安全な食料を、適切な価格で国民に供給すること。環境—気象—自然そして動物保護への高度な貢献を果たすこと。そして農村地域の持続的な発展を奨励する。

2018 年 6 月 1 日にヨーロッパ委員会が、2020 年以降の GAK のための立法提案を提出した。その中に新しい実行モデルについて、加盟国のより多くの柔軟性を認めるべきである。国内 GAK —戦略の領域において、加盟国がこのための適切な政策を通じて、掲げている目的達成のために決定すべきである。GAK もそして数年にわたる融資期間（MFR）についても、現在委員会が EU-レベルで審議している。

連邦政府は、助成額について高い規準への視点でもって、新しい実践モデルを支援する。ヨーロッパ委員会は、環境—気象政策的な観点でもって、より高い野心的なレベルで努力すべきである。だがしかし、全ての加盟国のために明確な、そして義務としての「ガードレール」（保護対策）が求められる。それは農業政策の共同の特徴を確保し、そして競争の歪みを回避することである。

連邦政府はGAKの領域において、環境貢献をより強く奨励する。農村地域はさらに将来に視点を合わせるべきである。これはGAKがヨーロッパの付加価値を向上させる。その際、農業と農村地域は将来への挑戦を克服するために支援されねばならない。さらに気象保護と気象変動への適応、環境―自然保護、社会的に受容される家畜の飼育、持続的、健康保護のための栄養システム、魅力的な農村地域並びに世界市場でも競争能力のある農業である。

ヨーロッパ委員会のイメージによって、第1の柱並びに農地―家畜に結びついた直接支払いを、これまでの第2の柱との結びつきの上に、条件付きのシステムとした。直接支払いの認可は、環境、気象、食料の安全、家畜―作物の健康並びに動物保護との関連と結びついた、社会的な要請を守ることである。これは一方では、いわゆる経営管理に対する根本的な要請（GAB）と、他方農地の農業上、生態系上良い現況（GLÖZ）のための水準を包括している。

現在まだ有効な義務付けられた緑化―条件が、加盟国から詳しく練り上げられた現況（GLÖZ）―基準に移行された。管理システムの組み立ては、EU―法上の規準領域において、将来的により強く加盟国に委ねられる。さらに現在の提案が計画されている。加盟国が農業者のために、自由選択の有機―規則（ECO-計画）を、予定しなければならない。有機―規則の政策は、条件付きの要求を越えねばならない。

第2の柱について ELER―財源の最低30%が、環境―気象保護の目的のために、計画されている。新しい条件は有機―規則と一緒に、第2の柱の環境に関連した政策（特に農業環境―そして気象保護（AUKM））、いわゆる「緑の建築」である。

EUが1つの明確な統一した大枠を決定し、ドイツはそれを受けて配慮する。つまり、信頼できる目的並びに共通の将来課題―環境、気象、自然そして動物並びに全加盟国におけるバランスのとれた食料供給を、適切に実現させる。今、競争の歪みを様々な要望、規制水準を通じて回避する。

健全性を保った食料システムは、農業生産の領域においてまず第一に食料に起因する病原体の感染（例えばカンピロバクター―家禽肉における病原菌）を、徹底的に最小化する。そして食料における有害物質との接触と残留の限界値の超過を防ぐ。例えば、穀物、クルミのマイコトキシン、真菌黴など。

さらに食料において価値をもたらす含有物質（例えば、ビタミン、ミネラル物質、不可欠な脂肪-アミノ酸）の含有量と、価値の少ない内容物（例えば、食物アレルギーの原因物質のアレルゲン、硝酸塩など）を、作物の栽培上の適応に際して最適な状態にする。健康を維持する食料システムを通じて、更に継続的な情報が連邦食料・農業省の次の食料政策報告に準備されている。

2020年以降のGAKの継続的な発展のために、ヨーロッパ委員会立法機関の提案は、ドイツの重要な幾つかの関心事を配慮している。そのため、連邦政府はさらに市場指向のコースを遵守し、そしてEUにおける生産増大と切り離れた直接支払い（カップリング）を継続する。この直接支払いは収入安定のために、そして同時にリスクへの予防に貢献する。これはまさに農産物の低価格な状況において、まさに経営を支える。

ドイツは環境-気象基準の順守に対して、直接支払いのより強い結びつきを歓迎する。この領域においてELER（農村地域発展のための基金）の各野第2の柱から、奨励の可能性が挙げられる。個々の農業経営を強化するだけでなく、それぞれの地域で必要性を伴った、全体的な農村地域を支援する。これには自然資源と気象保護の持続的な管理保証も含まれている。

個々の政策の組立ては、「緑の建築」の総合一括法案においてのみ、意義深く行われる。連邦政府は現在、様々な可能性を試行している。EU委員会の提案は、ドイツの視点での行政支出（例えば、官僚主義による無駄な経費）の削減に効果が期待される。これを背景にコストの低減-節減並びに労働力の配慮など、加盟国の自由選択に委ねられるべきである。

勿論、大規模経営は部分的に著しくコスト低減に有利である。そのため、連邦政府は、小規模経営も含めた直接支払いの配分を、バランスよく実行できるように試行している。例えば、大規模で資金的に強く、そして非-農業活動も伴う資本会社（法人、株式会社）が、高額な直接支払いによって支援されている、多くの支店経営で農業を営むことが、社会的に正当化できるかどうか。

そのため、連邦政府はこのようなコンツェルン-持株会社形態を、明らかに減少させられるかといったことを、試行している。ヨーロッパ委員会の提案もまた、“本物の経営所有者”について、幾つかの厳しい点を明示している。例えば、著しく追加的な管理経費、副業的な農業者の不利益、また自然を優先した農地の管理団体など。

そのため、加盟国は自由選択すべきである。さらに価値創造チェーンにおける生産者の立場が、強化されるべきである。そのため、契約成立協定が適切であること、そして食料供給チェーンにおける企業との間の取引関係の中で、経済上の不公正な企みを除外すべきである。この目的は、農業—食料供給チェーンにおける企業間の取引関係の、不公正な流通上の企みに関する 2019/633 EU 指針が有効である。

農村地域の発展潜在力は、より強く活用すべきである。人口上の変動との関連においても、魅力的な生活—自然空間として保持するためにも。GAK（EU 共通農業政策）は、首尾一貫して農業者に感じ取れる重要な関心事である。EU-加盟国との間の一貫した課題の配分が不可欠である。そのため、連邦政府はヨーロッパ委員会が、加盟国の政策展開の大きな余地を、明確に認める新しい試みを支持する。

加盟国のこの”政策展開の余地”は、EU-法の展開並びに加盟国内での実践に際して、より強く活用されねばならない。GAKは一面では目的—成果を指向して展開され、他方では受益者のために行政管理上の簡素化を達成すること。

ヨーロッパ委員会の提案はまだ十分ではない。委員会は 2020 年以降の GAK の提案の中で、社会的な期待に対してバランスのとれた、そして持続的な食料生産と家畜の福祉について取り上げている。さらに委員会は、GAK 財源の多分 40%を気象保護のために、寄与するために拠出する。まさに農業分野における環境—気象政策を考慮して、GAK の国内実践において決定的に重要である。

3 ドイツにおける競争力強化と革新的な農業現況を確保

3・1 近代的農業のためのデジタル化の強化

デジタル化は農業—食料業に対して、多様なチャンスをもたらす。これはさらに農業—食料業の分野において、環境—そして資源の節約を促進し、家畜の福祉を改善すること。農—林—食料業並びに食料の品揃えを、全体的に持続的に展開すること、そして農業実践分野における労働条件の改善に貢献する。これまで記したようなチャンスを活用できるために、持続的な農業の仕事においてデジタル化の促進が重要である。

農業におけるデジタル化に際して、ドイツが先駆的な役割を担うことが大きな目的である。

農業は他の多くの経済分野との比較して、デジタル化の領域で遥かに進んでいる。この変化の技術的な促進者は、「モノ インターネット」（訳注・様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組み）、「ビッグデータ」、「クラウド コンピューティング」（訳注・インターネット上のサーバー等を利用して、作業を行うサービスの形態のひとつ）、「人工知能」並びに「ロボット工学とセンサー」「スマート農業」、「アグ テック Ag Tech 農業 4.0」（訳注・バイエルン州で生まれた GPS やセンサーを活用して畑や牛舎を管理するシステム）などである。

この技術を促進する場合、領域が部分的に重なる。目的は経済的、生態系的、社会的な持続性の意味において、広く可能な限り活用することである。経済分野の中での様々なパートナー、技術的な施設と機械並びに多様な機関、各州、連邦、EU の範囲まで可能とする。連邦政府に関しては、ここで二重の挑戦が生じている。第一は、ドイツ経済が多くの分野に可能な限り関与しており、そして先導的な役割を担っている。第二は政策的、法的領域で国内そして国際的にさらに発展させねばならない。

社会的に望ましくない方向において構造変革を促進し、そして望まない結果を最小化されねばならない。全ての経営形態一規模が、デジタル化から利益を得ることができる。この挑戦は特に困難を克服する。なぜならば、デジタル化はグローバルに行われ、そして全ての生活分野を包括している。部分的に時間の経過において、強調され際立っている。特に重要な変化が起きるか、ないし特別に重大な意味をもって規制の必要性が生ずる。

連邦政府は大枠の条件づくりを通じて、農村地域、農業一食料分野そして環境においてデジタル化を望む人々のための利用によって、大きな可能性が生ずる。デジタル化の潜在力は、大いに活用されるべきである。同時にリスクも確認すべきである。そして早めに防止対策を講ずることができるために、リスクを最小化する。その際、人間、動物そして自然における必要性を中心に据える。

このために決定的なことは、デジタルインフラ構造への接続である。つまり、データに関する明確なルール、より多くの参加とともに創り出すこと、専門知識の蓄積と研究、革新を奨励する。デジタル化を通じて、大きな変化を引き起こす農業―食料分野並びに農村における生活関係が、決定的に変化する。デジタル化は、適切な政治的な支援を必要とする。

連邦農業省（BMEL）はデジタル化によって、既に始まっている変化に寄り添い、可能な限り参画し、デジタル化への適応に際して支援し、革新を通じてさらなる発展を奨励する。デジタル化の中心的な要素は研究である。特に適応関連の研究プロジェクトへの小―中規模経営（KMV）の参画のもとに、農業―食料業の分野または農業経営が、デジタル化を促進するのに適している。

BMEL のデジタル化の課題設定は、専門研究の活動においても適切に反映されている。さらにスタートアップ―奨励の分野において、可能な限り革新的な企業、つまり、農業―食料業分野のテクノロジー的な発展のために、貢献することを支援する。社会の利益のためにより良く利用できるために、そしてそれでもってデジタル農業の大枠条件（基本条件）―形成という、公的な課題に対応すること。

そして BMEL が、農業における連邦プログラム・デジタル化を通じて、参画を強化する。このため、総計 6 000 万ユーロ（約 72 億円）の助成金を、2022 年までの計画に入れている。政府によって配分される財源の大部分は、実験分野に投入される。BMEL は、既に数年来デジタル化分野における研究プロジェクトを、奨励している。BMEL の革新研究は、これに関してしっかりとした要素である。

特別な注目点は、将来的にデジタル化の特定の分野の、社会経済的効果の研究におかれている。さらなる研究分野は、データの信頼性、データ主権そしてデータの活用である。デジタル化の分野における研究領域は、さらに広範に強化されるべきである。特に革新プログラムにおいて、デジタル化の分野でのさらなる重点、精密農業、分散型ネットワーク（訳注・多数のコンピュータをネットワークで接続し、作業を分担して稼働するシステム）並びにデータ管理におかれている。実験の分野は、農業経営におけるデジタルテストである。

目的はデジタル技術を作物保護、環境、家畜の福祉、生物多様性そして労働力軽減に、最適に投入できるように研究することである。

人工知能（KI）は、昨年新しい成熟段階に達し、そしてドイツとヨーロッパの経済的な競争力強化のための、重要な促進者に次第に発展している。KI はまさに農業と食料業においても、幾つかの大きな挑戦を克服するために貢献する。労働用具は、「機会によって学ぶ」を通じて自立的な経験を発生させる。

KI の当面する素晴らしい発展が期待される。見通しのつく期間内で農業におけるロボットと設備が、労働処理の各領域に関してのみでなく、独立して決定する知的システムのネットワークを通じて、独立して行動する「システムのシステム」を発展させる。自分で学ぶ機械は、将来的に農薬散布を削減するか、または家畜の福祉を適切に監視する。BMEL は、連邦政府の KI 戦略の実践に積極的に参画する。

3・2 リスク予防のための手段をさらに発展

科学の評価によって将来の生産と天候も、市場一価格リスクも増大する。それによって、リスクマネジメントが重要性を増す。連邦政府の観点から一番前に、農業経営主を彼らの経営のために、個々人に応じたそして適切なリスクマネジメントを発展させ、そして実施することを必要とする。農業一林業経営が市場一天候条件による収益変動に際して、所得税法の § 32 c における税軽減のための税上の負担軽減を取り上げる。

このことによって農業一林業の収入は、3 年の期間からの平均利益を基礎に課税される。そして変動する収入に際して、所得累進課税上の不利な影響を和らげる。ヨーロッパ委員会の助成法上の試行に基づき、なお規則に対する改正が計画されている。これに対する法案は、2019 年 7 月 31 日に連邦内閣によって、立法手続きに提出した。立法手段の終了後、ヨーロッパ委員会は税の均平化を実施する。

連邦政府は農業政策において、市場指向のコースを追及している。そのため、まず第一にリスク管理において、私経済的な問題解決の手がかりを必要とする。

国の政策は個別経営に過大な負担を強いるときに、特別な状況において、そして重大な危機に際して行われる。

市場政策のような今ある手段でもって、異常な市場危機において特別な機器対策、並びに特別な状況下での公的な目的に応じた支援を、十分な手段でもって実施する。加えて農業者の収入確保など、直接支払いを役立てること。同時に経営の著しいリスク予防に貢献している。

連邦農業省は、2020年以降の体制について各州とともに、「農業における危機一リスク管理報告」を、2018年9月の農業大臣会議に提出した。これをベースに農業における「危機一リスク管理」の分野で、現在様々な選択肢を試行している。リスク管理の手段の義務適用（2020年以降のEU-共通農業政策GAKのための、ヨーロッパ委員会の立法のように）を、連邦政府は受け入れてない。

基金または保険システムは、市場進展に対する必要な適用を無理強いするのではなく、競争の歪みをもたらすものでもない。ELER（訳注・農村地域発展のためのヨーロッパ農業基金）の領域において、加盟国に関するリスク管理手段の公的奨励の決定は、将来的にも自由選択を保つべきである。

連邦食料・農業省は、2020年以降の共通農業政策（GAK）交渉の領域において、リスク管理として優先して自由に民間経済的な解決に努める。公的なりリスク防止対策の前に。

3・3 農地の喪失を阻止する

ドイツ国土の半分以上が農業で用いられ、さらに30%が林業である。農地に対して人の居住、交通、工業そしてインフラ構造による競合が、激しくなっている。世界的には、食料と農業原料生産のために利用されている農地が、喪失している。

ドイツにおいては、農業以外の土地利用が進み、農地が減少している。食料確保を優先して遵守すること、並びに価値多い自然空間を保持するために、農地の確保が重要である。連邦政府の目標は、2030年までに人の移住一交通目的での農地需要を、1日当たり30ha以下に減少させることである。

2016年11月に連邦内閣で決定した2050気象プランと、そして社会と経済における基本的な方向転換のための「防護柵」において、温室効果ガスの生じないドイツの在り方を記述している。

連邦政府は、2050年までに農地消費目標を、実質一ゼロ（Netto-Null）の達成に努力し、これをもってヨーロッパ委員会の目標設定に取り上げるよう働きかけする。

ドイツにおいて2004年から2007年までの期間において、移住、交通のための土地への新規需要はまだ、1日当たり約113haに達している。これに対して2010年から2013年の期間中は73ha、2013年から2016年には62haに減少している。連邦一州の作業グループ「農地保護と持続的な農村の発展」は、農村地域における農地の農業以外の利用制限のための、共同推進策を策定する。これには農村内部発展のための潜在力の把握、並びに潜在力の活性化のための構想発展を含んでいる。

さらに農地需要の減少を背景に地方自治体間の共同活動が、強化されるべきである。これと並んで相談担当者として「土地マネージャー」の任命と、その活動プロセスの導入を実施する。同じく農村発展の手段は、戦略的に農村内部発展に向けられ、そして農地管理の手段でもって介入補償と、結びつけられるべきである。再生可能なエネルギーから獲得された電気は、電気ネットワークの拡大の際に、その土地で用いられる必要がある。

この電気ネットワークの拡大は、スピーディにそして広範囲な受入れでもって可能になる。このため、連邦政府は特に電気ネットワーク拡大促進法、伝送法そして連邦電気需要計画法でもって、法的基盤を設定している。農業政策上の観点から、農一林業用地から可能な限り少ない利用に供する。該当する農地所有者のために、農地価格低下のための適切な損失補償の承認が避けられない。

その際、超高圧送電ケーブルの地中化と結びついた、より強い農地への侵害拡大に特に配慮する。エネルギー効率強化促進法（NABEG2.0）において計画されている損害補償法の改正は、このような背景のもとに行われる。地下ケーブルもまた、特に農地防護法の考慮が必要である。自然保護法上の侵害規則適用の分野における、鉄道路線強化に基づく決定に際して必要な補償政策は、農業構造関係をも配慮されるべきである。連邦政府は、当面連邦損害規則を準備している。連邦機関によって認可されるところの損害補償を、基礎に規制されるべきである。

3・4 農業に関する土地所有権の広範囲な分散を保障

農地の買収と賃貸借による農地の入手は、農業経営の発展可能性のための中心的な手段である。農地に係る所有権の分散と農地の自由裁量権は、地域における価値創造のうえで、そして村々や地方自治体における、農地所有者の関わりでの生産構造と就業の場において、効果を有している。農地の利用競合減少でもって、控えめな価格変動と融資可能な賃貸一購入価格でもって、再び農地市場で農地競合が増加している。

このことは多くの農村地域において、農業経営を新しい挑戦の前に立たせている。特に 2007 年の金融危機以来、非一農業者の投資家が農地に対して、より強い関心をもっている。ドイツにおいて 2005 年から 2018 年の間に、170% 以上の農地価格の上昇は、特に農業者を現地の農地市場に対して、著しい問題の前に立たせている。農地の購入一賃貸価格の高い水準は、農業経営、特に農地へのアプローチを強化し、農業上の生存基盤を築こうとする人を困難にしている。

多くの場合に必要な賃貸料または農地購入のための資本金は、営農的に最早正当化できない。結論は経営が長期的に営む賃借地を失うか、または提供された農地を入手できない。全体的に借地料金の上昇は、借地希望する農業者への公的支払いの収入移転を、当地に住んでいない土地所有者/非農業者にもたらずことになる。

この公的支払いに対しての直接支払いが、大きな割合を占める。さらに地域を越えた投資家の活動は、構造的に弱い農村地域の価値創造を流出させ、そして農地を通じた自由裁量権の集中を誘導する。村々において活動している経営者の数は、減少している。なぜならば、経営所在地の管理機能を、経営の本拠地に移されるからである。農業上の有資格者の少ない労働の場は、非一地元季節労働者によって占められている。

この進展は、農村地域に関する連邦政策の政策目標と矛盾している。同時に奨励金の一部もまた、経営と農村地域外の本拠地のある地域に、競争力強化のために流入する。そのため、農村地域における価値創造の維持は、各州による割当購入の規則に際して、農業構造上の追加目標である。農地市場政策の領域は、基本的には財産保護の法規定であり、同時に財産所有権の社会的義務と結びついている。

これは食料生産の基本的な土台としての増えることのない土地である。増えることのないこの農地は、食料生産の基本的な土台として法規定の中で、むしろ資源としてよりも財産投資として取り扱われている。つまり、連邦憲法裁判所が 1967 年に確定した。この根拠づけは、ヨーロッパ委員会が 2017 年に取り上げ、そして確定した。農用地は、農一林業の持続的な利用並びに奨励される農業構造の意味において、農地市場で調整されねばならない。

農地市場における重要な農業構造上の目的は、農地所有権、農地相続に際して、農業者の優先権、市場支配的な地域の回避、農村地域の経済的安定のための貢献、投機的な傾向の制限、農地の農業上の利用優先、そして情報状況と市場透明性の改善である。連邦政府は、農地市場政策改善のための目的について力を尽くす。

各州は農地法の改正に際して、バランスのとれた農業構造と、農業外の投資家の活動停止を、支援するべきである。さらに農林業用地管理会社 (BVVG) に、まだ残っている農地配分のための規則が改正される。その際、若い農業者並びに生活基盤を築こうとする人に、特別な配慮を認める場合である。そして居住地域の形成に際して、農地の新しい利用を持続的に展開するべきである。さらに洪水防護の保障に際して、農地所有者の関心事を取り入れるべきである。最終的に土地取得税について、法人と人的会社が所有不動産を、「分けて販売」する手段での税支払い回避を制限している。

農地市場に影響を及ぼす政策に関して、連邦と各州との間で権限を配分している。改革 2006 年以来、農地市場法上の手段は、各州の権限領域におかれている。そのため、連邦と州との間で密接な合意が不可欠である。連立政権協約における課題に沿って、連邦政府はバランスのとれた農業構造と、農業外からの投資拒否の目的でもって、農地法上の課題の改正を支持している。

この課題実践のために、そして各州一権限に基づいて、この挑戦を克服するための共同責任は、2018 年秋の各州農業大臣会議で確認されている。また、「連邦一州イニシアチブ 農業土地市場」でも確認されている。これは土地投機の回避または農村地域における価値創造の保持といった、農業者優先といったような農業構造上の目的が、時代に即して掲げられるべきである。

3・5 革新攻勢

革新はドイツと世界において、重要な食料と農業を革新する。革新は、農一林業、園芸そして漁業の効率性強化に著しく貢献する。革新的テクノロジーの投入が、チャンスを切り開く。しかし、これはリスクにも結びついている。技術的革新と並んで、社会的革新にとっても必要である。つまり、持続的な発展の中心的な立役者として社会が迎え入れる。連邦政府は新たなテクノロジーのチャンスとリスクに対して、事前の備えの原則を配慮する。科学的な知見を基礎に、そして事前の備えの原則配慮のもとに、ドイツの農一食料業において革新的なテクノロジーを、確実に導入する。

3・5・1 将来のために研究と革新でもって課題解決を見出す

ドイツの農業政策は、目的に合ったそして将来を指向した決定を手に入れるために、広範囲なそして自立的に優れた研究に対して奨励を行っている。

このため、連邦食料・農業省（BMEL）は所管業務の中に、研究施設と科学官庁を組み入れ、そして財政を支出している。研究者は、EU の多様な連携プログラム、ヨーロッパ、そして国際委員会で活動し、国際研究施設と協力している。革新的な研究と専門的、科学的、政治的実践は、研究施設の研究実績の特徴と、相互的にかつ密接に関連づけた課題に取り組んでいる。この研究施設には、4つの連邦研究所が属している。さらに科学的な課題について、連邦リスク評価研究所（BfR）、連邦食料安全・消費者保護局（BVL）そしてドイツバイオマス研究センター（DBFZ）に、研究課題を委任している。

4つの**連邦研究施設**ユリウス・キューン研究所（JKI・栽培作物）、フリードリッヒ・ローエフラー研究所（FLI・家畜の健康）、マックス・ループナー研究所（MRI・栄養と食料）そしてチューネン研究所（TI・農村地域 森林 漁業）が、BMEL の食料、農一林一漁業そして消費者政策の科学的な意思決定に際して、助言を行う。その際、公共の福祉に役立つために、これら専門領域での科学的な知見を提供する。BfR は健康上の消費者保護のために研究し、そして食料一産物そして化学物質の安全性のための研究を、推進している。BMEL は重要テーマの解決を促進させるために、研究プロジェクト特別プログラムから、奨励財源を支出している。

BMEL の研究政策は、農村地域の将来、健康な生活、デジタル化、持続的な農業と食料などグローバルな責任といった、クラスターに対して向けられている。また、BMEL は革新奨励のための成果あるプログラムでもって、自然資源の大切な取り扱いのもとで、国際的な競争力とドイツ農一食料業の科学的な革新力強化に、重要な貢献をしている。

研究革新プログラムは、この分野における技術的進歩を促進する。研究計画の奨励でもって、革新的な産物、方法そして発展が支援され、そして科学的な成果を基盤としたサービスを提供する。BMEL は、2007 年以来、継続的に 2 100 万ユーロ（約 25 億 2 000 万円）を、現在 5 600 万ユーロ（約 67 億 2 000 万円）の革新奨励のための財源を、増額している。ヨーロッパ革新パートナーシップ ” 農業の生産性と持続性 (EIP – AGRI) ” は、EU2020-戦略の領域において、イニシアチブをとっているところの、5 つの革新協力からなっている。

このパートナーシップの手段は、ELER(農村地域発展のためのヨーロッパ基金)実施に際して、革新的プロジェクトを現実化し実践上の知識をより良く組み合わせるために、農一林業実践、研究、技術普及そして農業経済の各代表者間の共同活動の新しい道が可能になった。ドイツ全域で科学、実践そして経済の 190 以上の実践グループが、共同活動を行った。” 生産と持続性において、より少ない取り組みでより多くの成果を” の、目的に対して活動してきた。

連邦プログラム「有機農業」と「持続的な農業の他の形態」から、3 000 万ユーロ（約 36 億円）が研究財源として準備されている。同時に有機農法は、生産、加工そして販売における弱点を克服することで、さらに拡大が可能である。連邦プログラム有機農業と他の持続的な農業 (BóLN) の領域における研究奨励は、実践上の成果普及と栽培方法、新しいテクノロジー発展のための重要な重点を構成している。

BMEL の**蛋白作物戦略**の支援でもって、ドイツにおける地域の蛋白作物面積（ソラマメ、エンドウマメ、ハウチマメ並びにクローバー、ムラサキウマゴヤシそしてスイトピー）を拡大し、そして栽培上の輪作の中に、より強く組み入れるべきである。これに国際的な大枠条件を配慮のもとに、国内のマメ科作物の競争上の不利を減らし、そして研究の隙間を埋め、そして実践において成果ある対策を試行し、実行すべきである。

特に花咲くマメ科作物は、花の蜜を授粉する昆虫のための優れた餌基盤の増加を提供し、そして無機質肥料の節減と土壌肥沃性向上によって、際立ったものとなる。その上地域で生産された蛋白飼料の提供に貢献する。連邦政府において、この奨励のために毎年 600 万ユーロ（約 7 億 2 000 万円）を措置し、活用されている。再生可能な原料についての研究—普及—デモンストレーション計画は、2019 年に約 8 400 万ユーロ（約 100 億 8 000 万円）の財政で実施された。

再生可能な原料の研究奨励は、まず第一にこの原料の生産から利用まで、生産ラインの構築と非—食料分野における、再生可能原料のさらなる利用可能性の開拓が対象となっている。BMEL は、農産物の多様性の維持、農—林—漁業の潜在力を開拓し、そして持続的に利用する戦略目標を実践し、遺伝子資源（作物、動物、林業、水生生物）に関する分野独自の専門プログラムのために、毎年約 300 万ユーロ（約 3 億 6 000 万円）を支出している。

同時に生物多様性の保持と利用のためのモデル—デモンストレーション計画、並びにドイツの農業における生物多様性の把握と記録のために、特別調査導入を奨励する。BMEL は、重要な取組み分野であるデジタル化、家畜の飼育と畑作戦略において、科学を基礎とした試み、近代的なテクノロジーそして結合されたデジタル化に対する、新しい奨励プログラムを設定した。

畑作戦略について、2019 年に 1 000 万ユーロ（約 12 億円）計画された。その中で財源は家畜の多い地域において、糞尿問題解決のために貢献している。革新促進者としての農業におけるデジタル化を進めるために、2019 年に 1 500 万ユーロ（約 18 億円）を準備している。さらに BMEL は、2019 年の家畜戦略に対して、1 500 万ユーロを計画している。つまり、家畜の福祉、環境保護そして気象保護に集中される。ドイツ連邦教育・研究省（BMBF）は、新しい種類のそして将来性のある農業システムの発展を奨励している。

BMBF（連邦教育・研究省）は、食料に対して増加する需要と有機に由来する資源を、目的との競合を回避しながら確保することを支援する。持続的な資源としての農地のテーマに対して、BMBF は長期的な奨励対策でもって、管理する農地（草地も含めた農業と園芸）に関与する。この目的は多様で広範な生態系サービス（訳注・生物・生態系に由来し、人類の利益になる生態系の公益機能のこと）への視点でもって、土壌資源の効率性の良さを持続的に保障し改善する。

このため、BMBF はこれまで 7 500 万ユーロ（約 90 億円）の奨励財源を準備している。加えて BMBF は新しい奨励政策でもって、植物根と土壤生態系システムに対するプロジェクトの奨励を意図している。さらに持続的な農業発展の背景において、根圏システムをこれまで以上に、より強く活用することに貢献すべきである。目的は作物の生産性向上、資源効率化の改善、害虫の防除、非一生物的なストレスと農薬の使用減少、回復力の改善のために、根圏システムの理解と活用である。

3・5・2 バイオテクノロジーは安全にそして責任の重い使用

バイオ経済に関して全体的に持続的な発展のチャンスとリスクを考慮し、そして事前の配慮の原則のもとに、消費者の自由な選択を保証すること（これはバイオテクノロジーにも有効）。信頼すべき調整の枠組みと科学的、技術的な潜在力の持続的な活用を認め、その継続的な進歩を考慮すべきである。その際、人間、動物そして環境の保護は、純粹に経済的な検討の前の基本的な優先事項である。

科学、研究、栄養工業並びに人間一獣医学は、バイオテクノロジー手続きが今日不可欠である。バイオテクノロジーは、研究、経済、農業そしてバイオ経済発展のための、重要な将来分野である。さらなる刺激は、新しい分子生物学技術（NMT）の投入によってもたらされる。バイオテクノロジーの利用は、作物の品種改良において実施されている。

科学一テクノロジーの立場をとるドイツは、責任の重い分野において、重要な将来分野としてバイオテクノロジーを活用しなければならない。

目的に対応した「遺伝子ハサミ」（CRISPR/Cas9）のような NMT（訳注・ゲノム DNA 切断酵素 Cas9 蛋白による DNA 二重鎖切断）は、著しい革新潜在力を含んでいる。同時にリスク除去は不可欠である。目的は潜在力を認識すること、そして将来性のある持続的な農業一食料業のために、責任をもって利用することである。例えば、作物の生育に対して特定の病気への耐性を、創り出すことが挙げられる。

連邦教育・研究省の奨励イニシアチブのテーマ領域において、例えば、有用植物のゲノム一編集の分野で概念実証（訳注・proof-of-concept 新たな概念の実現可能性を示すために、簡単な実現化を行うこと）の手がかりを発展させる。

分子精密育種は、CRISPR/cas9（訳注・DNA 日本鎖を切断してゲノム配列の任意の場所を切断、置きかえ、挿入することができる新しい遺伝子技術）の手法でもって、育種を決定的に改善あるいは促進することができる。

バイオ技術的な応用分野の促進と奨励に際して、特に小一中規模経営に焦点を当てねばならない。連邦食料・農業省（BMEL）にとって、可能な経済的、生態系的そして社会的発展を視野に入れることが有効である。BMEL は、このために開かれた多くの関心事の代表者間で、透明性をもった議論を開始した。ヨーロッパ上級裁判所（EUGH）は、2018年7月25日に決定済みである。

分子精密育種の手法を用いて、品種改良した植物と動物を遺伝子変化させた有機体（GVO）の2001/18 EU 遺伝子組換え生物環境開放指針の意味において、適切に取り扱わねばならない。この結果において例えば、CRISPR/cas9 を用いて植物を発展させ、これから獲得した食料・飼料が、市場に流通する前に遺伝子法的に認可されねばならない。

NMT の手法によって育種した植物の研究強化に関して、同じく遺伝子技術法による認可が必要である。新しい育種技術で品種改良した植物について、常に個々の具体的なケース毎にリスク評価をするべきである。EU 加盟国は、EU 上級裁判所の判例に基づき、取り扱いの余地と商品流通上の注意事項を注視する。

3・5・3 品種改良のチャンス

品種改良は、増大する世界人口に持続的に食料とエネルギーの供給を確保するための重要な鍵である。連邦政府は食料確保、気象変動と自然資源の限界へのグローバルな挑戦を背景に、作物の品種改良と家畜飼育において、さらに汲み尽くされてない大きな潜在力を、資源効率の良い産物へと発展させる。品種改良で得られる進歩は、次世代に持続的に、価格的に良好にすべての子孫に効果を及ぼす。同時に品種改良は、将来的な挑戦の克服に際して重要な礎石である。資源に優しくそして社会的に受容される生産からの食料でもって、人間の食料の権利のように。

連邦食料・農業省は、目的とする品種改良によって既に変動する気象条件に対して、自然と栽培作物との適応を奨励している。

これには特に抵抗性品種改良が属している。有害生物と非生物のストレスに対する作物の抵抗力を強化する。乾燥・暑さのストレス、寒さ、栄養素・水の使用効率といったような、現在の気象条件を通じた品種改良の目的が、常に重要である。そして作物の収量を高めそれを確保するために、連邦政府によって強く奨励されている。

この必要な品種改良の進歩をさらに促進するために、従来の育種から分子マーカーを通じたゲノム選抜まで支援している。この背景において連邦食料・農業省の奨励の目的は、作物の品種改良研究における、著しい革新のための基盤として、科学的知見の獲得を高めることである。奨励の重点は、機能的な生物多様性、超一有機体（Meta-Organismen）としての植物、資源の使用効率、予測的品種改良の研究、有用植物の応用研究、そして”緑の情報処理学”も対象にしている。

連邦食料・農業省のさらなる政策は、様々な栽培システムにおいて、作物品種改良上の革新が比較される。革新的な有用植物の効率性判断のために、高い収穫量、収穫の安定性並びに好ましい、または好ましくない内容物のような古典的な基準も考慮する。しかし、農業生態系システムにおける、生物多様性のための重要度並びに栽培の社会経済的な効果もまた、同じ意味をもつことを調査する。

目的は農業が将来的にも多様な、そしてその地に適した種の多様性を駆使できることである。高度な効率性も重要な抵抗性ないし耐性も、そして資源効率性についても、活用できることである。

G20 の農業大臣の委任でより良い国際共同活動と、小麦の品種改良、有用作物の干ばつストレス・塩類受容性、水分利用効率性を背景に実践するために、連邦農業省は既に昨年、関連研究所とネットワークとともに国際行動を先導し、そして次年度においてもこのことをさらに追及する。国際レベルで動植物の連続している全ゲノムを読み取るシーケンス処理（各クローンの塩基配列を調査）と、小麦ゲノムの分析を効率的に導入する。連邦食料・農業省は、これに参加するドイツのパートナーに、約 150 万ユーロ（約 1 億 8 000 万円）でもって支援する。

家畜飼育における新しい手法（ゲノム選抜のような）は、逞しさと健康の領域において特にマーカーでの品種改良の進歩を、効率的に迅速に達成することに貢献する。連邦食料・農業省は、品種改良研究における革新的なテクノロジーにおいて、家畜の逞しさと健康を改善するための目的に応じた、重要なマーカー調査を奨励している。

3・5・4 新たな経営創立の促進

連邦政府は、若い農業経営者が新たな経営創設段階での負担軽減、創設後の発展段階において特別に奨励する。

農業－食料業の分野において、特別に新しい経営創立時の支援とスタート後も、寄り添いながら支援する。

これには若い経営者の成長のため、そして経営創立時の資金融資のために、今ある手段を継続・発展させ、そして新しい手段でも補完されるべきである。

農外の経営または経営の一部との農－林業経営の組合せにおいて、それぞれの経営発展を私経済の中で組立てし、この中に農村地域における特別な挑戦のための潜在力を内包している。

継続的に進展する農業構造の変化の中で、経営上よく教育された、そして動機づけられた農業者のために、移住地での展望を改善することも有効である。家族または他の相続権のある農場引継者でなく。連邦食料・農業省は、構想をもった活動でもって、スタートアップ（経営の立ち上げ）のために今ある奨励プログラムを魅力的にする。農業と食料業の分野におけるスタートアップは、音頭をとりアイデアを提供してくれる人が、重要な役割を演ずる。それ故に、将来革新的な経営の立ち上げのために、この分野におけるより良い大枠条件が構築されるべきである。

3・6 農業者の社会福祉上の安定と将来的にも安全に発展

連邦政府はドイツの法的社会保険の中で、独立した特別システムとして農業の社会保険の立場である。農業社会保険システムは、農－林業並びに園芸経営そして彼らの家族の特別な必要性に対して設定されている。社会福祉的な保証システムは、一方では農家家族を病気、介護の必要性、労働事故、高齢化に対して、財政的な支援で安全を確保する。

他方では、農業における構造改革の財政的な問題を、緩和することが目的である。連邦憲法裁判所は、2018年5月23日の判決によって、基本法に調和しえない農業者の高齢者保険において、養老年金の関係条件として、農場引継ぎ義務を説明した。ドイツ連邦議会は、全ての年金種類に関して農場引継ぎ義務の完全な廃止を決定し、それによって年金申請決定がなされる。このことによって農業構造と結びついた目的を、さらに達成可能となる。

これに加えて EU-共通農業政策の領域における、農業青年の効果的な奨励を具体化できるかどうか、各州と共同で審査を行う。さらに次の世代に農場を引き渡したい高齢農業者のために、特別なアドバイス提供に関する法的領域がつけられた。

3・7 貿易の潜在力を活用

3・7・1 農業貿易を通じた価値創造を確保

農産物と食料は、国際的に取引きされている。そのため、国際農業貿易の大枠条件、並びに農業市場での透明性が重要である。

グローバルな農業市場の時代において、人間と動物の健康保護並びに自然資源と農業上の関心事と合致した環境、消費者と食料経済の支払い可能な、そして信頼でき食料と農業原料について、大きな選択を配慮できることが特に重要である。

農業貿易問題は連邦政府の対外貿易戦略上で、欠かすことのできない構成要素である。連邦政府の農業貿易政策の基礎は、市場経済的な生産、開かれた市場と価値あるそして調整可能な貿易政策である。連邦政府は、EU 一域内市場、EU 一貿易政策並びに国際一多国間組織の継続的な組立てそして国際水準との調和による貿易上の負担軽減を支援する。国際農業貿易は、高い潜在力をもたらす。

発展途上国一中進国の必要性が配慮されるとき、食料の確保を奨励し、同時にアジェンダ 2030 の持続可能な開発目標 (SDG) を実行するために。国際貿易において、発展途上国の経済的統合のさらなる奨励のためにも、全てのパートナーが WTO の規定を遵守することが必要である。グローバルな持続的目標の実践もまた、このために貢献する。例えば、SDG(国連一持続可能な開発目標)において貿易を歪める、公的補助金の廃止で一致することである。

そのため、WTO における農業問題に対する合意は追及に値する。まだ存在している貿易を歪めることを除去すること。そして EU は、高関税を低くするために並行してこの交渉に対して、最貧国のために関税一割当なしでの市場参入と、自由貿易合意を通じた他の発展途上国のために、並びに一方的な関税軽減（APS）を通じたチャンス、輸出を通じた収入の発生、同時に食料の確保への貢献を達成する。

農業原料のグローバル貿易は、持続的、森林伐採の無い農業原料供給チェーンが強化されるべきである。連邦政府は連立政権協約の領域において、農業原料供給チェーンのイニシアチブ支援を表明している。これにはニューヨーク世界声明、アムステルダム声明が挙げられる。

多くの国々はその国の自然空間的な現実に基づいて、確実に自らの食料を生産から供給まで行っている。消費習慣の変化に伴って特に都会の国民については、牛乳、小麦そして肉のような個々の食料への需要が増大している。制限無しに世界市場に供給できること、そして市場への政策的干渉でなく、価格変動でもって調整されるべきである。

連邦政府は国際貿易関係の改善と保護のために、戦略的に重要なパートナーとの EU 自由貿易協定の終了を支持する。農産物について多くの国々におけるなお非常に高い関税と、そのため第三国市場でのドイツ生産物が著しく高い価格になっている。ドイツ産物が同等の市場参入を許容するために、関税と並んで不当な非一関税貿易障害もまた、さらに撤去する。EU の権限に貿易政策が含まれる場合、貿易政策に関する相互関係で多くの課題が、中心となる重要年となる。

農業貿易はドイツにおける豊かさ、価値の創造そして農村地域での就業の場に貢献する。ドイツの農一食料業の分野には、多くの小一中規模経営が存在している。これらの経営は、高品質で多様な産物を生産している。またこの経営は、通常高度に専門化されてない。一部は資金的な支援もなく、外国での販売市場を開拓する可能性もない。このための支援が必要である。ドイツ農業の全生産の 1/3 が輸出されている。ドイツの食品工業の全販売に対する輸出の割合は、同じく 1/3 である。

停滞する従来の国内市場を考慮に入れてドイツの農一食料業は、ドイツにおける豊かさと価値創造の向上のための、世界規模での輸出のさらなる成長を必要とする。そのため、連邦政府は輸出支援をさらに強化する。このことは特別な重要度でもって、小一中規模経営のために有効である。輸出のための適切な大枠条件の設定は、変わりなく重要な目的であり、そして連邦省の政策の中心的な構成要素である。

相互的、多国間的な協定に関する市場調査と、補助金を伴った輸出奨励プログラム、並びに小一中規模経営にとって貿易負担軽減となる、外国での重要な専門見本市への企業合同参画が効果的である。購買力があり成長力の強い第三国（例えば、アジア、太平洋諸国、中国、ブラジル、ロシア、インド、南アフリカ）の将来市場に焦点をあてる。農業貿易の奨励は、小一中規模経営のための EU 一同盟の内外購買力のある社会市場の開拓をめざしている。発展力の少ない国々は、連邦食料・農業省一輸出奨励の目標にはない。

3・7・2 リスク予防のため機能的な国際農業市場をさらに強化

定期取引市場は増大する価格変動を考慮して、リスク予防のための重要な機能をもっている。農業者、農業関連商人または食品工業のために、地元市場と国際市場での価格リスクの予防が、大きな意義をもっている。そのため、機能的な定期取引市場が不可欠である。さらに将来の価格進展予想に関するシグナルを与えてくれる。

世紀の変わり目以来、より強まっている変動でもって農業原料価格の世界的な上昇を背景に、G20 農業大臣が 2011 年夏に食料価格の変動と、農業のための行動プランを決定した。連邦食料・農業省は、世界規模での農業市場一情報システム（AMIS）における共同活動を、通じた行動プランの実行を支援する。

AMIS は市場透明性を改善するために、極端な価格の振れを緩和すること、そして産物の供給危機を軽減することに貢献する。国一政府首脳と G20 農業大臣は、効果的な手段として AMIS を継続し、そして強化することを度々公表している。連邦農業省は適切な行動に参画する。

連邦食料・農業省は、食料価格の大きな変動を阻止することが関心事である。

価格変動の主因と特に上昇する価格には、根本的な要因が存在する（気象変動、人口の増大、バイオエネルギーなど）。しかし、過度の投棄もまた、自然的に取引する産物に対する関心を背景に、価格変動に潜在的に影響を与えている。産物の供給問題と同じく飢餓は、この価格変動の結果である。そのため、このような行動は規制されねばならない。

資本投資家が、特定の市場段階における価格形成の歪曲を排除するために、新しい EU – 金融市場規則を実現させる。金融投資家の行動を透明にするために、金融市場指針（MiFID II）の 2018 年以來の改訂が有効である。同時に目的に応じた規則の導入によって、市場悪用と工作を防止する。

株式市場外の OTC – 取引（訳注・相対取引によるデリバティブ（先物取引等））においても、透明性が確保され定期取引市場を安全な手段とするための、鍵として調整する。OTC – 規則でもって商取引に関する取引記録簿への報告義務を導入し、そして手形交換センターを通じて規格化した OTC – デリバティブでもって、取引の実施を取り入れる。2018 年 8 月に新しい OTC-規則の発効でもって、ヨーロッパレベルでこれを実行する。

連邦政府は次の目標を追求する。

- 一 農業定期市場の機能性を強化すること
- 一 市場悪用を阻止すること
- 一 農業定期市場における赤字進展による世界食料の危機を回避すること

連邦食料・農業省は、農業市場でのより多くの透明性のために、あらゆる国際的な努力とさらに食料供給に係る市場結果の透明性確保、そして過度な投機の阻止を支援する。

3・7・3 イギリスと連携した共同活動

2017 年 3 月にイギリス政府が、欧州連合基本条約（EUV）50 条による欧州離脱通告を提出した。離脱後、EU-27 カ国とイギリス政府は、貿易関係を新たに調整する。

E27(イギリスを除く)のヨーロッパ理事会は、離脱交渉に関する政治的ガイドラインを決定した。これに応じて EU とイギリスの間の離脱合意が交渉される。EU ー 27 カ国による政治的執行のもとに、EU ー 委員会との交渉を実施する。イギリスへのドイツの全農一食料業の輸出は、暫定値で 45 億ユーロ (約 5400 億円)、全農一食料業の輸出額に対して 6.5%と、重要なパートナーである。特に肉産物と穀物生産物、乳製品ーカカオ製品がイギリスに輸出されている。

ドイツの外洋漁業にとってもまた、イギリスの離脱は特別に重要である。イギリスの海洋でのニシン漁獲量の 100%と、サバの 60%強が由来している。反対にイギリスからは、ドイツに 2018 年に農産物が 14 億ユーロ (約 1680 億円)輸出されている。イギリスからドイツへの輸入は、特に蒸留酒並びに肉産物が該当する。

ドイツは高度な農業貿易超過の国である。超過額は+ 31 億ユーロ (約 3720 億円)で、このような国は、世界の他の国では無い。EU からイギリスの離脱の影響は、極めて大きくどのような離脱方式が実行されるのか (離脱への合意があるのかどうか)。そして EU とイギリスとの間が離脱後に、どのような将来関係になるのか交渉されている。

イギリスはEU離脱後も農業市場においても、重要なパートナーでありつづける。連邦政府は離脱合意を基礎に、秩序づけられた脱退の目的を追求する。これは将来的な関係のための新しい協約が、取り決められる間の移行段階を計画している。連邦政府は、EUからイギリスの離脱シナリオ準備している。つまり、合意無しの離脱を含めて、適切な準備対策を講じている。

3・8 地域的に高度な価値創造する園芸

あらゆる特徴をもったドイツの園芸ー健全な食料のために地域産物としての高価値な果実と野菜。花木と鑑賞植物のプロフェッショナルな革新的な園芸ー緑地保全。これらは農村地域において、まさに重要な経済要因である。

グローバル化と集中的、国際的な競争を背景に、ドイツにおける園芸は今後多様な挑戦が見込まれる。つまり、競争力を持続的に確保するために。その際、革新とコスト低減が中心的な関心事である。

連邦プログラム”農業と園芸におけるエネルギー効率の向上”は継続される。このため、2021 年まで合計して 7500 万ユーロ (約 90 億円)を、計画している。連邦プログラムは、農業と園芸におけるエネルギー効率国内行動プランを実施している。

これは連邦政府の 2050 気象保護プラン実践のための、連邦政府一気象一連政策の構成要素である。特に趣味一職業としての園芸における栽培基礎としての、泥炭投入の削減は、これに貢献すべきである。温室効果ガス（THG）一放出、減らすためである。このため、連邦政府は泥炭使用削減戦略を策定し、そして植物が良く成長するところの泥炭に関して、気象に優しく代替物質への専門分野との共同で探索する。

4 将来性のある農業のための前提として魅力ある農村地域

連邦政府はドイツ全土において、都市も農村も良き将来展望とそして同価値な生活条件のために支援する。

地域的に生活・文化等の大きな違いのために、社会的な連帯の問題が生じ、そして同価値な生活条件の目的に矛盾が生まれる。農村地域への政策のより強化された視点が必要であり、これは特に構造的に弱い地域に該当する。連邦農業省は、ここで支えとなる基本的な役割を演ずる。つまり、連邦農業省は政府内における農村発展の政策分野を調整する。

それは必要な行動分野を伴った地域において、生活関係の同価値性の奨励が、既に過去の立法議会の任期内において、連邦政府の人口戦略の重点でもあった。これに関連して政府は、「同価値な生活関係委員会」を 2018 年 7 月に設置した。この専門グループは、2019 年 5 月に行動助言を提起した。座長権限で 2019 年 7 月に結論を提案している。そしてそれを受けて連邦政府の 12 の政策が、最初の行動を提起した。

この政策には構造的に弱い地域のために、新しい全ドイツ奨励システムを通じた以下の構造一地域政策が属している。つまり、連帯協定 II、連邦の研究施設と管轄機関の権限分散、ブロードバンド（光回線）一モバイルネットワーク、農村地域における高能率な移動手段（交通）の提供及び村々の目的に応じた強化、特に構造的に弱い農村地域、インフラの更なる発展（例えば保育所の拡大、並びにボランティアの支援、村における世代間を越えた交流など）

連邦政府内の委員会作業の後、経過プロセスの方向づけのために、2019年9月に各省の次官で構成する委員会が設置された。政府は将来的に全ての法計画に際して、ドイツ全土における同価値な生活関係の奨励と、資金提供がどのような効果をもつかを分析する（同価値チェック）。同価値な生活関係創造のために、全ての関係者が社会的な責任を担っている。連邦農業省は、国土地図をもって農村地域に関するモニタリング手法を作成している。

4・1 農村地域のための政策

農村地域における経済と社会そして構造的に弱体な地域は、大きな挑戦の前に立っている。これには次の項目が属している。

- 一 出生率減少の結果に基づく人口変動と上昇する平均余命、そして特に若い人々の流出
- 一 他国からの移住者
- 一 グローバル化と知識、経済と発展する EU の増大する統合の結果としての経営と地域の競争激化
- 一 社会の経済とデジタル化
- 一 エネルギー転換、気象保護とそれへの対応
- 一 国民の生活スタイルと消費者の嗜好の変化

目的は農村地域が自立した生活—経済空間として、自らの多様な潜在力でもって、そしてさらに強化されること。さらに魅力的な生活空間として維持されること。そして持続的に、継続的に発展することである。これに関して特に以下の事が重要である。

- 一 経済的な立地として農村地域が発展すること
 - 一 広範囲なブロードバンド—モバイルネットワーク強化を明確に促進すること
 - 一 農村地域に住む人々への現地供給—基本サービス供給を確保すること
 - 一 農村地域の人々の移動手段を確保すること
 - 一 自然と景観は国民の保養と余暇機能のために維持すること
 - 一 生き生きとした地域社会を維持し、魅力的な地域の中心地の形成、そしてボランティア参画を奨励すること
-

農村地域政策のさらなる発展に際して、「連邦プログラム農村の発展 (BULE)」からの知見と、農村発展専門家協議会の意見表明のように同じく科学が活用される。特に国民の期待と必要性は、農村地域における生活の質について重要である。

4・2 発展の潜在性を目的に応じて奨励

EU-共通農業政策の第2の柱を通じた農村地域の発展に際しての優先順位は、長期的な戦略上の目標におかれている：農業の競争力、自然資源の持続的な管理の保証、そして気象保護並びに農村の経済と農村共同社会のバランスある空間的な発展の達成である。

農村社会発展のための EU - 共通重点の実践に際しての中心的な奨励手段は、農村地域発展のためのヨーロッパ農業基金（ELER）である。これの実践は、ドイツにおいて各州の農村地域発展のためのプログラム（EPLR）の領域において行われる。EU - 共通農業政策（GAK）の第2の柱の中心には、自発的な農業環境-気象政策にある。更に重要な分野は、農業への投資を通じた農業経営の強化である。

つまり、観光、景観保全そして農場直売店並びに村の発展プロジェクトの支援において、魅力的そして機能的な農村地域と将来性のあるむらの形成のために。その際、高い重要性を有している、いわゆる上位に位置する目的実践のために、農村発展の地域的なネットワークが必要である。ここで導入されているボトムアップの原則において、農村地域の地方関係者を統合し、そして奨励プロジェクトに対して、直接的な影響を手にすることができる。

ドイツにおいて ELER - プログラムの助成は、ドイツは 2014 年から 2020 年まで毎年平均して、14 億ユーロ弱（約 1 680 億円）となっている。これは連邦、各州そして市町村の国内財源によって強化されている。連邦農業省の責任における国内奨励手段の最も重要なものは、EU - 共通課題「農業構造と海岸保全の改善（GAK）」である。連邦政府は、2019 年に 9 億ユーロ（約 1 080 億円）の奨励額を供している。2019 年には各州の財源と併せて GAK の全体額は、15 億ユーロ（約 1 800 億円）となった。

GAKでもって農-林業が効率良く、将来の社会的要請に合わせて、そしてEU内で競争力強化を保証すべきである。さらにGAKは農村地域の持続的かつ良好な効率性を支援し、そして沿岸と内陸部の洪水防止を奨励する。

2016 年の GAK - 法の改正は、新しい奨励の可能性を切り開いた。新しい奨励政策には、2019 年の大枠プランに新たに設定された、地域的な予算も含まれている。

同時に多くの小規模プロジェクトを通じて、ボランティアの参加、活動的な自己責任での農村発展がより強く支援される。人口変動は、上昇する平均年齢並びに、特に若い人々の流出による住民数の減少、そして多くの農村地域が特別な挑戦の前に立っている。インフラ、生活面の基本的なサービス提供、生存のための事前の備え、そして就業の可能性は、多くの地域において既により強く減少している。

これらの課題克服に際して、各州が集中的に支援するために、2018年にGAKの領域における新しい「特別枠・農村の発展（SRPLE）」がスタートした。2019年には、連邦財源1億5000万ユーロ（約180億円）が準備された。2018年のSRPLE連邦財政は、1000万ユーロ（約12億円）の額であった。この奨励をもって農村地域の財政上の支援がさらに拡大された。

農村地域発展の領域におけるGAK一奨励は、より強力に達成可能な基本的な供給サービス、空き家の除去並びに生き生きした村の中心地形成に、焦点があてられるべきである。2015年以来、GAKは連邦プログラム・農村の発展（BULE）を通じて支援している。連邦農業省は、BULEでもって農村地域における関係者のイニシアチブと、意義深い計画支援のために重要な貢献を果たしている。

我々の目的は農村地域が人口変動の時代においても、魅力的な生存空間として保持され、そして持続的に継続発展することである。農村地域発展における革新的な手掛かりは、奨励の助力で特にGAK更新のための知見を得るために、試行することである。

BULE一政策が効果的であるかどうか？当面「多機能な家」のモデル的な試行のように、毎年GAK一大枠プランの試行領域において決定されている。同時にBULEは、農村発展の実験分野を形成している。連邦プログラムの奨励呼びかけは、それぞれのテーマに指向している。プロジェクトの選択は、コンテストの方法で実施される。

団体・連盟によって財政支援されるプログラムを除いて、連邦農業省は、過去年に多くの小さな地域のイニシアチブに支援している。目的はプロジェクトにおいて得られた農村地域の知見の移転を、長期的に支援することである。加えてモデル計画「農村に活気を」を通じて、農村発展の新しい手段を試行している。

多くの活動、例えばスポーツ、文化、教会、社会、介護と健康、余暇と社交が、ボランティア的そして市民的参加なしには、不可能である。ボランティアとしての参加の準備は、まさに農村地域において特別に重要である。このためには、農村女性と農村青年が良い例である。農村地域において、社会的参画の強化とそのための大枠条件は、この地域発展の中心要因である。

主な手段は BULE である。多様なデモンストレーション計画でもって、多くのボランティアによって担われている。計画とイニシアチブが支援されている。連邦農業省は、ここでさらに活動を強化する。”農村での活動同盟”の領域において、ドイツ郡議会（DLT）との共同活動で、特にボランティアのための専任的な協力体制の強化が、試されるべきである。

2019 年 7 月に公法上の基金の法形態において、ボランティアと社会参加のためのドイツ基金が設立された。連邦政府は、ドイツにおけるボランティアと市民的参画に有利となる非営利目的を、強化すべきことに合意している。2019 年設立されたこの基金は、ボランティアと市民的参画組織のためのテーマ”サービス提供”と、”デジタル化”に提供される。特に構造的に弱体な農村地域における、ボランティア—社会参画体制と、既にある連邦プログラムとの調整において強化される。

目的は、構造的に弱くそして農村地域におけるボランティア資格と、コンサルタントネットワークを強化することである。連邦政府は、この地域を魅力的な生活空間として保持し、そして社会的関連を強化することに貢献する。

農業観光

観光は多くの農村地域において、大きな意義をもっている。農業観光は、ドイツにおいてグリーンツーリズムとしてしっかりと確立し、そして農業経営の収入確保並びに農村地域の経済力強化のために、重要な貢献を果たす。連邦政府は、EU “共同課題” 地域経済構造の改善（GRW）”と”農業構造と海岸保全の改善（GAK）”を通じて、各州とともに奨励の可能性を提供している。

特に農村地域において、観光上のインフラ構造強化への投資もまた可能とし、同じく農業観光の奨励をすすめている。GRW —財源でもって構造的に弱体な地域における、営業経営（レストラン、宿）またはビジネス的なインフラ構造（スキー場開発、公的な施設）が奨励される。

GAK の奨励提供は、特に農業経営のために役立つことに加え、農外の収入源を開拓し、農業構造上の変化を和らげる。農民的経営において”農家での休暇を”の分野で、1 経営当たり総ベット数 25 床までの投資が奨励される。同時にこの経営は、補完的な収入源を開拓し、そして農村地域における観光を強化する。連邦経済省の幾つかのプロジェクトは、農村地域における観光を支援し、しばしば構造的に弱い地域を活気づけている。

連邦全域的に紹介している手引き「農村地域における観光の展望」は、農村地域での観光発展のために、取り組み方を準備している。それに次いで組み立てられているプロジェクト”舞台としての目的地”：農村地域における文化観光を、どのように成果多く行うか？プロジェクトテーマは、6 つの農村地域において現地の関係者とともに共同で、連邦地域内での手本のために、文化観光提供のための商品化のための、モデル構想を発展させ試行させる。

連邦政府は、農業経営のために観光関連政策とプロジェクトで支援し、そして経済的成長、収入と就業並びに地域のサービス供給構造と、農村地域でのインフラを維持するために貢献する。それによって観光客の滞在・宿泊の展望が生まれてくる。

4・3 デジタル化—農村地域のチャンス

デジタル化とグローバルネットワークの活用は、全ての生活領域において空間的隔たりを、過去のものとする。そして生活の質的向上と経済的な立地条件、疎らに住んでいる農村地域を改善するために、生活に必要な基本的サービス、価値の創造とこれらの地方における就業の場の提供を高めることに、貢献することができる。これまでもその地に関連したサービス提供は、大規模にあるいは部分的に効率的に準備されてきた。

例えば、移動手段の提供、インターネット診察を通じた医療サービスまたはデジタル市民大学を通じた継続教育の提供など。情報へのアクセスと行政機能は、デジタル化でもって簡略化される。例えば、連邦政府は育児手当デジタルでもって、重要な家族給付をデジタル化で実現している

公共の福祉確保のために、そして同時に農村地域における競争能力改善の手段は、技術的なインフラ構造の保証である。

高速かつ高能率なブロードバンドモバイル通信の利用可能なことは、人々と経営のために、今は決定的な現地条件である。このため、高速インターネットは、ドイツにおいて都市と農村において、同じく強化されるべきである。連邦農業省は 2008 年以來、EU ー共通農業政策を通じて、農村におけるブロードバンド通信を支援している。

2019 年から「むらの発展」の領域において、IT ーソフトウェア利用の課題解決、並びにスクーリング対策の導入発展もまた、奨励可能となった。さらにブロードバンド通信の奨励は、ヨーロッパ ELER（訳注・農村発展のための農業基金）ー財源と、GRN（訳注・共同課題・地域経済構造の改善）でもって奨励可能である。さらに広範囲なモバイル通信ネットが可能な限り、新しい世代の代表である。

特に公正な価格で用いられること。これは利用者のために十分で、そして運営者にとって経済的である。広範囲なモバイル通信ネットと並んで、地域ネットもまた支援可能である。特に農業を含めた経済上の必要性により良く活用され、そして農村地域全体を結びつけることができる。連邦農業省は、連邦プログラムー農村の発展（BULE）の領域において、地方の関係者にデジタル化のチャンスを提供する。

農村デジタルについて：“農村地域におけるデジタル化のチャンス”は、連邦農業省のプログラム「デジタルテクノロジー農村地域の生活と労働の改善」である。この奨励プログラムは、革新的な手掛かりの活用、または生まれた構想をデジタル手法でもって実践する。目的は農村の現地で直接的なデジタル活用の発展、並びにそのテストである。このプロジェクトは、さらにインフラ構造の賢いネットワーク化である。

連邦農業省は、ドイツ全域で 3 年間に約 1 100 万ユーロ（約 13 億 2 000 万円）でもって、約 70 の農村関係者を支援する。郡は BULE ーモデル計画「情報化された農村地域」を通じて、デジタル化の革新的な全体構想の策定を、支援されている。これには郡と市町村並びに技術的な大枠条件、国民の需要に沿ってデジタル化を普及させる。

目的は総合的な技術分野における問題の賢明な解決を見出し、そしてそれが将来的にドイツの他の地域でも利益を得られる。農村地域においてデジタル化が普及すると、都市や町と違って特別効果的である。そのため、連邦農業省は農村地域におけるデジタル化のテーマに、集中した研究計画を奨励する。礎石” デジタル化の時代における農村地域” は、活用と関連した研究と知見獲得を目的にしている。

5 自然的な生存基盤を持続的に確保・利用

土壌、水、空気そして多様な生物は農業、漁業そして林業の自然的な基盤である。それはさらに健康で安全な食料の生産を可能とするために、維持することが高価値である。

前提条件は、自然資源の持続的な利用、気象、土壌、水の保護、空気清浄化と生物多様性の保持である。

連邦政府はドイツの持続性戦略 2016(DNS)の新版でもって、我が国における持続的な発展奨励のための野心的な目標を、グローバルに設定した。このDNS は、国連のグローバル持続性目標 (SDGs) を取り上げ、そしてドイツにおいてその実施を具体化する。

その際の重点は、ドイツにおける農-林業の奨励、持続的にグローバルな食料の確保のための努力、しかし、持続的かつ森林伐採を伴わない農業原料輸入供給チェーンのための責務、そして食料分野における持続的な消費モデルの構築である。さらにパリ気象協定またはジュネーブ大気清浄化協約のような、国際的な合意に対する密接な接点を維持する。

5・1 気象保護-農業が特別な役割

農業は気象変動に関わりをもつが、しかし、一方では問題解決の部分でもある。気象保護は今日の時代の中心的な課題であり、そして世界的に挑戦すべき重要事である。国連の 2030 年持続性アジェンダについても、パリ気象合意も有効である：持続的な農業の役割発揮でもって、21 世紀の世界的に大きな挑戦が、克服され得る。そのため、農業は効率的に首尾一貫して、十分に役割を發揮しなければならない。

気象保護、持続的な食料の確保そして持続的な原料政策の間に、密接な相互作用が生ずる。気象・環境保護、食料と原料の持続的な生産は互いに調和して実践されねばならない。個体あるいは流動体またはガス状のバイオマス（石油に代替える）は、2017年に約6400万tのCO₂一等価が節約された。二酸化炭素放出の全くない食料生産は不可能である。他方、気象保護の目標達成は、農業生産の基礎の持続的な確保のための前提条件である。農業は責任も生ずる自然的なシステムにおいて、自らの能力を維持し、守ることに機能する。

連邦政府は農業が気象変動に対して適応し、気象保護の潜在力の活用を支援し、そして温室効果ガス（THG）削減への貢献を確保しさらに改善する。

連邦政府の気象保護目標は、2050気象保護プランに設定されている。”温室効果根源グループ農業”において、2050気象保護プランに従って、2030年までに2014年対比でCO₂一当量で約1100万tから1400万t減らされる。

2050気象保護プランは、農業の中心的課題として”持続的な方法で食料を確保する”の中に、明確に据えられている。

これは自然的な生存基盤を保持し、そして保護されることが前提条件である。

2050年まで農業における気象保護の努力の重点は、大気汚染削減のための対策と、持続的な生産のための資源の効率的投入におかれている。土地利用及び土地利用の変更の際しての配慮、原野や林業の分野における低地、湿地の保全がなされるべきである。そのため、連邦政府はこの課題に対して可能な限り連携して、潜在的な目的の競合を適切に配慮し、そして解決することに尽力する。

気象保護のための実践可能で実際に役立つ対策を実現させ、その相乗効果を活用することが、重要な課題である。例えば、土壌肥沃性の向上、水の保護、大気清浄化並びに農業景観の中での生物多様性の保護と奨励といった、他の分野の環境政策との相乗効果をもたらす。気象保護と気象適応の分野において、デジタル化と精密農業が積極的な貢献を果たす。より多くの資源効率性は、それぞれの対策の目標達成のために役立つ（例えば、チッソ過剰の削減）。

連邦食料・農業省の革新プログラムの領域において、気象変動への適応とパリ合意（COP21）に沿った、気象保護への貢献としての革新プログラムが奨励される。このため、連邦食料・農業省は、これまで2560万ユーロ（約30億7200万円）以上の奨励財源を準備している。

全ての研究プロジェクトの科学的な支援のために、2017年にはさらにネットワーク移転プロジェクト”気象農業”を、約170万ユーロ（約2億400万円）でスタートした（3つの指針の領域において奨励される）。ネットワークと並んで、補完的な研究需要の確認プロジェクトの評価と、政策の透明性を基礎とした取組みが役立つ。農業におけるメタンの排出削減の領域において、自給肥料と農産物残さのより多くのエネルギー利用の可能性の、新たな奨励を開発する。

発酵させた家畜糞尿の明らかな増加は、農業上の排出を減らし、同時に農業のための気象政策上の目的到達のために貢献している。連邦農業省は、農地の土壌炭素のドイツ全域にわたる最初の調査を実施した。この調査によると、ドイツ全体の土壌中に約25億tの炭素が蓄積されていた。この結果は、農業用地土壌の中の有機物蓄積に対する気象、農業利用、管理の影響を評価するため、最も重要である。

この調査は、土壌炭素蓄積増加のためのさらなる気象保護政策のために、基礎となることを意味している。ここで積極的な気象保護と、気象適応の内の多大な相乗効果が活用され得る。腐植の多い土壌は、気象上の安定と高い水分含有能力を有している。土壌の肥沃性向上の維持は、農業の基本的な環境—気象機能である。そしてEU共通農業政策改革の領域において、より強く奨励されるべきである。

泥炭土壌保護のために、連邦政府の2050気象保護プランの目標設定に従って、泥炭土壌保護のための連邦—各州協定が策定された。連邦政府は連立政権協約の指示に応じて、連邦政府によって実施される湿地保護が普及される。最初の政策はなお、19立法議会任期において実施される。連邦食料・農業省は、研究と評価、特に泥炭を大事に扱い、そして泥炭を維持する利用形態の評価と普及もまた、重点に設定している。

例えば、園芸用植物栽培の培地で泥炭代替物のデモンストレーション計画。我々は、土壌改良資材と園芸用土壌に、泥炭使用の減少戦略で普及を始めた。

永年草地の保持は、EU-共通農業政策の緑化（グリーンング）の領域において、気象保護への重要な貢献として、しかし、生物多様性の持続的な利用と保持、そしてさらに生態系システムの貢献を、適切に考慮しなければならない。

今計画している草地戦略は草地の重要性を説明し、そして利害対立を指摘しドイツにおける永続的な草地利用の強化を確保するために、連邦レベルで具体的な行動分野を挙げている。草地と社会のための多様かつ重要な機能保持は、持続的な利用を通じてのみ、現地で成功する。農業とさらなる土地利用者が、ここでの主たる関係者として挙げられる。なぜならば、これは持続的にそしてその土地と植物の生育に適応した管理を通じて保持される。

5・2 持続的な管理形態のさらなる促進

5・2・1 責任感をもった作物―園芸

ドイツにおける作物生産は多様である：畑作から園芸、果樹そしてぶどう、ホップ栽培まで。この全ての分野において競争力のある農業は、高収量で確実な収穫を示している。成果多い作物の育種、危険な有害生物の拡大と伝染病の持ち込み防止、施肥と農薬並びに土壌肥沃性の保持は、ここでは決定的なファクターである。

作物の健全対策は地域での持続性のために、しかし、また我々の人工景観保持のためにも、緊急的に必要である。なぜならば、より強く増大するグローバルな流通と気象変動の結果から、新しい有害物質の持ち込みの可能性に対して、優先的に取り組む。

連邦政府は作物の健全性のための、新しい EU 一戦略 (EU 規則 2016/2031) の実施でもって、新しい有害生物の防護のための効果的な対策を講ずる。そして有害生物の持ち込みの早期確認と根絶のための、前提条件を基本的に改善する。目的は作物の新しい、または危険な有害生物の出現とそのリスクに対して、これまで以上に迅速にそして効果的に、対応することである。その際、重要な新しい要因は、万一非常時の場合の危機プラン―新しいリスクに適切に対処した輸入管理と、改善された遡及追跡などである。栽培作物は、経験上害虫の被害に襲われ、そして病原体のもとに苦しんでいる。

畑の雑草は、栄養、水、光について栽培作物と競合し、そして収穫物を汚染させる。有害生物は通常作物に対して、著しい収穫被害を引き起こす。これは全体的に損害を発生させる。また、生産物の貯蔵能力と品質も損ねる。その際、有害生物の発生した作物の被害は、珍しいことでなく定期的に出現する現象である。

農林業並びに園芸における作物保護は、以下のことに貢献している。

- 一 作物産物の必要とする品質と量の生産確保すること
- 一 農産物の健康上懸念のないことを確保すること
- 一 流通と消費者の高品質要求を保証すること

収量の確保、圃場一倉庫での損失並びに、生産上の喪失を防ぐための作物保護は、グローバルな食料確保への貢献を果たす。作物保護は投入した肥料の効率と改善された利用、そして栽培上の生産性の進歩の活用を可能にする。勿論、農薬の使用でもって人間の健康、または環境上のリスクにも結びつく。連邦政府の明確な目的は、この農薬使用をさらに減らすことである。

特に統合的作物保護の基本の配慮を通じて、そして選択的な非一科学的方法によって、農薬に依存した方法を減らす。この目的達成のため、2013年4月に農薬の持続的な適用のための”国内行動プラン”を決定した。これはさらにまた現在の連立政権協約に、農業とともに取り組むところの畑作戦略実践の領域に位置づけられている。つまり、環境一自然に負担をかけない農薬の使用を実行すべきである。

連邦政府は、グリホサート（アミノ酸系除草剤 商品名ラウンドアップ）を含む農薬の投入を、システムの的に減少させる戦略でもって、明確に節減することを意図している。その目的は、可能な限り原則的に早急に終わらせること。そして必要な法的政策をEUの一致した領域に定着させる。

連邦食料・農業省は、グリホサート含有農薬の一致し得る、システムの的な削減戦略の中心要因として、作物保護一適用規則の改正を提案する。さらに農業とともに、畑作戦略の分野における代替対策を普及させるべきである。

5・2・2 畑作は目標に合わせてさらに発展を

ドイツにおいて（世界的にも）基幹的な食料と飼料のかなりの部分が、畑作によって生産されている。勿論、再生可能な原料の大きな部分も。そのため、持続的な畑作での生産システムは、食料確保のための屋台骨である。畑作における生産性は、過去10年間で著しく向上した。現在、ドイツにおける畑作は経済的、生態系的、社会的に大きな挑戦の前に立っている。作物栽培上の生産方法は、否定的な環境効果を基礎に（生物多様性の減少と肥料一農薬使用による負担のような）、社会的批判が高まっている。

環境保護と気象適応のための対策が、新しい取り組み方法と栽培戦略を必要とする。

2019年末に策定された「畑作戦略」でもって、以下の基本目標が設定された。

- － 高品質な食料並びに自家飼料の準備、そしてバイオを基礎とした原料の国民への供給
 - － 自然資源（土壌、水、大気）の保護強化
 - － 環境と農業景観への否定的な影響とリスクの減少
 - － 農業景観における生物多様性の保持と奨励
 - － 気象保護に対する畑作の貢献強化と気象変動に対する畑作の適応
 - － 農業者の収入の確保
 - － 農業に対する社会的な受容の向上
-

畑作戦略の領域における研究は、使用選択の可能な非一化学的な作物保護の方法を促進する。既に今日、農業者は近代的なデジタル技術でもって、環境に優しくそして持続的に働くことができる。育種の進歩は、農薬に対して相次ぐ抵抗力をもった有害生物との競争に勝つために促進されねばならない。目的は栽培作物が可能な限り、安定した抵抗力でもって、栽培できることである。

この努力は作物保護のリスクもまた、さらに少なくすることによって、なお続くプロセスである。畑作戦略は、他の戦略と組み合わせられる。この戦略はまた農薬の持続的な利用のために、国内行動プラン継続のための刺激をもたらす。将来を指向した近代的農業のデモンストレーション実践のために、ネットワーク”模範経営作物栽培”を創設する。

これに参加する農業経営は、畑作戦略の基本的な要素を実践し、そして他の実践者にこの目的を伝え、消費者にデモンストレーションを行う。2017年の肥料法改正でもって、環境―気象保護のための前進を得ることができた。肥料法において栄養素の持続的な、そして資源の効率的使用が確定された。

改正肥料法は以下を計画している。

- － 施肥計画と栄養素比較表に際しての厳格化
- － 植物に由来した有機肥料材の利用に関して、畑地への ha 当たり/年 170kg の全窒素量の散布上限の設定（バイオ施設からの発酵残さも含む）
- － 飛散の少ない散布技術の使用

- 一 肥料鋤込み時期の制限
- 一 河川、湖沼までの距離の拡大
- 一 秋の肥料散布禁止期間の延長と連邦の統一的な貯蔵量の基準値設定

新しい肥料法は、各州が特に肥料散布上の負担ある地域において、施肥に対する要求が厳しく引き上げられた。

そのため、連邦政府は2017年に改正した肥料法が、地下水と表面水における窒素流出並びに大気へのアンモニア汚染の減少に対して、効果的な貢献を果たす。

硝酸塩指針（EG91/6761EWG）に沿って加盟国は、最低 4 年間自らの行動プランを点検し、場合によっては必要な補完対策を含めて補正する。ドイツは基本的に肥料法における肥料規定、並びに河川水法における水質危険物質の処理施設に関する規則に基づいて補正される。EU 一委員会への次の定期報告は、2020 年と規定されている。硝酸塩指針の規準に対する違反のための欧州司法裁判所（EUGH）の判決は、2006 年からの肥料規則に関連している。連邦政府は 2017 年の肥料法改正の結果、この判決の視点でもって施行規則を布告した。

裁判所の判決を実現させるために、水質汚染物質（AWSV）の処理施設の設置を実現させたい。だがしかし、判決の全ての批判点をクリアすることはできなかった。このため、連邦政府は EU 一委員会との会談で、新しい肥料法について、判決からどのような結論を引き出すかを検討している。肥料法の EU 一法に適合した発展は、現代に即してさらなる適応が必要になっている。硝酸塩指針と並んで、河川水保護のための規準となる水大枠指針が存在する。

水大枠指針の目的は、新しい肥料法の支援でもって、地下水、河川表面水そして領海水の良好な状態を、遅くとも2027年までに達成することである。

肥料法単独では、この目的を達成できない。さらなる努力が必要であり、そして各州によって対策が講じられる。各州は農業が源になって水への栄養素被害減少のための、補完的な対策が実施される。例えば、集中的なコンサルプログラムと水大枠指針による、政策プログラムの領域における水を大事にする農地管理の奨励のように。

河川水の中の高濃度な栄養素を減らすために、連邦政府の見解による様々な政策分野、そしてまさに農業政策もまた大きな貢献を果たす。連邦政府は、EUの共通農業政策（GAP）の継続発展について尽力している。いわゆる”緑の建築”、つまり条件付きで提案されている第1の柱の有機規則、並びに第2の柱の環境関連政策（特に農業環境一気象政策のような）が、全体的に環境の高度、かつ意欲的な水準に誘導する。農業は95%の割合でもって、アンモニア放出の主たる源である。

新しい国内放出最高限度指針（NFC-指針）に沿って、既に国内法においてドイツは義務付けている。アンモニアの放出は、基礎年の2005年から2020年まで約5%、そして2030年までに29%減らすこと。

その際、直線的な減少の道を維持する。新しいNFC一指針に沿って、国内大気浄化プログラムは、委員会に対して削減義務を達成させるために合意した政策の説明を伝達した。この国内大気浄化プログラムは、2019年5月22日に連邦政府が決定し、その後EU一委員会に通知している。ドイツに関して29%のアンモニア削減義務を、2030年までに達成するために、農業においてアンモニア放出の削減のために、来るべき来年以降に著しい努力を必要とする（農場産肥料の管理、家畜飼育、無機質肥料の散布）。

改正肥料法においてアンモニア放出を削減するために、既にいくつかの政策を決定している。これには流動体の厩肥（糞尿）、または尿素の4時間内の鋤込みが含まれる。2020年から液体の糞尿肥料を耕した畑に筋状に散布するか、または直接土壌中に散布することができる。草地については、2020年からこの規則が有効になる。前述の大気清浄化維持プログラムの分野において削減義務達成のために、さらに可能な対策を実施する。

これは注入一技術を伴った液状の厩肥、ないし硫酸を添加した糞尿（訳注・糞尿を固形化する）の散布を、耕していない畑への1時間以内の鋤込みが該当する。さらに認可されている対策は、糞尿の外部貯蔵への覆い、または地下貯蔵の減少である。例えば、糞尿または中和並びに糞と尿の早期分離、窒素を減らした給餌（豚、家禽）ないし畜舎の排気浄化。

5・2・3 有機農業をさらに強化

有機ないしバイオ農業は特に資源を大切にし、そして環境に負担をかけない、持続性の原則を指向する経営形態である。有機農業―食品経済は、さらに成長の刺激を得るべきである。

目的は、ドイツにおいて有機農業を2030年までに20%にすることである。

これは連邦政府の持続性戦略に対応している。

2018年に有機食品の販売は約5.5%に上昇し、10億9100万ユーロ（約1309億2000万円）であった。この成長は有機農業とその産物に関して、国民の中に、高い評価を反映している。現在、需要の停滞が見込まれない。これは有機農業―食品経済のために、成長の可能性を提供している。

将来戦略―有機農業（ZÖL）は、市場の発展を視野に入れて農業経営のために、適応―転換手引きを提供し、研究を奨励し、有機農業の全体的な手掛かりを配慮している。ZÖLでもって地域の農業を、この有機農業に移行させられるべきであり、この成長の可能性を汲みつくすべきである。将来戦略の中心点に、5つの行動分野が据えられている。

これは強力な成長のために、国内の鍵となる分野として確認されており、有機一分野の中心的な挑戦が提起されている。法的な大枠条件は将来を指向し、そして互いに関連性を有している。つまり、有機農業へのアクセスを容易にし、受容の潜在性を十分に利用し、そしてさらに強化すること。

有機農業システムの効率性の改善並びに環境貢献に適切に報いること。この目標がどのようなコンセプトと手段でもって、達成されるべきか。それぞれの行動分野を24の政策計画を、割り当てている。これは、ヨーロッパ法規定のさらなる全体構想の発展にまで達している。連邦農業省は公表（2017年）以来、この戦略を実施し最初の間評価を2019年12月に計画している。

連邦プログラム有機農業と他の形態の持続的農業（BÖLN）について、2018年2019年にそれぞれ3000万ユーロ（約36億円）、そして蛋白作物戦略のためにそれぞれ600万ユーロ（約7億2000万円）が準備された。さらに連邦政府はヨーロッパ農業構造・海岸保全の改善（GAK）を通じて、有機栽培方法の導入と維持に参画している。2017年にGAKによって有機農業経営に、総額2億3500万ユーロ（約282億円）の奨励金を支払っている。

新しい EU 一有機基本規則（規則（EU）2018/848）が、2018 年 5 月 30 日に発効した。これは有機分野に関する新しい法の大枠が決定され、そして 2021 年 1 月 1 日から有効になる。現在、EU ーレベルに委ねた法手続きと公布された実施法手続きが審議されている。これは基礎規定の具体化を通じて、さらなる透明性をもたらす。

5・3 農業における生物多様性

人間によって創られそして利用される農業の生物多様性を含めた全体の生物多様性は、世界的にそしてドイツにおいて後退している。その原因は多面的であり、そして全体的に複雑である。集約的な農業上の利用もまた、生物多様性の喪失のための重要な原因である。なぜならば、農業は生物多様性の分野における持続性の目的達成のために、貢献を果たさねばならないからである。

生物多様性は持続的な利用と保護を通じて、一面では生態系上の機能を確保することができる。これには変化する環境を確保（例えば、受粉、土壌肥沃性）において、農業生産の可能性もまた属している。他方、農業景観の多くの種類の存在は、持続的そして豊かな耕作の存在に結びついている。そこでの利用の課題は、生物多様性の存在そのものに対する「脅迫」である。

連邦政府は、農業と自然保護との間の強い共同のために尽力している。それは開かれた農業景観の中において、農業構造の多様性と生物多様性の保護と奨励のために必要な政策を、多く実行することのみが成功をもたらす。その際、農業景観並びに生存空間における典型的な植物ー動物の種の持続的な利用が、大変重要である。

2013 年末に決定された EU の共通農業政策の改革は、農業の社会的貢献に対する「報酬」について、これまで以上に強く配慮している。いわゆる「グリーン（緑化）」でもって、環境ー気象保護、生物多様性そして多面的な人工景観のために、農業の具体的な貢献が報いられる。特に経営の多くが畑地面積の 5%を、有機が優位の面積（ÖVF）として利用する。特に農業経営における生物多様性を改善し守るために。

ドイツは EU 一法上で提供された、グリーンク政策上の可能性を活用する。このグリーンング条件を柔軟に実行する。なぜならば、ここで様々な ÖVF 一タイプが、異なる比重でもって自由に選択しているからである。これには、休閒地、帯状の花畑、河川沿いの緩衝地帯そして生垣などの保存が含まれる。しかし、生態系上の重要性について低く評価されている、マメ科植物と間作物の栽培が、生産的な利用もまた可能である。現行の奨励期間の中で EU 一レベルでの、いわゆるバスー規則でもって認可されている、より多くの有機優先農地の新しいカテゴリーが導入された。

休閒地には、蜜蜂に蜜を供給する花の植物を植える。花粉、花蜜が多いのシルフィウム属のツキヌキオグルマ草を栽培する。この花は最近バイオガスの原料として期待が高い多年草で、昆虫たちに 9 月まで蜜を提供する。カテゴリ蜂蜜領域として、生物多様性を背景に高度な貢献が期待される。その他ススキもまた、バイオガス原料として栽培される。連邦政府は将来的にもこのような政策を、集約的に実施する。それは農業の多様化の奨励とその保持を効果的に支援する。

農業上の生物多様性奨励のための重要な手段は、農業環境一気象政策 (AUKM) である。農村地域発展のための各州プログラムを通じた ELER 一規則 (農村発展のためのヨーロッパ基金) に相応して。連邦政府は、適切な奨励方針を通じて共通農業政策 (GAP) の領域において、財政的に支援する。この政策は有機農業への転換と維持を包括している。畑作における多様な栽培、帯状の花畑と河川水一エロージョン保護帯、粗放的な草地管理、2014 年以来生垣、樹列、原野の茂みそして散在果樹などが保護されている。

2017 年以来、財政的な自然保護政策の奨励と 2018 年以来、開放的な田園風景における自然保護協定も又可能である。まさに後者について、農業と自然保護との密接な共同活動が必要である。さらに各州は、地域的に特別な政策の多くを提供している。全般的に生物多様性の奨励と、特別な植物の種と動物の種の保持もまた目的にしている。環境政策上の目的のランクづけの決定と、財源の配分権は各州にある。有害生物から栽培作物の保護は、農業生産確保のために重要である。だがしかし、優先することは例えば、蜜蜂のような授粉する生物である。これを保護するために、連邦政府は過去年において様々な対策を講じている。

これには蜜蜂保護研究所の設立、連邦域内の昆虫モニタリングと農業生物多様性モニタリングの立ち上げ、連邦プログラム「生物多様性と情報キャンペーン「蜜蜂が授粉」における昆虫保護プロジェクトの奨励の呼びかけが含まれる。

2019年と2020年に連邦政府から、2019年9月4日に決定した「畑作戦略の昆虫保護で行動プログラム」並びにEU共同農業政策（GAP 2020）の新しい指針のための交渉が、さらに重要な政治上の方向転換を行った。農業者の任意の参画は、生物多様性の奨励政策実施のために、より強力なコンサルタントを通じて支援される。自然保護を個々にそして共同で奨励するための手掛かりは、様々なネットワークの追求であった。

これには「環境基金ミヒャエル ホットー」と「農林金庫」から、優先的に奨励された。「将来の資源－自然保護と農業経済プロジェクトも、これに含まれている。これは経営経済的、生態系的な視点のもとに、農業景観の中における生物多様性と、その奨励のために有効な対策について、試行するための手掛かりを追求する。

連邦農業省と連邦環境省は、このプロジェクトを通じて共同後援を担っている。農業景観の中の生物多様性の保持は、「有機農業将来戦略」と農業の持続的な活用のための国内行動プランと「ドイツ連邦－蛋白作物戦略」の実践によって、支援されている。政策上の基本的な刺激は、将来を見通して畑作戦略もまた支えている。

5・4 効果的なオオカミ管理の発展

オオカミとその広範な保護は、家畜を戸外に出さないことはさせない。まさに放牧家畜は、特に自然に近い土地利用の形態である。そして社会もまたそれを望んでいる。牧場での飼育は、家畜の福祉向上と草地保存のために貢献し、特に有機経営のために重要である。オオカミとの付き合いにおける人間の安全は、最も優先する順位である。

特別な関心事は牧場での家畜飼育者の正当な憂慮に、どうしても必要な対応をとること、そしてそれを通じた家畜の厳しい防護のもとに、オオカミの保護もまた受け入れられる。

連邦レベルでも家畜防護の配慮のもとに、オオカミとの適切な付き合いのための貢献と、特に牧場での家畜飼育者の正当な関心事への対応が重要である。オオカミの復帰と結びついた人間との争いに耐え得る適切な解決策を見出すために。

オオカミの侵害を防止するために、この群の予防的な管理保護対策が重要である。この間にドイツのイニシアチブに基づいて、EU 一委員会による農業一助成枠組みが改正された。今オオカミの侵害に対する事前防護対策への投資が、100%まで奨励可能になった。今後、オオカミ管理の分野における連邦政府の対応として、EU 農業政策（GAK）の牧場飼育者の家畜群保護対策が奨励される。さらに遊牧羊奨励のために 2019 年財政において、105 万ユーロ（約 1 億 2 600 万円）が準備された。

同時にオオカミから家畜保護対策について、支援されるべきである。勿論、家畜群保護対策は、オオカミの侵害に対して、オオカミの無条件の保護ではない。連邦閣議は 2019 年 5 月 22 日に、連邦自然保護法改正のための第 2 法草案を決定した。この改正案は、種の保護法指針の例外認可に際して、法安定性の原則を高めることを規定した。つまり、良く防護された家畜を襲うことに、オオカミが習熟したときへの対応をどうするか。そのような場合、オオカミへの対応のための特別規定を、該当させるべきである。

5・5 持続的に形成されるバイオ経済一気象、環境そして資源保護への貢献

将来を指向した経済は、資源の責任ある取り扱いである。人口の増加、限りある化石燃料と気象変動は、我々を大きな挑戦の前に立たせている。そのため、連邦政府は持続的に生産する、生物に由来した原料に重点をおいている。それ故に、生物に由来した原料も人間の利用については、制限づけられた使用となる。そのため、原料の栽培は自然的な資源の乱用、または小規模農業経営の追放をもたらしてはならない。

連邦政府は、エネルギーと工業のための原料生産の前に、食料の確保を優先している。ここでは同時に、持続的な方法で食料を確保すること、そして農業原料の副産物一残さによる電気の利用可能性を、全体的な価値生産チェーン（バリューチェーン）を通じて、利用するための戦略が必要である。

**持続的、生物的な経済は、我々の社会の将来にとって基本的な基礎である。
連邦政府は、全経済分野における環境に優しい生産方法と、生物的な資源の持続的な利用のための、広範なバイオ経済構想でもって努力している。**

連邦政府は、2010年にビジョン・「国内研究戦略バイオ経済2030」でもって、自然的な資源循環を目指しながら、持続的なバイオに基礎をおいた経済の形成を始めて公表した。今ある大枠条件の適用も、この構造変革を支援するために、2013年に提起した”政治戦略バイオ経済”でもって、優先順位を決定した。この両方の戦略は、今全体戦略に結びついている。

この全体戦略における連邦政府の一連の政策は、個々の専門分野の政策を互いにより強く関連付け、科学的に基礎づけられた基盤を固め、同時に持続性を具体的、首尾一貫して広範に実行するために役立つ。新しい全体戦略の基礎は、連邦教育研究省（BMBF）から既に2016年3月に、バイオ経済2030の国内研究戦略の継続発展のための、イニシアチブ・アジェンダプロセスである。2017年4月に「2030バイオ経済国内研究戦略結果」が提出された。

5・6 バイオガスでもってエネルギー供給に貢献

再生可能なエネルギーは、既にドイツにおいてこの1世紀半ばに、地域のエネルギー供給の主たる負担を担っている。その際、増大する重要性は、生物由来のゴミー残さ物質からのバイオマスにも該当する。バイオマスは、再生可能エネルギーの担い手である。2018年において、約640万tのCO₂一等価を削減している。

2030年までに再生可能エネルギーの割合を、電気消費の65%に増加させる。その際、2008年対比で2050年までに主要エネルギー消費の半分を、再生可能エネルギーとする。

これは連邦政府によって決定された、エネルギー転換促進の意欲的な目標である。風、水そして太陽光と並んで、蓄積可能なバイオマスもまた、持続的に使用可能な潜在性を、エネルギー的に活用され得る。バイオエネルギーは特に農一林業と農村地域にとって、重要な価値創造で全体的にはっきりしている。エネルギー生産のためのバイオマス利用に際して、もはや植物からは以前にも増してエネルギー放出を期待できない。

バイオマスエネルギーは、化石エネルギー源に対して、THG ー放出（温室効果ガス）削減のために貢献できる。しかし、農業生産一選別プロセスにおいて、温室効果ガスを放出するために、このガス削減効果は通常あまり大きくない。

いわば、これは THG ー中立である。しかし、バイオマスからのエネルギーは、気象保護目標達成のために貢献を果たす。これは柔軟に利用でき、かつ相対的に蓄積可能である。一方、持続的に使用できるバイオマスの潜在力には限界があるので、これは潜在力は効率的に、そして特に脱炭素の難しい分野に、投入されるべきである。現状を越えるバイオエネルギー作物は、栽培面積の拡大がもはや期待できない。

そして面積限度の理由でバイオエネルギーへの転換方法もまた、持続性の検討も問題にならない。加えてバイオ施設で容認されているトウモロコシの割合が、既に再生可能エネルギー法によって、以前に戻っている。遅くとも 2050 年までにエネルギー供給が、殆ど完全に低炭素化を達成しなければならない。

そして食料のための農地要求が強まった結果、栽培量の大量化から、バイオエネルギーの気象保護貢献の重要性が制限される。

これに対して生物由来の食料などの残さーゴミ原料からの、バイオエネルギーの利用が重要な役割を果たす。このことは、今ある持続的な潜在力を汲みつくすことになる。優先的にカスケード利用（訳注・素材を繰り返し活用する利用方法）の原則を、考慮することが有効である。連邦政府は、2030 年目標達成のために、このことを自らの政策領域に位置付けている。勿論、連邦農業省の視点は、純粋なエネルギー政策的、経済的関心事においている。エネルギー政策上の重要な視点は、農村発展のための貢献である。

バイオガス施設

電気生産のためのバイオガス施設は、将来的に限定される。しかし、再生可能な「電気ミックス」（原発・化石エネルギーを含まない様々な発電方法を組合わせた電気生産）は、重要かつ気象保護のためにも貢献する。そのため、連邦農業省はバイオガス施設存続のため、システム上役立つさらなる発展と、その保持に尽力している。再生可能エネルギー法（EEG）に沿って、2022 年までのバイオマスの奨励が確定した。これまで 20 年間存続した EEG ー奨励が、2025 年でもって終了する。バイオガス施設の存続の後退が見込まれる。この点は次の EEG ー改正との関連で、連邦政府内で議論される。

バイオ燃料

これは現在、交通領域における再生可能エネルギーが、大きな役割を果たしている。バイオ燃料による現在の年間節約は、CO₂ 770 万 t の値になっている。

だがしかし、これは農業分野からの直接的な CO₂ 一放出を含んでいる。例えば、栽培、生産そして輸送による放出を。バイオマスは暖房分野において、重要な再生可能なエネルギー源の約 88% 弱の割合である。

連邦農業省は、再生可能な暖房熱生産のための、バイオエネルギーの安定した貢献という目的を追求している。その際、エネルギー用木材の潜在力には限度があり、原料的そしてエネルギー的利用のカascade使用促進を配慮する。

暖房分野におけるバイオエネルギーテクノロジーの成果ある投入のための基本的条件は、他の再生可能な暖房生産テクノロジーとの組み合わせと、弾力性の形態において、システムの有効性を用いることである。

バイオエネルギーは農一林業用地の利用によって、農村地域の農業構造への効果もまたもっている。バイオエネルギーの生産のために、農地競合をもたらすので、他のバイオエネルギーとの比較において批判の中にある。特にバイオガスの生産は、トウモロコシの不釣り合い程大きな栽培のために、地域的に責任を生じている。しかし、バイオエネルギーは再生可能な原料のみから得られるのではなく、有機由来の残さーゴミ減量からも得られる。最後にあげた原料電気は、世界的に大きな量が現存している。これまで利用されていない潜在力は、将来的に特別に大規模に開発されねばならない。

6 家畜飼育は安全を確立し農業と消費者の間の懸け橋を築く

家畜の飼育は、ドイツにおける農業の基本的な軸足である。ドイツの家畜飼育の重点は、肉牛一豚そして家禽の生産である。農業の全生産物の約 48%、販売額の約 63% が畜産物に該当する。家畜の飼育は、過去において継続的に発展している。改善することは、飼育システムの中において家畜の健康指数の発展、または抗生物質の減少そして畜舎内の技術改善である。

それにも拘わらず家畜の飼育は、さらに国民の一部から厳しい注視のもとにあり、畜産が全体的に大きな挑戦の前に立っている。その際、畜舎の広さの確保、飼育方法、抗生物質の投入問題、温室効果ガスの放出そして家畜飼育から大気汚染物質の無いことが、焦点に据えられている。同時に国際競争が厳しくなる中で、家畜飼育者は安全性と計画性を必要とする。

家畜の元気は、連邦農業省の中心的な関心事である。省はこれを組立し、そして家畜保護をさらに発展させる。そのため、スーパーマーケットから消費者まで、農業者から価値創造チェーン（バリューチェーン）のより一層強い結束が必要である。

家畜保護の進展状況に関する詳しい情報は、2019年度家畜保護報告でもって公表されている。

6・1 ドイツにおける将来を指向した家畜保護戦略

連邦食料・農業省の家畜戦略でもって、家畜の福祉一環境に適合した、そして農家が支え得る、将来的な家畜飼育のための道を示すべきである。そして家畜一環境保護を、生産に際して高品質性と市場指向性と、同じように配慮すべきである。この家畜戦略は広範な一括政策でもって、様々な取組み分野を包括している。そして徐々に実践し発展させるべきである。

取組み分野の1つは、環境への影響を減らしそして家畜の福祉改善のために、畜舎の新築一改築における取組条件の首尾一貫した、継続的な発展を、先頭に立って促す目的をもった連邦プログラム「家畜の飼育」である。この連邦プログラムは、連邦全域レベルで調整された方法と、農業のため想定された大枠条件達成のために役立つ。連邦プログラムの中に、家畜の福祉改善のための取組みも、環境への影響を減らす政策も導入されている。

この成果は、実践におけるネットワーク、専門センター等を通じて伝達され、そして実践において活用されている。さらに研究一普及課題は文書化され、連邦プログラム家畜の飼育における、実践的な研究またはネットワークにおいて、回答されている。また、連邦プログラム家畜の飼育は、幾つかの規準を含んでいる。新しいテクノロジーでもって、環境保護における問題も、同時に農業が負担し得る問題解決を見出せる。これ以上のことは、国内家畜福祉モニタリングの基盤となるモジュール（規準）の領域において創り出される。

6・2 家畜の福祉表示を実現するために

連邦食料・農業省は、現在任意の家畜福祉の表示を策定中である。同時に消費者情報を強化し、家畜飼育における福祉を改善し、今ある市場潜在力の活用において、農業者が支援されるべきである。肉と肉製品について、法的な最低基準よりもより高度に順守される。3段階の公示表示への参加は任意である。

この表示は、2020年に豚肉とその産物についてスタートする。その後、さらに他の家畜種に導入される。連邦政府は、2019年9月4日に家畜の福祉表示法に関する改革案を決定し、現在議会手続きの過程で審議されている。

6・3 家畜の福祉をさらに改善

麻酔薬無しでの仔豚の去勢は、2020年12月31日に動物保護法の改正でもって、禁止される。連邦食料・農業省は、麻酔無しの子豚の去勢のための動物保護法上の選択肢を、さらに発展させる。そのため、連邦省はイソフルラン（麻酔薬）でもって、子豚の麻酔を農業者自らが実施可能なことを、この規則で公布する。そのため、農業者はまずもって適切な専門知識取得の証明を、得なければならない。

連邦議会は、2019年夏にこのに合意した 各州 2019年9月20日に連邦参議院において、この規則改に合意したのは今、新たにヨーロッパ委員会に通告されねばならない。デッキセンター（注・妊娠した母豚を集中管理するセンター）は、母豚と仔豚の入る狭いスペースなので今後改善すべきである。そのため、連邦農業省は、家畜保護一家畜飼育規則の改正案を提出する。特に狭い豚房飼育の中で、母豚の滞在期間の明確な削減を内容とする。

また、連邦農業省は産卵鶏の雄雛の殺処分を終わらせるために、奨励額 800万ユーロ（約9億6000万円）を準備している。その際、連邦農業省は特に孵化する卵の中で、雌雄特定に力を入れている。この雌雄特定は雌雛のみを孵化させ、雄雛は孵化させないことから雛の殺処分は不要となる。

6・4 家畜飼育における抗生物質の投与は必要最小限に減らすべき

家畜飼育における抗生物質の投与は、必要最小限に減らすべきである。家畜の健康と家畜の保護の理由から、動物医薬品でもって罹病した家畜の治療で、抗生物質も必要である。だがしかし、抗生物質の投入は抵抗性の発生と拡大をもたらす。必要最小限の量での抗生物質投入を減らすために、ドイツ抗生物質一抵抗性戦略” DART2020”を策定している。この DART2020 は、抗生物質の耐性の発生とそれの減少を目的にしている。これは人間一獣医（1つの健康一方法）において設定されている、様々な対策を計画している。

DART2020 の目的のために、薬剤法第 16 条改正の抗生物質削減構想 (AMG) が、肉牛、豚、鶏そして肥育用七面鳥を飼育している農業経営において、システム的な把握でもって貢献する。2018 年に改正された獣医常備薬でもって、新しい獣医の実践における抗生物質での処置で、限定的な規則が導入された。これには獣医薬剤の目的変更の禁止、人間医学のための批判的な意義を伴った抗生物質を含んでいる。そして特定の処置事例に関する薬剤感受性試験が、義務づけられている。

家畜への抗生物質投入削減のための多様な対策の成果は、特に毎年ドイツ食品流通連盟 (BVL) から、抗生物質に関して評価・分析された投与量が示される。2011 年以来、獣医に提供される抗生物質の全体量が、半分より少し多い量となった。ドイツ連邦農業省の目標は、抗生物質抵抗性に対する国際的な参画も含まれる。これは例えば、連邦農業省も参画した、抗生物質抵抗性に関する家畜の健康のための世界組織・第 2 回国際会議が開催された。DART2020 の成果とさらに克服すべきハードルを示している。

6・5 アフリカ豚コレラ (ASP) から豚一猪を守る

人間には危険の無い ASP の拡大一豚、猪の重いウイルス感染は、ヨーロッパにおいても、そしてドイツの農業にとっても著しい危険を生じている。ドイツにおいてこの家畜感染症はまだ未発生である。ドイツへの持ち込みは、豚の飼育者、猪の個体群並びにドイツの全体的な価値創造チェーンに、重大な結果をもたらす。

ASP 発生の際に管轄機関が早急に対応を可能にするために、様々な対策を準備している。家畜健康法の改正でもって、この感染症予防のために法的な前提条件を設定した。豚コレラ一規則の新たな改正でもって、この権限付与の基礎を行使する。管轄機関はこの状況の中で感染症発生事例において、特に猪について即座に適切な防護対策を講じている。

これは特に感染した猪の群れを包囲すること。また感染症のために死亡した猪の確保、狩猟禁止一制限の命令、狩猟の職務実行権限として他の人による捕獲強化対策の導入 (他の狩猟証明書、例えば職業狩猟家または森林管理人のような)、または感染症発生地域の柵囲の設置など。家畜健康法の改正との関連において、連邦狩猟法もこれに対応している。

各州は動物感染症克服の理由から、繁殖一出産時期における狩猟の例外を、定めることの可能性を保持している。さらに広範な啓蒙キャンペーンを実施し、そしてこれを継続的に拡大する。

7 将来世代のための森林を持続的に確保

森林はドイツの農村地帯の 1/3、約 1 140 万 ha を覆っている。これは我々の文化的景観を特徴づける一部である。ドイツの森林は、多面的な機能を満たしている。森林は価値多い生態系システム、炭素蓄積者、保養空間そして重要な原料供給者である。森の管理は、持続的、多機能な林業の信頼性のある、そして環境との融和の原則によって実施される。連邦政府は、2017 年に第 2 の森林報告の中で、森林の現況について詳しく報告している。

7・1 国内の持続的な森林政策を強化

森林政策における目標は、その地に適した活力あふれた、そして気象変動に適応可能な森林を、持続的な管理を通じて、主に地域の樹種でもって保持し、そして発展させることである。森林は不可欠な原料を準備し、動植物のための多様な生存空間を提供し、それらの保護を実現し、人々を保養のために招く。ドイツにおける森林の多様性と安定性、そしてより自然に近いことの増大が明らかにになっている。

連邦政府の政策的なガイドラインは、2020 森林戦略である。目的は森林に対して高まっている社会的要望と、将来的な要望に適応し森林の負担可能なバランスとの間を、発展させることである。森林の持続的な利用の目的は、社会的な正当性と生態系に対する責任でもって、経済的な効率性とのつり合いのとれた結びつきを必要とする。

連邦政府は、2020 森林戦略の実行をさらに促進すること、そしてその際、国内生物多様性戦略で目標を高く設定している。小規模私有林は適切な財源でもって、この発展の中に加えられる。目標達成のための各州の特別なコンセプトは、そのままになっている。2020 森林戦略は 2050 年までの時間的な視野でもって、林業と木材使用をさらに発展させるべきである。さらに変化する政策的そして社会的な大枠条件を確認すること、そして新しい科学的な配慮がされねばならない。これまでの達成の評価のように。

気象変動に対する適応は、この戦略の 1 つの重点である。連邦農業省は、各州とともに森林における被害発生とその進展に関して、モニタリングシステムの設立を試行する。これは危機管理のための基礎として、そして推薦事項の作成と評価に際して支援する（危機に際しての防護など）。

7・2 林業の気象保護への貢献を強化し、森林の生物多様性を改善

連邦政府によって決定された「2050 気象保護プラン」は、林業一木材業での気象保護貢献を取り上げている。

森林の機能保持と改善と並んで、持続的な森林管理のCO₂-削減潜在力の開発、そして密接に結びつく木材の使用、自然的な森林発展の気象潜在性、並びに湿地帯からの大気汚染の削減が行動分野に記載されている。

これに合わせて政策は、共通農業課題（GAK）一奨励を通じた森林の改造のために、並びに森林気象基金を通じて支援する。連邦政府は、森林基金でもってドイツの森林を気象変動に対して、適応するための政策を奨励している。

つまり、炭素蓄積の確保と森林の CO₂ 一結びつきを高めること。並びに CO₂ 一削減、森林と木材のエネルギー代替の潜在力を、奨励している。その際、気象保護、気象変動に対する森林の適応、生物多様性の保持との間の相乗作用を活用すべきである。

この基金は 2019 年から年間 2 000 万ユーロ（約 24 億円）から、2 500 万ユーロ（約 30 億円）に増額された。連邦農業省は、木材憲章 2.0 でもって「2050 気象保護プラン」において、気象保護目的達成のために、そして持続的な木材使用の貢献を強化するために、政府決定を実践している。

この憲章は 7 つの行動分野を挙げている：

- 一 町でも村でも木材で建築を。気象に優しい木材での建築は、順応性と高度な負担能力に際して、重量の軽減、建築期間の短縮によって、狭い居住空間に可能性を提供
- 一 バイオ経済における木材の潜在力：木材による新しい産物、価値創造特に広葉樹の利用を高めること
- 一 材料、エネルギー効率性：製品プロセスと産物の改善、循環経済とペレットの利用強化

- 一 資源としての森林と木材：木材収入の持続的な向上、樹種と構造上豊かで、生産性のある森林を保障、小規模私有林の強化
- 一 林業と木材の集合体：競争力のあるそして専門分野のネットワーク化の改善、実践と研究間の情報、新技術の移転の強化
- 一 社会における森林と木材：持続的な森林管理からの木材利用の積極的な効果の公開を伴った情報交換
- 一 横断的なテーマとしての研究と普及

様々な関心をもつグループとの対話は、木材憲章 2.0 のさらなる実行に際しての重要な礎石である。2050 気象保護プランは、次の事を確認する。

気象を意識した消費者に気象保護目的の達成が、依存していること。そして持続的な森林管理を通じた啓蒙と情報、賢い木材利用が必要である。この方向での歩みは、森林と木材の専門知識—情報センターの設立である。このセンターは 2019 年 1 月 1 日以来、再生可能原料についての活動を取り上げている。そしてこのセンターは、連邦農業省の森林委託業務を通じて支援されている。

森林と木材分野における奨励プログラムの結びつきを通じて、そして科学的知見の移転と情報に対する必要性が、奨励と研究そしてデータを基礎とした情報伝達の間隙を埋める。持続的な森林管理は、生物多様性の保持も内包している。

このために政策は、「GAK —奨励基本方針” 契約自然保護”」によって支援されている。国内持続性戦略の文化景観の質的向上と、種の多様性そして生物多様性国内戦略の指標が、2015 年に森林の部分的指標について、90%の目標到達値に達している（全ての部分目標で最も高い値）。勿論、ドイツの「レッドカード」は今もなお、動物—キノコそして植物の種が、危機と死に瀕していることを示している。

そのため、これまでの政策を継続し、そして補足的な活動を通じて強化することが必要である。目標を堅持し、そして森林の生態系の現状をさらに改善するために。そのため、ドイツとヨーロッパの森林において、生物多様性保護のために、総合的な対応をもたらす手がかりを支援する。

7・3 持続的な森林管理は国際的にも促進を

森林は 40 億 ha 弱をもって、地球表面の約 30%を覆っている。

森林の持続的管理と復興は、世界的に重要なそして国際的な国家共同体の挑戦とグローバルな目的である。

連邦政府は、ドイツの国際森林政策でもって参画している。現在進行中の伐採と森林の退化を阻止するために、持続的な森林管理を促進し、そして森林生態系を回復するために、その際国連の持続性目標の目的 15 を指向する。この連邦政府は、目的のために国連の内外の様々な委員会での交渉に、尽力している。加えて多くの国内、国際的なプロジェクトを奨励している。

2017 年の連邦政府の森林報告において、詳しい内容を知ることができる。世界的な森林破壊において大きな扇動者の 1 つが、自然森林から農地への無秩序な転換である。これに該当するのが、熱帯における全ての森林である。国際的な森林保護は、可能な限り持続的に生産されることが、成果をもたらす。このため、連邦政府は農業原料の持続的、伐採なしの供給チェーンのイニシアチブを支援する。

連邦農業省は、特に大豆やヤシ油そしてカカオの多様な利害関係者のイニシアチブを、奨励している。同時に生産国において森林保持のための、より多くの刺激を与え、そして森林保持、持続的な土地利用を奨励する。ドイツの政策は、国際的そして EU レベルでの政治的目標に設定されている。

幾つかの他のヨーロッパ諸国とともに、ドイツはここで先導的な役割を担い、そして森林破壊と伐採に反対する、広範かつ成果ある EU 一戦略を実施している。EU 一レベルでの適切なプロセスは、EU の報告でもって世界における森林回復と保護のために、「EU 一政策の強化」が、2017 年 7 月 23 日からスタートしている。

8 持続的な漁業—自然資源は責任をもって活用を

海洋は生態系上多様な生存空間であり、そして食料とエネルギー資源のための源である。

世界的な魚類の生息とその生存空間の持続的な利用と保護は、将来世代のために守り、そして海からの健全かつ高価値な食料を、供給するための可能性を保持することが不可欠である。

その際、漁業政策は漁業者、流通業界、加工工業、消費者、環境—気象—自然保護の関心事の間でのバランスを、創り出さねばならない。漁業における長期的な安定は、健全な海洋生態系システムを必要とする。共通漁業政策（GFP）の広範な改革は 2014 年 1 月 1 日以来、ヨーロッパ漁業政策の中で指針となるコース変更を行った。以来、魚の現況生息数の回復と維持のための、厳しい政策でもって持続的な利用が、漁業管理の重要な原則になっている。

近代的な持続的漁業管理の保障のために、最高限度の漁獲量と割当量決定を計画している。つまり、どこでどのように漁をするか（技術的な対策）。遅くとも 2020 年までに最大継続漁獲の原則（MSY）によって、全ての魚種の生息数を管理し、そして経済的に利用する全ての魚の現況に関して、数年間の管理プランを拡大すべきである。この原則は、魚の現況の持続的な利用を確保し、そして長期的に経済的に漁獲を可能とする漁業の基盤となる。

このことの実践のために既に複数年プランが、バルト海、北海並びに西部海洋と地中海における、特定の海域で開始されている。この政策に合わせた持続性について、既に魚の現況管理における具体的な改善が、可能になっている。

2020 年の漁獲可能性に対するヨーロッパ委員会の報告が、決定されている。

2019 年北東大西洋において持続的に管理する魚の現況計画数は、59 に増加された（2013 年・25）。バイオマス（魚の生息数）は、2003 年以来、約 36%高まっている。

共通漁業政策の新しい方針は、地域的な決定によって強化される。つまり、この政策実行に際して、EU の各加盟国に強い役割とより多くの責任を付与した。これについて該当する海域の一致する関係加盟国は、地域的グループを形成し、そして地域的な必要性のもとにより強化した、漁業の技術的対策の実行が可能となっている。ドイツは北海とバルト海の地域グループに所属している。

環境に優しい漁業の目的は、全般的な「投棄禁止」（訳注・混獲された魚を陸揚げすることなく、船上から海に投げ返すこと）も役立つ。

これは 2015 年 1 月 1 日から徐々に導入され、2019 年 1 月 1 日から全て規定された魚の生息に有効である。望まない魚種の混獲は、船上から投棄できず陸揚げしなければならない。特定の狭く限定された例外においてのみ、船上からの投棄が許される。

これに加えて個々の海域について、地域的グループがいわゆるヨーロッパ委員会の法手続きを基礎とした、投棄手法を策定している。この中には、投棄実行のための技術的な細部が定められる。連邦政府は、さらにまた望まない混獲回避のために、技術的な規則の策定に参画している。このことは、2019 年中中期に広範に改正された、いわゆる技術的対策について、有効な規則の不可欠な構成要素である。

同じくこの対策実行のために、EU レベルで必要な監視政策について、現在根本的な改正を行う。新しい政策的な大枠条件と技術的な可能性を、適応させるために。漁業船団について過剰生産能力をもった加盟国は、より強く責任を担っている。2021 年から 2027 年の奨励期間におけるヨーロッパ海洋一漁業そして養殖漁業基金（EMFAF）の提案を、2018 年 6 月に行った。この提案は、奨励期間 2021-2027 における EMFAF の強化を目指している。

この漁業基金は、特に共通漁業政策（GFP）の目標設定の達成に役立つ。この提案は、加盟国により多くの柔軟性を与えるべきである。特に生物上の海洋資源の保持と持続的な漁業の提案を、奨励すべきである。その中で漁船のモーターの近代化または交換も含まれる。同時に機能の向上の無いことに、結びついている限りにおいて。

一次的な自然災害、環境保持対策または加盟国ないし EU 委員会の政策に際して、漁業基金指令の領域における漁獲行動の一時的中止が、奨励実施の前提条件となる。この漁業基金は漁業の管理とデータ調査、同じく養殖漁業、内水面漁業、これら産物の販売—加工並びに海洋—沿岸地域における生態系システムと、生物多様性の保護と回復を包括している。

イギリスの EU からの離脱は、漁業に著しい影響をもたらす。現在、イギリスの海洋においてドイツの外洋漁獲量の 45%（内 100%全てがニシン漁）が、該当している。

さらに現在、イギリス海洋においてドイツの漁船の約 27%が、漁獲活動をしている。このため、連邦政府はイギリスとの将来的、経済的パートナーシップの分野において、新しい漁業合意（イギリスの海洋への立ち入りと漁獲量協定など）に尽力している。イギリスの EU 一離脱は、今現在まだ合意が成立していない。2020 年 6 月までに合意が締結されるだろう。

気象変動とそれによる河川、湖そして海洋において、引き起こされる生態系システムの変化が、漁業管理と海洋の現況一自然保護にもたらす影響、そして新たな課題の増大がテーマになってくる。そのため、連邦政府は魚の生息数の持続的な管理と海の生物多様性の回復と保持のために、国際レベルで尽力している。これは特に、第三国を伴った EU の漁業パートナーシップの合意と、地域的な漁業組織の分野における、政策に有効である。

世界の海洋における持続的な漁業のための政策的な努力は、違法な、規制無しそして報告無しの漁業（IUU 一漁業）によって、何倍も破壊されている。違法な IUU 一漁業から見積もられる漁獲額は、100 億ユーロ（約 1 兆 2000 億円）の金額になっている。これを通じて合法的な漁業並びに海の生物多様性が、巨大な被害を被っている。ドイツの積極的な支援でもって、EU は違法な漁業に反対する世界的な取組みにおける、先駆者の役割を担っている。

連邦政府は人間共同の生存基盤として、農業観光規準、持続的な漁業と海洋の保持、ヨーロッパ海洋保護戦略、特に海洋戦略一大枠指針の分野において尽力している。海洋環境保護のあらゆる努力、生態系システム保護そして事前に備える取り組みが、考慮されている。勿論、増額された研究費の支出が前提である。連邦政府は、北海一バルト海におけるドイツの排他的経済ゾーン（AWZ）で保護された海洋域を、科学的な基盤の上に NATURA2000 による漁業一管理プランを策定した。

この政策は地域において危機に瀕している魚種と、生存空間の保護に寄与する。これには、イルカと海鳥並びに岩礁、砂州などが属する。バルト海（排他的経済水域）における漁業一管理政策に関する提案について、保護海域における漁業上の関心事をもつ隣接の EU 一加盟国が、2018 年末から 2019 年始めに同意した。

連邦政府は、2019年2月1日にヨーロッパ委員会において、法規命令の策定のために、いわゆる共同推薦として提案した。さらにドイツは、2019年2月始めに各国で最初の手続き行動を促した。バルト海保護海域の漁業経済と環境―自然保護のための環境―自然保護団体に、漁業―管理政策提案を紹介した。これによってEU―法にに基づき、GFP（EU共通漁業政策）の領域において、地域における漁業上の関心事をもったEU―加盟国とともに、定められた協議方法に引き継いだ。

連邦政府は、南極地域の海洋保護ネットワークに、強力に力を入れている。このため、2016年にヴェツデル海（Weddellmeer）における、「南極の海の生命宝庫（CCAMLR）」の保持について提案した。これは2018年に新しい科学的な知見を、基礎にしている。さらにこれは、全てのCCAMLR―加盟国の合意を可能にするために、2019年秋に行われる。連邦政府の特別な関心事は、ドイツの海洋と河川における漁業の持続性である。

内陸漁業も所管する各国とともに、移動性魚種（例えばウナギ、サケ、ヨーロッパチョウザメ）の保護を、ヨーロッパレベルでの研究計画と放流政策を通じて強化する。さらに魚道の拡大と川に沿った他の隣国と発電所経営と、相互の連携が奨励されている。

9 バランスのとれた持続的な食料に対する社会的な期待

ドイツの農業は多様なそして高価値な産物でもって、国民のバランスある食料を供給する。食料と健康上の消費者保護は、それぞれの人々の生きる上でのテーマである。そしてそのことは、連邦政府にとっても高い価値になっている。食料の提供と同時に、農業者に対する社会的な要請が、時間の経過において継続的に進展している。農業生産におけるテクノロジーの進歩と、特に変化する消費者の期待に対して、農業は新しい挑戦とチャンスの前に立っている。農業生産における変化は、食料の供給に対して直接的な影響をもたらしている。しかしまた、農業生産に対する消費者の期待は、反対的な影響も及ぼす。

このために連邦食料・農業省は尽力している。

- ― 農業生産における多様性を保持、強化するため、そして全ての人々のために、新鮮で地域的なそして栄養豊富な食料を、需要に応じて供給するため改善すること。

- 一 消費者によるそのような食料への需要について、例えば栄養教育—情報提供によって強化すること。
- 一 食料の供給に対して変化する社会的な要請に、まさに農業政策における食料の利害関係をより強く視野に入れること。

連邦食料・農業省は、持続的そして革新的な市場チャンスを開き、同時に農業の強化のために、農産物の評価向上に貢献している。EU の共通農業政策（GAP）は、バランスのとれたそして持続的な食料に対する、社会的な期待を視野に入れている。また、連邦省は市場指向性と価値創造チェーンの中での、生産者のより良い地位確保のために努力している。

特に小—中規模農業経営もまた、バランスある食料の生産方法と地域性、多様性に対して増大する、需要のチャンスを活用できる。農業支援に対する社会的受容と GAP 強化のためにも、バランスのとれた食料と農産物生産への農業者の貢献を、国民の目に見えるようにすることである。同時に連邦政府は、栄養教育と消費者情報に、より強く焦点をあてねばならない。

さらに農業者の成果と努力について、PR しなければならない。その際、保育所と学校においてバランスある栄養のために、大きな貢献をしている EU 一学校プログラム「灯台プロジェクト」が、重要である。今ある品質規定がこれとの関連で、重要な役割を演じている。同時に食品の「認証マーク」が、この目的を満たしており、特にヨーロッパの消費者に十分周知されねばならない。

10 国際農業—食料政策 世界の食料を確保

飢餓と慢性的な栄養不足に苦しんでいる人々の数は、現在再び増加している。約 8 億 2 100 万人の人々が飢餓に遭遇している。世界人口の急速な増大、そしてトウモロコシなど再生可能な原料への需要増、さらには畜産に由来する食料に対する消費拡大、気象変動による収穫量の激減、食料不足地帯の政府指導力の弱さによる政治的な危機など、現在難しい状況がさらに厳しくなっている。

連邦政府は飢餓、栄養不足と闘うこと、そして国際的に認知されている「食料に関する人間の権利」を守り、支援することを表明している。この権利は、各人がそれぞれの時期に身体的、経済的そして健康的に十分懸念の無い、そして栄養生理学上バランスのとれた食料を、得るときに実現できる。そして行動的に健康な生活を、もたらすことができるように。

そして栄養の必要性和食料の選択に満足し、行動的に健康な生活を過ごすことができるように。さらに連邦政府は、国連の持続的な発展のアジェンダ 2030 と、それに内包されている 17 の持続性目標（持続可能な発展目標 SDG's）を、実現する義務が課せられている。ドイツは飢餓を終わらせ、食料の安全性と適切な栄養の充足を達成し、そして持続的な農業の実現を奨励する。

グローバルな食料確保のための決定的な鍵は、効率的、持続的に創りあげる地域に定着した農業である。強い農業は、さらに農村地域の持続的な発展に加えて、国民的に難局を乗り越える重要な前提条件である。成長と価値の創造のために努力し、そして現地の人々がそこに居るための展望を切り開く。

そのため、連邦政府は科学—市民社会そして経済の間の交流と、世界食料確保の持続的な発展のために参画している。その際、以下の目標を追求している。

- 食料の安全のための適切な大枠（前提）条件を創ること。
 - 食料の安全を世界的に改善すること。農業—食料経済の中での生産と生産性、持続的な方法での食料増産
 - 農業—食料業は安全な食料とバランスのとれた栄養を達成すること。
 - 人々のために生産性のある資源並びに食料を確保すること。特に社会的に弱い立場の人々の配慮を世界的に保障すること。
 - 持続的な資源利用のための長期的な戦略を発展させること。特に研究を目的に沿って奨励すること。
 - 危機、紛争そして大災害を背景に食料の確保を奨励すること。困難な状況を生き抜く人々の能力と食糧供給システムを強化すること。
-

アジェンダ 2030 の分野への連邦政府の参画を明確にするために、ドイツの持続性戦略（DNS）2018 の具体化の指標を発展させる。つまり、ドイツの”世界的に適切な食料”達成に際して、政府の適切な対応の実施を示している。目標は世界食料の確保のために支払う ODA（政府開発援助）への財源割合を、2030 年までに適切に増加させる。

食料確保のテーマは G7、G20 の領域においても、増大する重要な役割となっている。2017 年ハンブルグでの G—20 ドイツ議長国の際も、リスク分析無しで家畜飼育における成長促進剤として、抗生物質投入からの離脱に合意している。

そして農業が増大する世界人口に直面して、少ない水資源でもってより多くの食料を生産する挑戦への議論がされた。このため、G-20 は農業において資源と水を大切に扱う行動プランを採択した。

さらに G-20 は、農村地域における若者の就業のために、イニシアチブを創設する。2018 年 G20 のアルゼンチン議長国のもとで、持続的な農業のための基礎としての、健全な土壌に重点をおいた。同時にドイツの議長職の際のテーマ”水”が取り上げられた。そして持続的な利用の上で両方とも、重要かつ乏しい生産資源に焦点をあてている。大きな協調は食料の損失—浪費減少のために、様々な対策をさらに投入することである。

2019 年日本の議長職のもとで G20 は、食料の浪費減少に際して、G20 が先導的役割に努力することを決定した。これには連邦政府の 2019 年 2 月における、ドイツの食料浪費削減のための連邦の提案である戦略が含まれる。国際的な合意目標 (SDG12.3) を達成するために、世界的に食料の浪費について、小売業—消費者レベルに沿って生ずる無駄を 1 人当たり半分化する。

そして収穫後のロスも含めて、生産—供給チェーンに沿って生ずる食料の無駄の減少をすすめる。これとの関連においてドイツ持続性戦略 (DNS) の具体化と、食料の無駄削減戦略についての指標を発展させる。ドイツにおいて生じている食料ゴミを明確化し、その削減努力を価値創造チェーンの全段階で、数量化することに一致している。連邦政府のアフリカ政策ガイドラインを基本に、アフリカとの共同活動に集中する。連邦政府と EU—同盟とアフリカとの密接なパートナーシップでもって、アジェンダ 2063 の実施に際して支援する。

これは G20—アフリカ イニシアチブの背景における、改革パートナーシップと一連の投資プログラムを通じて奨励される。新しいアフリカ—ヨーロッパ同盟と、ヨーロッパ外国投資計画でもって、持続的発展のための信頼における大枠条件を奨励する。連邦政府は、アフリカにおける持続的、効率性の良い農業と食料業のために尽力する。そして特に多くの若い人々のために、就業の可能性と長期的な発展の展望を創り出す。

ドイツの発展共同活動は、特別イニシアチブ EINEWELT(1つの世界)の”飢餓無し”創設でもって、政策上の優先順位として飢餓と栄養不足に対する闘い (SEWOH) を宣言した。

この闘いは、2018年に追加財源4億6130万ユーロ（約553億5600万円）を、準備している。同時に連邦政府は、全体として相互的發展共同活動と他の政策で、毎年15億ユーロ（約1800億円）弱「發展的政治的な関心事」に投資する。

ドイツは負担金が世界で4番目に多い国として、FAOの活動を支援している。

連邦政府は、国際的な大枠条件と基準としてのFAOの中心構想と、政治的協議を強化する目的を追求している。ドイツは重要な関心事として、特にFAOの食料の権利のための活動強化に尽力している。ドイツは、様々なテーマ分野におけるFAOを支援するために、連邦政府の農業―食料業の専門家の副次的な「専門家プログラム」を通じて財政支援する。

連邦政府のこの参画は、将来においても継続する。連邦政府は食料のテーマについて、専門知識と経験をFAOだけでなく、世界食料確保の委員会においても提供する（CFS世界食料安全委員会）。ドイツは、食料確保のための国内、国際そして地域と世界的な戦略のために、世界的に重要なプラットフォーム（基盤）CFSを改革する。

連邦政府は、ここで食料システムと栄養のための任意の指針策定を内容的に支援し、財政を投入する。その際、特に国内の食料確保の背景において、食料の権利の徐々なる実施支援のための任意の指針、国内食料確保の領域における森林、漁場、土壌、土地利用権利の責任ある調整のための任意の指針（VGGT）、並びに食料システム（RAI一原則）と農業における責任ある投資のための原則が挙げられる。相互信託基金（BTF）のプロジェクトでもって連邦政府は、FAOと技術的共同活動を提供し、そして政策的な助言、食料と農業に関する適切な法的そして制度化した大枠条件の發展を支援する。

BTF一プロジェクトの目的は、食料確保のための戦略を促進するために、そして国際的そして地域を越えたパートナー国において、実施することである。

2020年以来、BTFを通じて未来を目指した112のプロジェクトで1億3600万ユーロ（約163億2000万円）支出されている。連邦政府は、アフガニスタン、サブサハラアフリカ地域（訳注・サハラ砂漠以南の地域）そして2016からは、東南アジアに重点をおいている。

連邦政府は 2013 年から 2018 年までの期間内において、アフリカにおける食料供給の改善と安定確保のための、テクノロジー公開のドイツーアフリカ研究計画を支援する。これは「GlobEーグローバル食料確保」の奨励イニシアチブでもって実施されている。全体で 6 つの複合プロジェクト政策が、約 4700 万ユーロ（約 56 億 4000 万円）で奨励されている。

研究プロジェクトは、収穫後のロス削減、農業の価値創造チェーンの持続性と効率性の向上、その土地のアフリカ野菜の種の生産強化など、地域に適した農法を発展させる。この政策の重要な観点は、アフリカ農業の価値創造チェーンにおける、女性の同権化の奨励でもある。

連邦政府は、奨励プログラム”世界食料のための研究共同”の領域において、現在のドイツとアフリカないし東南アジアの研究施設との間の研究連合を、総額 1700 万ユーロ（約 20 億 4000 万円）でもって奨励している。研究共同計画は、持続的、戦略的パートナーシップ並びに生産性の高い適用、そして課題解決に向けた研究ネットワークの強化が、基本的な奨励対象である。

科学的な進歩とそれ自体の交流と並んで、国際的な同盟の持続的な強化並びに、発展途上国における許容量の発展のために、重要な貢献を果たす。栄養上傷つきやすいそして必要に応じた食料生産のために、科学的な手掛かりを発展させる。連邦政府は目的分野における飢餓、栄養不足の除去のために、積極的な貢献を果たす。そしてそれでもって、アジェンダ 2030 の国際的な持続性の目標達成のために、食料の権利実践のために直接的に尽力する。

さらにドイツは相互的共同プログラム（BKP）とともに、生産、資源を大切にする企業的な農業ー食料業経営の強化を支援する。この計画はパートナー国の改革計画について決定するか、または農業上重要な専門意識を高める。これはパートナー国との密接な調整において発展、実践しそして前進する。農業専門家との直接的そして専門知識的な知見交流は、このプログラムの中心的な要素である。農業ー食料経済の教育担当者、団体、研究施設そして経営は、このプロジェクトに参加しそして専門家の指導を受ける。集中的な専門活動は相互の理解を深め、そして信頼を創り出し、他の国々とのパートナーシップの強化に貢献する。

EU ー財政の「双子ープロジェクト」において、連邦政府は、このプロジェクト参加志願者ないし国を、ヨーロッパ規準に対する国内法の調整に際して支援する。連邦食料・農業省は 2009 年以來、毎年農業と食料のグローバルフォーラム（GFFA）を開催している。これは全世界から 70 ヲ国の農業大臣の参加によって、国際的な農業と食料確保の将来展望を議論する、中心的な多国間規模の 1 つとして開催されている。

2019 年 GFFA は、” 農業のデジタル化ー将来の農業のために賢い解決を”、重点テーマにしている。さらに連邦農業省は、会議シリーズ” 飢餓に対する政策” でもって、当面のテーマである政治、経済そして社会の間の国際的な交流を、食料に対する権利実践をリードする。

連邦政府は、一貫性のある世界食料政策の議論のために、国際的に認められている貢献をこの会議で果たしている。世界の食料状況改善のための農業ー食料研究活動は、拡大している。これは、戦略的なパートナー国との今ある共同活動の強化、新しい研究協力のイニシアチブも該当する。特別な重点は、集中的な手掛かりを基礎に、国際的なネットワーク化である。

B 部 農業－食料業の現状と農村地域

1 食料業

農業（漁業含む）の 2017 年の総価値生産は、2017 年に全体経済の中で総価値生産の約 0.7%になっている。農業に関連した前・後の分野を視野に入れるとき、本質的に高い割合となる。ここでは、1940 億ユーロ（約 23 兆 2800 億円）強の総価値生産を得ている（表－1）。経済－金融危機の結果として 2009 年の落ち込みの後、2012 年からは価値生産が毎年向上している。増加割合は異なっている。

なお大きな重要性は、労働市場に関する食料業である。2017 年に 470 万人が就業している。ドイツ全体で 4420 万人の就業者に際して、この食料業の分野は 9 番目の就業数に分類される（表－1）。食料業－小売業は、約 150 万人の就業者数でもって、専門分野で最も大きな領域になっている。約 130 万人の就業者の食料生産業（たばこ加工業含む）、そして 938000 人の就業者を有するレストランとなっている。

表－1 食料供給チェーンの経済的重要性

経済分野	総価値生産				就業者数			
	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017
	10 億ユーロ				1000 人			
農業の前の分野	21.0	21.8	21.7	21.6	206	208	212	216
農業（漁業含む）	17.8	16.3	17.5	22.0	612	599	581	578
農業の後の分野	125.5	135.1	142.4	150.2	3708	3751	3813	3875
合計	164.4	173.2	181.6	193.8	4526	4558	4606	4669

農業－食料業ないし食料供給チェーンは、食料の生産から消費者への販売まで、全段階を包括している。

- － 農業、漁業、前の段階の分野を含む（先行投資）
- － 食料工場と食品工業における食品加工
- － 農業・食料卸売業
- － 飲食店・旅館業
- － 食品小売業

ドイツの農業―食料業は、大多数を占める小規模構造の食品手工業によって、特徴づけられている。また、中規模企業に特徴づけられた食品工場と、より強く集中化された食品小売業が特徴である。国民への供給は、今日さらに高度に集中化された食品小売業を通じて行われる。

これは生産者にとって生存に関わる厳しさをもたらす、集中的な競争と結びついている。食料小売業における強度な集中化は、しばしば交渉力について不均衡を伴っている。これはドイツについて典型でなく、EU の他の国々において存在している。食料供給チェーンの機能的な方法改善のための、EU 委員会によって開催される、高位のフォーラムにおいてこのテーマが優先されるべきである。

食料業界の重要な団体は、このチェーン構成者の公正な在り方の原則を発展させる。このため、工場と食料小売業の間の任意のイニシアチブ、つまり柔軟なイニシアチブが実施される。2019 年 4 月 30 日に指針 (EU) 2019/633 は、農業―食料供給チェーンにおける企業との営業関係において、不公正な商業手法を規制する。指針発効後、加盟国は指針の実施 2 年間は国内法を活用する。加盟国は指針の発効後、遅くとも 30 カ月に政策を活用する。

この指針の目的は、最低基準の策定である。加盟国は明確に高度な保護水準をもたらすところの、規制を公布するという権限を付与される。今交付された指針でもって最初に EU―域内の不公正な商業手法との闘いのために、統一した最低保護水準が有効となる。この指針は、小―中規模経営の食料生産―加工、特に食料供給チェーンの中にいる農業者に役立つ。

決定された保護対策は、食品の加工と食品販売の大規模企業に対して、3 億 5 000 万ユーロ (約 420 億円) の年間販売額までの、全ての企業を対象としている。EU―加盟国から公布される不公正な商業実習の禁止は、10 の包括的な禁止 (いわゆる黒のリスト) を含んでいる。この中に遅れて支払いする販売額支払いの禁止、特に腐りやすい農―食料品と、同じく短期的に腐りやすい産物の委託取り消しの禁止、ないし一方的な契約変更 (例えば、日時、取り扱い方、価格と支払い条件) 並びに買い手の拒絶、供給者の要望に対する文書によって決められている供給協定を確認すること。

6つの他の商業実務は、予め契約事項者との間の明確な合意がされている場合にのみ、認められる（いわゆる非合法すれすれである）。これには買い手から供給者に対して、購入金の支払い無しでの販売されていない農業・食料産物の返却などが挙げられる。これら禁止条項の順守は、公的な監視システムを通じて、加盟国から保障される。農産物と食料の販売に際して、不公正な販売行為に対する指針は、バランスのとれた公正な条件奨励のための重要な対策である。

最初にEU域内で不公正な商業行為との闘いのために、統一した最低保護規準が有効である。これは食料供給チェーンにおける農業経営強化のために、目線を高くしより多くのフェアな態度と行動のために、重要な歩みである。

EU規則 NO1308/2013 の改正は、共通市場組織（GMO）を通じて重要な明確化に配慮している（2018年1月1日）。公認の生産者組織（加入者の生産物を販売する）は、全般的なカルテル禁止の前提条件の順守について免除されている。

進歩するデジタル化によって、食料業もまた重要な刺激を受けている。特に食料の安全のための長所を伴った遡及可能性のための、デジタル方式での問題解決または食料の電子取引（Eコマース）が、デジタル技術の投入分野を示している。食料業の革新力は、変化する環境・持続性への要請と、変化する消費行動への反応をさらに示す。この領域において同じように安定した経営が、スタートアップ（始動）し、経営に移している。

このスタートアップは、大きな革新の潜在力を通じて活用する。これは例えば新しい食料生産物の発展に際して、デジタル技術の適用または持続的生産・食料の方法のための課題解決を、促進するのに有効である。全スタートアップの9.7%は、食料分野ないし消費物品の領域で行動している。

輸出はドイツ食品工業の企業のために、食料小売業における強い集中と高度な競争圧力によって、重要な販売戦略が生まれた。2017年には、食品産業からの輸出割合は、食品全販売額の1/3強、33.5%を占めている。

2 ドイツにおける農業構造

2・1 農業上の経営構造

2016年ドイツにおいて農業構造調査の結果、275 400の農業経営が存在する。2010年の調査との比較で、経営数は約23 700減少している。年毎の比較で毎年1,4%の減少率である。同時に年毎の減少率は、かつての長年の平均値は約3%よりは、明らかに低下している。農地100haまでの経営規模クラスにおいて、経営数は著しく減少している。それでもやはり、経営の約70%が50ha以下の農地を活用している。

2016年における農業経営は、約1 670万haを営んでいる。この年の平均農地装備は、2010年の56haに比較して60haに達している。農地の約59%が、100ha以上の農地を所有する経営によって活用されている。連邦全域では、経営規模の東一西と北一南の格差を生じている（図一1）。農業者は経営の法形態選択に際して、次第に人的会社の形態を決めている。

それにも拘わらず、依然として経営の大部分（89%）が、個別経営を営んでいる。約244 000の個別経営のうち約半分（48%）が、主業経営（訳注・専業と第一種兼業）を営んでいる。平均して主業経営は、66ha以上の農地を管理している。個別経営に対する主業経営の割合は、2010年に比較して低下している（-1,6%）。

2・2 家畜の現状

農業における家畜飼育は、多頭を飼育する特別経営へと構造的変化が続いている。2016年に約185 200の経営が家畜を飼育している。それは2010年より約14%減っており、2013年よりも約7%少ない。これに対して家畜の現況（大家畜単位GVで換算すると）は、僅か1%の減少であった。これは乳牛と家禽の大きな飼育数に起因している。この間に肉牛の数は、ほぼ同じ状況に留まっている。

特に大きな変化は、養豚の飼育分野において記録されている。経営数は、2013年に対比して約18%減っている。これに対して豚の数は、約2,5%減っただけである。養鶏においても経営数は、2013年に比較して約17%減ったが、鶏数は8.2%増加している。家畜飼育の規模構造において、地域的に著しく異なっている。

平均の家畜数密度は、100ha の農地面積当たり 79,4 G V（大家畜単位）に、僅か増加している。ただ大家畜単位の 5,7%ないし約 73 400 が、農地無しで飼育している。

2・3 労働力と経営の新設

ドイツにおいて 2016 年に約 940 000 人が主業一副業的に農業に従事している。これは 2010 年に比較して、さらに減っている。年毎の減少は、2010 年と 2016 年の間で約-2,3%である。依然として農業は、労働力を経営主と彼の家族から調達するという、経済分野になっている。これには、約 449 100 人の家族労働力が常設の作業労働力、そして約 286 000 人が季節労働力として加わる。

だがしかし、家族労働力数はさらに減少している。これに対して農業において恒常的に従事している労働力は、2010 年以来約 6%増加している。家族労働力の中で 36%のみが、経営上の仕事に専任的に従事している。恒常的に従事する労働力は、61%であった。ドイツにおける経営的労働への従事は、2016 年に 490 000 人で 2010 年よりも約 10%減少している。

農業経営の新設数は、将来のためにそして革新的な活動のために、並びに地域での価値創造のために、基本的なパラメーター（媒介指数）である。これは特に農村の地域としても重要である。同時に農村地域における経営創設の割合は、明らかに少ないことを科学的研究が示している。つまり、農業経営の濃密一集積地域であっても 4,2%~5,0%である。

農業経営数と従事者数の継続的な減少は、農業における構造変革の基本的な特徴である。特定の時点で報告された農業経営数と現時点との間の経営数の変化には、新たに創設されたまたは停止された経営の取扱いにおいて、勿論識別されていない。経営からの引退の後、残っている経営で生産を維持し、そして拡大させることは可能である。しかし、特に農地の利用（賃借一購入価格の進展は、この 10 年間にパラメーターとして利用）は、非常に不足した要因となっている。

ドイツにおける農地価格の上昇は、特に現地での農業者にとって、土地市場での著しい問題になっている。農地の購入一賃借価格の高い水準は、特に農業、農外の生活基盤づくりの人にとって、農地の入手機会を益々困難にし、農業経営と厳しくしている。

多くの場合、必要な賃借料金または農地購入の資金調達が、もはや経営管理上対応できない状況になっている。結果として農業経営が長期的に管理する賃借農地を失うか、または進められている農地取得を実現できないこととなる。

全体的に当該地域に住む農地所有者/非農家でなく、活動している経営主/農業者による収入転換に対して、賃借料金の上昇をもたらす。さらに地域を越えた投資家の活動は、構造的に弱い農村地域からの価値創造の流出と、そして農地の自由裁量力の集中化をもたらす。そのため、農業における生存基盤は、牛乳生産、畑作など農地管理で誘導される古典的な分野に、以前から依拠している。

2010年の農業調査の結果によると、農場後継者が連邦全域で45歳とそれ以上の高齢経営主が個別経営の31%となっている。主業経営においてしばしば副業経営として確保されている。質問した後継者の無い経営主の21%が、既に60歳であった。農場後継者の状況は、地域的に明らかに差異がある。多分、1つの農場後継者を見つけることは、経営規模の大きさとともに傾向的に増大する。構造改革と増大する経営規模の拡大を通じて、デジタル化を含めた新たな持続的なテクノロジーの投入に基づいて、農場を引き継ぐ経営主が傾向的に高度化する資格水準が求められる。

2・4 農地市場の進展

過去10年の中頃以来、農地の購入価格と賃貸借料金の注目すべき上昇は、昨年においてもブレーキがかからない状況になっている。この進展は多くの様々な要因に起因する。2018年ドイツにおける平均的な農地の購入価格は、24 485ユーロ（約2 938 200円）/haとなった。その際、購入価格はかつての連邦地域（旧西ドイツ）において、依然として新しい州（旧東ドイツ）のそれを、明らかに上回っている。その際、昨年における農地価格はなお一層上昇している（図一2）。

支払われている平均賃貸借料金も、2016年に新たに上昇した。ここでも旧西ドイツ地域における水準が、明らかに新しい州の水準を上回っている。新しい賃貸借料金は、この市場で持続している価格上昇の証明であり、これまでの賃貸借料金を著しく上回っている。賃貸借料金と同時に地域的な差は、とりわけ経営規模拡大を望んでいる経営に対して影響を及ぼしている。

つまり、農産物生産の強化、加工業の重要性とエネルギー作物栽培のための農地需要に影響を与えている。2016年に農業経営によって管理されている農地に対する賃貸借による借地面積の割合は、58,5%であった。それは旧西ドイツ地域において、1999年の約50%に対して約54%であった。これに対して新しい州（旧東ドイツ地域）においては、約68%と明らかに高くなっている。これは勿論、農地利活用管理有限会社（BVVG）の農地販売等によって、緩やかに減少している。1999年にはなお約90%が残っている。

全体的に2016年約662万haが農業経営の所有であり、約978万haが賃貸借である。最終的に通常かつて農業者だった非農家、並びに農業経営の出資しての部分所有でもある。

表一 2 農地の賃貸借料金

年 度	農 地 の 賃 貸 借 料 金						新賃貸料金
	2007	2010	2013	2016	変 化		2016
					2007/16	2013/16	
ユーロ / ha				%		ユーロ/ha	
ドイツ	183	204	243	288	57.4	18.5	385
旧西ドイツ地域	234	254	294	346	47.9	17.7	493
旧東ドイツ地域	122	141	169	203	66.4	20.1	242

2・5 新しい州（旧東ドイツ地域）における旧国民所有農地の民営化

かつてのドイツ民主共和国（旧東ドイツ）の国民所有地の民営化は、BVVGによって2010年に該当する州と合意した、民営化基本法と信託法を根拠に実施されている。2015年と2017年に各州との合意において、民営化基本法の改正に取り組んでいる。特に公示した販売価格の上限に関する指標規模が、24haから15haに引き下げられた。さらに2025年から2030年に、民営化終了時点が延長された。

さらに若い人がこの制限公告に参画する事が、できると合意されている。これに従って公示された農地の30%を、毎年労働集約的な経営、特に有機農業と若い農業者がに限ることが公告されている。BVVGは、年間の農地販売20000haから10000haに減少させた。この上限は2015年から子会社とのコンツェルンについても有効である。

BVVGは、2018年12月31日になお、116 880 haと農地と6 525 haの森林を有している。このまだ残っている農地は、一定の年分割地を売却している。販売されない農地は、さらに公告を通じて賃貸借される。ここ5年間(2014~2018年)に69 586 haの農地と6 397 haの森林が、一般取引価格で売却された。その中で3 4298 haが現地の借地人に、連邦と州間の民営化基本方針によって売却された。

3 ドイツにおける農業の経済状況

3・1 農業の全体経済計算

国民経済全体計算システム(VGR)は、特に農業生産物、先行投資、価値創造といった農業分野の経済状況について、「農業全体計算(LGR)」が提供している。

表一3 ドイツ農業の要素使用価値に対する純価値生産(要素所得)

年	10億€	前年対比の変化率(%)
2014	18.6	-2.5
2015	12.9	-30.8
2016	13.4	+4.1
2017	17.9	+33.3
2018(暫定)	13.9	-22.3

表一4 ドイツ農業の全国民経済計算

指 数	2016	2017	2018	2017/2018
	10億€			%
製造原価に対する生産価値	51.8	56.2	53.2	-5.4
先行投資	36.0	35.4	36.4	+3.0
総価値生産	15.8	20.9	16.8	-19.7
控 除	9.5	9.6	9.5	-1.7
補 助 金	7.3	6.9	6.8	-0.5
生産公課	0.2	0.3	0.3	-1.8
純価値生産(要素収入)	13.4	17.9	13.9	-22.3

ドイツ農業の要素経費に対する純価値生産(要素収入)は、2015年と次の年度における経済的な急激変化の後回復している。2015年は、牛乳と豚肉そしてビートなど、収穫産物が前年の良好な価格に達しなかったことが、生産価値の減退の理由であった。生産価値は約10%減少し、525億ユーロ(6兆3000億円)となった。殆ど減っていない先行投資と、例えば高い控除に際して129億ユーロ(約1兆5480億円)で、対前年比-3.1%の純価値創造の結果を生じている。

2018年について暫定的な評価によって、2017年対比の要素収入は明らかに減退している。その原因は、重要な畑作物が乾燥の理由で劣悪な収穫であった。

そのため、作物生産物の生産価値が著しく低下している。少ない先行投資に際して、22%の要素収入と20%の総価値生産の低下を生じている。

3・2 簿記記帳結果

連邦農業省は農業法（LWG）§ 2に基づいて、毎年農業経済年（WJ）にドイツにおける農業経営の収益状況を、農業経営調査ネットワークの結果でもって分析している。この調査ネットワークにおいて、統一した税一商取引の規定によって、策定される年度末決算（BMEL 一年度末決算）で、農業の個別経営と人的会社の総決算と収益一損失を把握する。その上、新しい州についてのみ法人（特に農業協同組合と資本会社）もまた、分析している。

農業収入と並んで経営部分からの収益と、農家副収入として導入しているところの、例えば農場直売店、蒸留酒醸造所、バイオガス、賃労働、そして景観保全作業請負い（自治体からの委託業務など）からの収入も計上される。これに対して独立した営業上の部門（例えば、エネルギー生産）からの収入は、通常この経営調査ネットワークの年度末報告の中に考慮されてない。他の収入もまた、独立した非一農業営業経営（例えば宿泊、観光）、土地家屋の賃貸、資本財産、労働者活動と年金は、この農業経営調査ネットワークには、性質上十分に把握されていない。

他の収入もまた、独立した非一農業営業経営（例えば宿泊、観光）、土地家屋の賃貸、資本財産、労働者活動と年金は、この農業経営調査ネットワークの中で、性質上十分に把握されていない。ただ、副業経営に関して追加的に農業上の収益算出のために、特に非自立的な仕事からの経営主夫妻の収入もまた総収入に中に加えられる。農業調査経営の選定とグルーピングは、使用する指標並びに統計処理と経営結果の予測最終値といった、手法上の解説によってなされる。

簿記記帳結果の分析のために、以下の主要となる3グループを形成している。

- 一 法形態・個別経営と人的会社の主業経営
- 一 法人
- 一 小規模・兼業経営

3・2・1 法形態・個人経営と人的会社の主業経営

主業経営（訳注・専業経営と第1種兼業経営）の経営結果（個別経営と人的会社）が示しているように、農業においてこの報告期間内に著しい年間収入変動を記録している。この原因は特に天候の影響と、生産一経営資材費の変動である。2014/15年と2015/16年における主業経営の収入は、ネガティブに進展した。この原因は作物、畜産物における価格低下である。特にネガティブな進展は、牛乳と豚肉の価格であった。

2016/17と2017/18事業年度（7月1日から翌年6月30日まで）において、主業経営の平均において所得と収益の伸長が記録できたように、この価格が回復した。最終的に収益は約14.8%上昇し、65 662ユーロ（約7879 440円）となった。同時にそれぞれこれまで最も高い名目値であった（訳注・実際に市場で取引されている価格に基づいて推計された値）。

表一5 主業経営の収益

事業年度	経営当たりの収益		1労働力当たり人件費含めた収益	
	€	対前年比変化%	€	対前年比変化%
2006/07	47981		27582	
2007/08	59433	+ 23.9	33424	+21.2
2008/09	44834	- 24.6	26406	-21.0
2009/10	40870	- 8.8	24576	- 6.9
2010/11	54375	+33.0	30892	+25.7
2011/12	55572	+ 2.2	32142	+ 4.0
2012/13	62535	+12.5	35548	+10.6
2013/14	63380	+ 1.4	36390	+ 2.4
2014/15	43271	-31.7	27405	-24.7
2015/16	41251	- 4.7	26875	-1.9
2016/17	57203	+38.7	33858	+26.0
2017/18	65662	+14.8	37618	+11.1

表一 6 主業経営の収益変化の要因

収 益 / 支 出 状 況	収益ないし	2016/17 対比 2017/18		収益に対す る 影 響
	支出の割合	変 化		
	%	€	%	%
特に積極的な影響：				
牛乳販売額の上昇	22.5	+ 181	+ 22.9	+ 31.5
肉牛販売額の上昇	8.7	+ 35	+ 10.4	+ 5.2
販売、サービスそして副業	9.8	+ 18	+ 4.5	+ 2.9
経営の販売額上昇				
特に否定的な影響				
豚の販売額低下	16.3	- 57	- 7.5	- 5.9
飼料支出の上昇	15.6	+ 32	+ 6.2	- 4.4
減価償却費の上昇	11.3	+ 15	+ 4.2	- 2.4
合 計				
経営上の収益	100.0	+198	+ 4.8	+43.3
形状の支出	100.0	+110	+ 3.3	-15.3

2017/18 事業年度における農業主業経営の収益進展に決定的な影響を与えた要因は、表一 6 に示している。経営上の方針と現有の生産能力によって、様々な経営形態のより多くのまたは、より少なく結果に影響を与えている。収益の前向きな進展のために、特に牛乳、肉牛並びに流通、サービス業務と副業からの収益が貢献している。否定的な面では、豚の低い売上げ並びに上昇する減価償却と、飼料の出費が大きく影響している。

経営形態による収益

異なる経営形態の経営において、収入が不統一に進展している。個々の生産部門における異なる売上高の進展は、様々な収入状況が経営形態によってもたらされる。畑作経営において収入と収益は、全体的に報告期間で減退している。

最終的に 2017/18 事業年度における労働力 (AK) 約 7%低下した。2017 年によく供給されている世界市場について、多くの穀物—ナタネ収穫量は妥当な結果になった。バレイショとナタネに関して、明らかな売上げ低下並びに必要経費の増加に影響された。経営結果はさらに不良なものとなった。

園芸用生産ハウスの専門分野 (野菜、鑑賞用植物、苗木) において、収益は最近の 4 事業年度で明らかに改善されている。経営当たりの収益は、2013/14 事業年度の約 53 000 ユーロ (約 636 万円) から昨年 (2018 年) は、約 79 000 ユーロ (約 948 万円) に増加した。

ワイン醸造経営では、2013/14 事業年度において 61 000 ユーロ（約 732 万円）の収益から、中間期に 12%の収益増大で 71 000 ユーロ（約 852 万円）を得ることができた。最終的に 2015 事業年度における経営結果は、僅かに減退した。収入進展の基礎は、販売形態（ワイン協同組合、瓶ワインないし樽ワインでの販売）で非常に異なっている。

最後にこの 3 年間に於いて、果実経営の収益は明らかに前向きに進展している。この経営は 2014/15 事業年度において、33 000 ユーロ（約 396 万円）の最低値に低下した。その中で昨年度（2018 事業年度）において、明らかに約 52%、82 000 ユーロ（約 984 万円）に再び上昇した。特にりんご栽培においては少ない収穫量であったにも拘わらず、基本的に前年高い販売額を得られた。

高度に専門化された牛乳経営は、2014/15 と 2015/16 事業年度において牛乳の安い支払価格によって、明らかに収益低下と闘うことになった。最近 2016/17 と 2017/18 事業年度の 2 カ年において、牛乳への支払価格が再び回復している。

その結果、この分野の経営は前年よりも明らかに収益増加を記録している。そのことは各牛乳経営当たりの収益が、2017/18 事業年度に約 60%増加して約 82 000 ユーロ（約 984 万円）に増加した。

表一 7 2017/18 事業年度経営形態による主業経営の収益

経営形態	経営の割合	経営当たりの収益		労働力当たりの収益	
	%	€	前年比 %	€	前年比 %
畑作	19.5	56022	- 6.9	34767	- 7.2
園芸	4.0	79273	- 0.2	30148	- 1.1
永年作物	6.2	74050	+16.7	32737	+13.0
ワイン	4.2	71165	+ 3.3	32100	+ 5.3
果樹	1.8	82050	+52.0	33766	+24.8
飼料作	44.8	73153	+56.2	44585	+47.0
牛乳	34.8	82320	+59.6	48085	+49.7
その他の飼料作	10.1	41447	+37.4	30057	+31.5
加工	10.7	63591	-28.2	39780	-22.2
混成(提携)	14.7	49852	- 6.8	30619	- 6.1
作物栽培連合	1.3	50999	-17.0	22991	-17.8
家畜飼育連合	3.0	54398	- 3.4	34259	- 2.8
作物栽培家畜飼育	10.4	48391	-6.4	31756	- 4.0
合計	100.0	65662	+14.8	37618	-11.1

重点として肉牛経営と部分的に牛乳を重点にしているその他の飼料作経営について、2016/17 事業年度において僅かな減少を示した。これまで経過した 2017/18 事業年度において、収益プラスが約 37%あった。部分的に 2 年後に肥育豚と仔豚に関する価格下落によって、明らかな収入損失でもって加工経営（豚一家禽飼育）が、2016/17 事業年度において収入、収益において明らかな成長を示している。

豚について再び減退した価格によって、2017/18 事業年度において収益が約 28%低下し、63 600 ユーロ（約 763 万円）となった。2016/17 事業年度における収益の成長の後、収益は再び最終的に約 7%低下し、50 000 ユーロ（約 600 万円）となった。

経営規模による収益

経済的な方向性と並んで経営の分布について、標準一生産高(SO)における経済的な経営規模が役立つ。小規模経営としての主業経営の SO は、50 000 ユーロ（約 600 万円）～ 10 000 ユーロ（約 1 200 万円）、中規模経営として 10 000 ユーロ（約）～ 25 000 ユーロ（約 3 000 万円）、そして大規模経営として 25 000 ユーロ以上に定義づけられている。経営規模別標準一生産高による結果は、2017/18 事業年度における 3 つの経営規模において得られる、経営収益だけでなく労働力当たりの収益もまた、高い水準にあることを示している。

表一 8 経済的規模による経営規模による主業経営の収益

標準一生産高 1000€ の経営規模	経営の割合 %	経営当たりの収益		労働力当たりの収益	
		€	前年比変化 %	€	前年比変化 %
50-100(小規模)	24.7	29862	+28.6	23881	+24.4
100-250(中規模)	38.4	55232	+22.0	35564	+19.1
250 以上 (大規模)	36.9	100442	+ 8.4	42725	+ 5.4
合計	100.0	65662	+14.8	37618	+11.1

各州別の収益

経営規模と経営形態の分布は、ドイツにおいて非常に異なっている。このことから地域的に農業収益に大きな違いを生じている。

表一 9 2017/18 事業年度の各州別主業経営の収益

州	経営割合 %	経営収益		労働力当たりの収益	
		€	前年比 変化 %	€	前年比 変化 %
シュレースヴィッガー-ホルシュタイン	5.8	69533	+34.0	42700	+25.5
ニーダーザクセン	18.3	79344	+14.4	45056	+11.1
ノルトライン-ヴェストファーレン	14.3	59427	- 3.6	34334	- 4.8
ヘッセン	4.3	54161	+12.2	32815	+9.8
ラインラント-プファルツ	6.4	68300	+10.3	31886	+12.0
バーデン-ヴュルテンベルグ	12.8	55243	+9.2	31992	+ 3.5
バイエルン	30.9	63416	+22.1	38821	+18.2
ザールラント	0.9	53366	+91.6	32225	+73.3
ブランデンブルグ	1.3	60048	+12.0	32177	+ 9.2
メクレンブルグ-フォア-ポ-メルン	1.5	81602	+247.9	42179	+99.2
ザクセン	1.5	56354	+10.9	32682	+ 8.5
ザクセン-アンハルト	1.5	89936	-12.2	39038	- 8.7
チュウリンゲン	0.8	54249	-9.4	31901	-6.3
ドイツ全体	100.0	65662	+14.8	37618	+11.1

最も高い経営当たりの収益と労働力当たりの収益は、2017/18 事業年度の平均においてザクセン-アンハルト州 (ST) とメクレンブルグ-フォア-ポ-メルン州 (MV) において得られている。これに対して最も低い収益は、ザールラント州 (SL) とヘッセン州 (HE) である。SL 州と HE 州の経営は、平均において ST 州と MV 州の約半分であった。

SL 州と HE 州の経営の農地規模は、平均して ST 州と MV 州の約 40%のみである。2017/18 事業年度において、個々の州で異なった収益進展になっている。

最も大きな収益減少は ST 州であった。良好な進展は、平均して MV 州の経営にみられる。この理由は、前年度の比較的不良な最終結果の状況であった。

つまり、2016/17 事業年度において、MV 州の非常に重要なグループである、畑作経営が収穫-販売損失の収益経過を、記録したからである。

農業法&4による比較計算

農業法&4によって、農業の現況判断のために

- 一 農業経営における労働力が比較可能な職業一給与グループとの賃金を得ているか
- 一 経営主が自らの活動に対して適切な報酬を得ているか
- 一 経営上必要な資本の適切な利回りに達しているか

比較計算は主業経営の賃金支払いしない労働力を伴った個別経営は、限定されている。職業上の比較賃金として、就業している労働者当たりの平均的な総賃金（社会保険のための雇用主部分無しで）が利用される。2017/18年度において、これは35460ユーロ（約425万円）となる。農業経営における任意の活動のために、かつての年次報告におけるように、販売額1000ユーロ（約120000円）当たり7ユーロ（約840円）の経営主手当が設定されている。

経営に必要な資本の適切な利回りについて、3%の利率が計算値として設定されている。賃借料に関して土地と建物は、前年のように評価されている。”経営上必要なもの”として、今ある資産に委ねられる。つまり、異なる種類の経営の多数が、経営に必要な資産調査のために、必要な方法が無いためである。

比較項目の合計は、比較賃金、経営主手当そして自己資本の利回りである。

比較項目と賃金支払いの労働力の収益合計間の差は、過去における収益の進展に相応してあまり良くない。2016/17事業年度からは、再び前向きに進展している。経営の39%は2017/18事業年度において、報酬が少なくとも比較項目の合計に相当する。この経営は、後退的なこの差が特に以下のことを通じて、区分される。

- 一 標準一生産高（SO）に関したより大きな生産能力と良好な自然的条件（適切な農業上の比較値）
- 一 大規模な自己資本の形成
- 一 拡大した生産の効率化（高い農産物収量と良好な採算性）。これに反して収益と比較項目（経費）とのマイナスの差額は、報酬を支払わない労働力当たりの収益が相対的に低いからである。さらに大部分の経営で、否定的な自己資本一販売収益性を示している。

表一 10 主業経営の比較計算における収益状況（個別経営）

事業年度	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17	2017/18
	€/賃金支払い無しの労働力				
比較賃金	32062	32960	33850	34595	35460
経営主報酬	2461	2287	2223	2764	2953
自己資本の利子	6839	6719	6702	6956	7692
比較項目の合計	41362	42965	42774	44315	46105
収益	41599	28870	27707	38665	44740
差額	237	-13095	-15067	-5660	-1365
差%	+0.6	-31.2	-35.2	-12.8	-3.0

3・2・2 法人経営

2017/18 事業年度に関する簿記記帳サンプル農家ネットワークにおいて、新しい州（旧東ドイツ）566 の法人経営の簿記記帳結果が分析された。これに関して、半分以上が登録団体になっている。残りの経営は、法形態有限会社（GmbH）、株式会社（AG）、登録組合（社団法人）に属している。有限合資会社（GmbH&CO.KG）法形態の経営もまた、法人に似たような経営構造（土地装備、報酬支払い無しの労働力）に基づいて、人的会社としてこのグループに含まれる。

2017/18 事業年度における平均 1146 ha の農地を有する経営は、約 70%が借地である。平均 19.8 人の労働力の社会保険料を含む賃金と給料は、経営支出の約 21%となっている。対照的に個別経営と人的会社は、法人経営において全ての従業員に対する賃金と給料を支払っている。同時に経営の構成員ないし共同者にも。

法人の収益（労働力当たりの人件費支出をプラスした年間の利潤）は、2014/15 事業年度の平均が 35591 ユーロ（約 427 万円）である。これは同時に主業経営（29 939 ユーロ/AK 約 359 万円）の平均よりも高い。2017/18 事業年度における法人経営の収益は、前年に比較して約 24.4%上昇し、40 023 ユーロ（約 480 万円）となっている。この進展には、特に 2017 年の牛乳と豚の高い販売額は寄与している。簿記記帳年の法人の多数に適応している主業経営に関して、先行する事業年度との比較で、牛乳と豚の販売額上昇の効果が明らかに示されている。

表一 1 1 新しい州における法人の収益

事業年度	経営形態	人権費プラスした税引き前の年間余剰	対前年対比の変化
		€ / 労働力	%
2001/02	全 体	28725	・
2002/03		22268	-22.5
2003/04		23609	+6.0
2004/05		28038	+18.9
2005/06		24701	-12.0
2006/07		28524	+15.5
2007/08		33836	+18.6
2008/09		33242	-1.8
2009/10		29204	-12.1
2010/11		33852	+15.9
2011/12		34623	+2.3
2012/13		42887	+23.9
2013/14		43503	+1.4
2014/15		39260	-9.8
2015/16		30895	-21.3
2016/17		32184	+4.2
2017/18		全 体	40023
	畑 作	44054	+17.2
	飼 料 作	40226	+55.4
	混 合	37704	+19.9

3・2・3 小規模一兼業農業経営

2017/18 事業年度において、1275 の小規模一兼業農業経営の 1 労働力よりも少ない経営、または 50000 ユーロ（約 600 万円）の標準一生産高以下の経営群を対象とした、簿記記帳結果が活用される。これらの経営の主な収入源は、農外での収入活動である（特に非一自立的な活動でなく）。小規模一兼業農業経営は、主業経営より明らかに小さい。すなわち、明らかに小さな経済的経営規模、少ない農地装備と労働力である。この経営は、平均的に不良な営農条件のために、自然からの収益もまた少ない。

表一 1 2 2017/18 事業年度小規模一兼業経営の構造と収益

指 標	単 位	数 値
経営規模 標準一生産高 (SO)	1000 €	51.9
農用地 (LF)	ha	31.6
労働力	AK	0,9
内訳：賃金支払い無しの労働力	nAK	0,9
家畜頭数	大家畜単位/100 ha	64.2
内訳：肉牛	//	45.6
乳牛	//	6.6
穀物	100kg/ha	67.6
乳量	kg/頭	6187
収 益	€/経営	15429
前年比変化	%	+26.2
人件費プラスした収益	€/AK	17775
前年比変化	%	+21.8
農外就業収入		20499
その他の所得からの収益	€/経営主夫妻	754
その他収入移転		1164
全 収 益		37846
前年比変化	%	+11.2
全体収入に対する収益割合		+40.8

この農業経営は、2017/18 事業年度における平均した前年比で約 26.2%高く、15 429 ユーロ（約 185 万円）の収益を得ている。殆ど変化の無かった販売額に際して、特にその他の経営収益増加並びに資材費と人件費の経営上の支出の減少で元に戻った。農業経営からの収益の前向きな進展は、農外就業収入が上回っている。このことを通じて、2017/18 事業年度における全体収入に対する収益の割合が、約 5%上昇し 40.8%増加した。

3・2・4 有機農業の主業経営

2014/15 から 2017/18 事業年度の間に有機農業を営む主業経営は、常に比較グループの慣行農業経営よりも高い収益を得ている。労働力当たりの収益について、2017/18 事業年度に 2.8%のプラスでもって成長が少なくなっているが、慣行農業経営よりも高くなっている (+13.1%)。

表一 1 3 2017/18 事業年度の有機農業の主要経営

指 標	単 位	有機農業経営	慣行農業経営
経 営	数	479	6645
経営規模 標準一生産高 (SO)	1000 €	163	280
農用地 (LF)	ha	86.7	91.9
比較値	€/ha LF	580	688
労働力	AK	2.1	2.0
家畜飼育頭数	大家畜単位 /100ha	82.7	145.3
小麦収量	100kg/ha	38.7	75.5
バレイシヨ収量	〃	247.8	425.9
牛乳生産量	kg / 頭	6207	8127
小麦価格	€/100kg	42.05	15.57
バレイシヨ価格	〃	45.11	10.53
乳 価	〃	49.65	37.07
経営収益	€/ ha	3100	4051
内 訳：農産物販売額	〃	464	790
畜産物販売額	〃	1582	2314
直接支払金・補助金	〃	655	382
内訳 経営奨励金	〃	285	288
利子一投資補助金	〃	20	5
農業用軽油補助金	〃	23	32
調整手当	〃	37	14
農業環境政策補助金	〃	270	26
その他支払金	〃	19	17
経営支出	€/ ha	2275	3286
内 訳：肥 料	〃	19	121
農 薬	〃	2	106
家畜購入	〃	100	357
飼 料	〃	284	576
人件費	〃	212	155
収 益	€/ ha	769	701
収 益	€/ 経営	66649	64419
前年比変化	%	+2.8	+13.1

同時に有機農業経営の平均において労働力当たりの収入は、40 641 ユーロ（約 488 万円）に、そして経営収益は 66 649 ユーロ（約 800 万円）に上昇した。慣行農業経営に対して有機農業経営は、強い価格変動がなく（例えば牛乳や豚のような）進展している。有機農業経営の粗放的な経営手法は、指標の比較において直接支払金と補助金、並びにこの経営グループにおける著しく高い生産者価格水準の大きな意義が明確になっている。

3・2・5 経営に関連した直接支払い金と補助金

サンプル農家の簿記記帳の分野において、経営に関連した直接支払金と補助金も把握されている。そしてそれは、農業経営の収益で重要な割合を構成している。EU—直接支払金（第1の柱）が、極めて大きな部分になっている。これに連邦財政から支出された農業軽油補助金加わる。これは連邦と州が共通農業政策（GAK）の領域において、個別経営の投資のための補助金、条件不利地域並びに農業環境政策からの支払いが認可されている。経営上の事故保険のための負担金補助が、経営収入としてではないが、経営保険のための出費を減らしている。

自立的な農業者は、経営に関連した補助金と並んで人的関連の収入移転を受けている。それは経営の収益—損失計算の中におけるのでなく、社会保険から得ている。人的に関連した収入移転には、労働賃金—短期労働賃金、児童手当—補助金、育児手当、年金と恩給が含まれる。この人的に関連した収入移転は、例外を除いて農業者に限定されない。

この人的に関連した収入移転について、農業経営に認められている直接支払金と補助金を、一緒に合計にまとめることは適切でない。簿記サンプル農家ネットワークに入っている農業経営における合計（主業—兼業並びに法人）は、昨年における農地 ha 当たりの経営関連の直接支払金と補助金が、基本的には変化が無い。経営当たり 2017/18 事業年度に、合計 37 326 ユーロ（約 448 万円）になっている。

2017/18 事業年度における労働力当たり支払いは、合計 16 520 ユーロ（約 198 万円）、労働力当たりの人件費をプラスした収益に対する、この支払金の割合は平均して 46%になった。主業経営は、労働力当たり 15 228 ユーロ（約 183 万円）の収益に対する割合が、約 41%である。

新しい州における法人は、自らの大規模生産能力に基づいて、個別経営と人的会社の形態において、主業経営との比較で経営当たり高い支払金を得ている。

労働力当たりとの関連でも 22 091 ユーロ（約 265 万円）と、他の経営グループよりも明らかに高い支払金を手にしている。経営に関連した直接支払金と補助金は、労働力当たりの人的支出をプラスした収益に対して、平均で約 55% になっている。

直接支払金と補助金についての経営規模に条件づけられた差異と並んで、新しい州（旧東ドイツ）における法人について、そのような経営形態により強く代表されて、経営収益に対する直接支払金の相対的に高い割合である（例えば畑作—飼料作経営）。EU-直接支払金の額によって、経営層は経営規模による尺度において、全支払額が決まっていることを示している。

農地 ha 当たりの支払金は上昇している。規模クラスでは傾向的に減少している。小規模農家のみが手にできる再配分報奨金は効果を示している。だがしかし、経営に従事している労働力の数に関連して、広範な分野を越えて上昇する全体額でもって、支払いは減少する。最初の非常に高い支払いが、労働力当たりで再減少を生じている。

表一 1 4 農業経営における経営関連の直接支払金と補助金

事業年度	指 標	小規模— 兼業経営	主業経営	法 人	合 計
		ド イ ツ		新しい州	
2013/14	支払い合計 (€ / ha)	460	411	413	416
2014/15		494	411	406	418
2015/16		469	403	375	402
2016/17		485	408	368	405
2017/18		484	411	382	410
2017/18	支払い合計 (€ / 経営)	15277	34391	437775	37326
	内 訳 :				
	EU-直接支払金	10130	24056	299519	25838
	利子—投資助成	62	609	9475	642
	農業用軽油補助	778	2612	29124	2658
	条件不利地域支払金	834	1322	14906	642
	農業環境政策支払金	2926	3936	36056	4300
	その他の支払金	485	1740	22091	2315

	支払金合計				
	€ / ha	484	411	382	410
	€ / 労働力	16440	15228	22091	16520
	農業収入(利益+人件費)	17775	37618	40023	35947
	収入に対する補助金割合	92.5 %	40.5	55.2	46.0

経営関連補助金額における明らかな違いは、地域と経営形態の比較で主業経営について示されている。この違いは、個々の生産領域における経営上の収入に対する直接支払金の割合に、非常に異なっていることに起因している。

例えば、園芸経営の大きな部分が、直接支払金を得ていない。これは構造的な違いで生じている。相対的に高い労働力数のために、小規模経営における労働力当たりの低い収益となっている。

各州において比較的小規模構造であるために、通常労働力当たりの支払いが少ないからである。

地域的な差は、一部条件不利地域と各州における農業環境政策の補助金の異なる支給によって、条件づけられる。条件不利地域においてこの補助金を得ている主業経営は、労働力当たり合計 20 490 ユーロ（約 246 万円）ないし、ha 当たり 469 ユーロ（約 56300 円）の経営関連補助金を得ている。

条件不利地域補助金は、3310 ユーロ（約 398 000 円）経営関連の全支払金 38 294 ユーロ（約 460 万円）、約 9%となっている。山岳地域における経営は、営農地に関連して他の条件不利地域よりも、基本的にさらに高い支払金 ha 当たり 756 ユーロ（約 90 720 円）を得ている。

3・3 農業社会保険

3・3・1 農業社会保険政策

農業社会保険政策は、農業の構造改革の社会的な補助政策として役立っている。これは農業者の社会的な防護に際して、自立した農業者を特別な利益配慮のための、安定した基盤を構成する。連邦政府は、独立した農業社会保険システムについて表明し、そして効率的な支払い可能なシステムを保持する。そのため、2019年の連邦財政は総額 40 億ユーロ（約 4 800 億円）見積もっている。

農業事故保険のための連邦補助金は、2016年、2017年そして2018年にそれぞれ約 7800 万ユーロ（約 93 億 6 000 万円）、全体で 1 億 7 800 万ユーロ（約 213 億 6 000 万円）に増額した。

保険料について負担軽減効果は、約 20%から 35%に上昇した。2019 年について、約 1 億 7 700 万ユーロ（約 212 億 4 000 万円）支出する。そのため、連邦財源（LUV）は事故保険分担金の減額によって、有権利者である農業者がコスト的にふさわしい負担となるよう、配慮されている。

農業においていまだに継続している構造改革は、農業社会保険の組織構造への適応を必要としている。これは保険組織の管理コスト減少もまた目的である。法的に設定している管理コストの上限は、農業、林業そして園芸のための社会保険を含んでいる。今の連邦機関とともに、農業社会保険の組織と将来的な管理費の進展が、さらに起因する保険契約者の支払いもまた方向付けることができる。

この意味において農業、林業そして園芸のための社会保険は、始まった構造再編プロセスを一貫して継続している。さらに連邦担当機関とともに、農業の健康保険と事故保険において、連邦統一的な負担規準によって強化される。

3・3・2 農業における最低賃金と 70 日一規則

2015 年 1 月 1 日に法規定の最低賃金の導入でもって、専門分野の賃金契約が農業、林業並びに園芸に関する最低賃金を締結している。これは 2017 年 12 月 31 日までの 3 年間の移行期間の間に、法的な最低賃金に対してスライドすることを可能にした。賃金契約終了後、2018 年 1 月 1 日以来農業、林業そして園芸における季節労働者も含めて、全ての労働者の法的な最低賃金が有効になった。これによって 2019 年 1 月 1 日からは、1 時間当たり 9.19 ユーロ（約 11028 円）の額になる。

法定の最低賃金導入のための補完措置として、短期社会保険の無い労働者に対して、2018 年 12 月 31 日までの期限付きで、50 日から 70 日に拡大された。いわゆる 70 日一規則は、特に果実、野菜栽培における多くの経営の季節労働者から、高い割合でもって要請があった。まさに特別栽培経営のために、これによって季節労働者投入に際して大きな適応を可能とした。

この期間内に短期の従事者の数が変化ないので、社会保険の免除された短期従事者のための、期間期限が 3 カ月または 70 日の労働日数に引き上げられた。この経営は、全収穫季節に資格をもった季節労働者を、より良く雇用するチャンスを手にした。ドイツに季節労働のために来る外国人の季節労働者のためにも魅力をもたらす。

3・4 緑の職業（農業に関連した職業）

農業分野は、来年度特にドイツにおける人口上進展を背景に、若い専門一指導者に対する職業の確保について、拡大する挑戦の前に立っている。労働プロセスにおいて進展する自動化とデジタル化と同時に、多面的、社会的な期待が消費者保護、持続性、家畜の福祉、生物多様性と統合教育（訳注・障害者と健常者を同じ教室で学ばせること）との関連において、いわゆる”14種の緑の職業”に特徴づけられる。

そのため、専門一指導者のための有資格情報は絶え間なく再検査され、そして必要に応じて適切に適応されねばならない。農業の職業は人口上の変動と変化する教育行動にも拘わらず、なお全体的に安定した後継が好ましい状況になっている。2017年に約32,902人の若い人々が、農業の職業教育を受けており、それは以前のように同様である。

連邦農業省は2015－2018年の報告期間に、漁業者の教育需要のための教育規則を、農業の馬飼育と作物テクノロジーを、近代化ないし新たに創設した。

それと並んでさらなる通達によって、例えば労働市場の必要性を、職業施設との合意を通じて適応させている。この規則作業は、農業分野の社会パートナーとの密接な共同活動において、合意する原則の配慮のもとに、結果を創り出す。

同時に連邦農業省は、2017年にドイツにおける農業労働市場研究を委託し、職業教育に対する現在と将来の挑戦が、教育－研究－後継教育発展のための基礎を、緑の職業分野において実現されるべきである。連邦農業省は構想そして現在の実施領域において、農業分野で生じている教育－研究－後継教育の関係者と、密接な共同活動をさらに集中的に継続す

別 表 農業の職業分野における教育訓練性(単位：人)

職 業	合 計			男 性			女 性		
	2015	2016	2017	2015	2016	2017	2015	2016	2017
農業専門技術者	9453	9489	9309	8232	8190	7932	1224	1299	1374
家政学専門者	141	132	132	3	6	3	138	123	129
家畜飼育専門技術者	930	837	810	441	390	387	492	447	423
ぶどう栽培・醸造者	909	903	954	711	711	717	198	192	237
園芸専門技術者	12561	12264	12558	10086	9816	10137	2475	2439	2421
馬飼育専門技術者	1557	1500	1587	231	195	210	1323	1305	1374
漁業専門技術者	213	207	189	207	198	177	6	6	15
猟区猟師専門技術者	66	66	51	63	63	48	-	-	3
乳製品専門技師 (牛乳テクノロジー)	756	789	762	579	612	582	177	177	180
酪農実験助手	492	483	510	108	111	135	384	372	375
作物テクノロジー	81	93	105	33	42	48	51	51	57
農業サービス専門家	705	699	672	696	681	657	12	18	15
造園専門家	3435	3180	2952	2754	2556	2355	678	621	594
農業専門家	438	462	558	384	402	489	51	63	63
合 計	33447	32808	32902	26094	25533	25470	7353	7260	7413
前年対比の進展 %	+0.3	-1.9	+0.3	+0.1	-2.1	-0.3	+0.6	-1.3	+2.1

緑の職業（農業に関連した職業）と職業教育の内容

1 農業専門技術者

農業は圃場または畜舎のみで仕事をしているのではない。事務室もまた彼の働き場である。近代的な技術の活用で食料を生産し、家畜と土壌を管理する。その際、環境に適合し、資源を大切に農作業を行い、家畜に適した飼育方法を実践する。食料―農産物の高品質性に配慮し、自らの産物を市場出荷する。責任感の意識、経済的な考え方、作物と家畜への関心が農業者を際立たせる次の世代に経営を引き渡す役割を演ずる。若い農業者への奨励は直接支払いの分野で実施される。

2 家畜飼育専門技術者

牛、豚、羊、鶏または蜜蜂のような有用動物の健康と元気は、家畜飼育者の最も重要な役割である。彼は家畜を飼育、保護し畜産物の品質を確保している。例えば、蜂蜜、牛乳、肉、羊毛、卵。その上家畜飼育は頭数を管理し、畜産物を市場出荷する。羊の飼育と養蜂の専門分野において、自然―景観保全の重要な課題を実現している。

3 家政専門家

多くの農業経営において、圃場または畜舎において様々な援助の手を求めている。例えば収穫の間中、家庭の中で農村家政婦の仕事が始まる。彼女は、家政のマネージャーである。買物、食事、清掃。そして大抵日常的に子供または高齢者の世話をする。さらにこの専門家は、農業経営の多角化のために、仕事の増加に直面している。農産物の直売、農業観光サービスの提供についても支援している。

5 園芸専門技術者

多くの園芸専門技術者は、自然と環境、それを自らの趣味とし自らの仕事にしている。多面的な緑の職業であることから、7つの専門分野を専攻している。特に園芸一景観形成、苗床、野菜栽培、鑑賞用植物栽培が挙げられる。園芸専門技術者の課題は広範囲に及んでいる。また、果実、野菜の収穫、接ぎ木による樹木の品種改良、鑑賞用植物の出荷または公的な施設や私有庭園造成の規格とそれの保護を行う。

7 漁業専門技術者

エビ、魚、貝は、漁業者の毎日の仕事である。彼は河川、海または沿岸海域の敏感な生態系システムに詳しい。魚の養殖から漁獲、解体まで、冷蔵から市場出荷まで漁業者に求められる。漁業専門技術者には、海での有効な技術、自然との適合性、体調そして経営経済的な機能が必要である。

9 乳製品専門技師

牛乳から作られるチーズ、ヨーグルトのような牛乳テクノロジーを最もよく知っている。彼は牛乳を様々な乳製品食料に加工し、その際支障のないスムーズな製造と品質を確保する。彼はプロセスを計画し、調整する。そして衛生知識、食品法と現況保全を最も良く理解している。

4 ぶどう栽培・ワイン醸造専門家

ぶどう栽培専門家は、良い味と香りの感覚に優れている。彼女は最初からワイン製造を伴っている。

ぶどうの世話から房の収穫を経て、ワイン貯蔵所と最終的にワイン醸造まで、担当している。そしてワインとぶどう栽培産物のPRと販売までが、ぶどう・ワイン醸造専門家の課題になっている。この職業は伝統の知見と最新技術でもって、伝統と近代を結ぶついている。

6 馬飼育専門技術者

馬飼育の責任感のある課題は、多くの忍耐と馬への愛、社会参加、身体的コンディションが要求される。馬の世話とともに馬を走らせること、厩舎での仕事が行っている。週末でも。余暇の乗馬者と馬飼育者（馬の所有者）との付き合いと世話もまた、仕事の基本的な構成部分となっている。馬飼育専門技術者は、全体的に5つの専門分野でスペシャリストになる。つまり、馬飼育、馬の品種改良、乗馬教育、競馬そして特別な乗馬方法である。

8 猟区猟師

猟区猟師は、多くの時間を自然の中で狩りに行き、森林と野生動物を護る。彼は野生動物の「生息空間」を形成し、自然保護の配慮しながら、狩猟と自然に関する情報を提供する。彼の課題は多様である。つまり、専門的な知識に基づき、野生動物の射殺に判断を下す。生態系上の関連に配慮し持続的な自然保護を確保する。

10 酪農実験助手

牛乳、チーズ、凝乳、ヨーグルトは、最も重要な食品に挙げられる。酪農（乳業）実験助手は、これら食品の品質を確保する。また、実験を行い様々な分野の乳製品を分析する。その際、PH一値、脂肪、蛋白含量を特定する。彼女は乳製品の加工をコントロールし、食料の安全と品質に関する多様な規則順守に留意する。

11 農業サービス専門家

この仕事は、新鮮な空気の中で近代化技術を駆使して働く。農業経営においてもめられていること：播種、植付け、施肥、収穫 作物栽培におけるこのスペシャリストは、サービス提供者として、または作物栽培経営の中で活動する。農業技術を伴った専門知識を駆使する。

農業機械のメンテナンスと手入れもまた彼の仕事に属する。

13 作物テクノロジー

作物テクノロジーは、作物育種において、多様な作業行動において、圃場での調査と研究活動を企画し、この結果を記録し報告する。彼女は作物を栽培し、防除、収穫する。新しい品種の開発に際して作物育種者を支援する。実験室において科学的な内容物または特定の遺伝子素質を探索する。作物テクノロジーは、主に作物育種または農業研究組織で働く。これは公的な研究所と職務であるが、民間の会社にも勤務する。

12 林業専門技術者

マツ、トウヒ、オークそしてアカゲラ。森林は林業専門技術者に感銘を与える働き場である。彼は森林を維持し、保護する。彼はまた植林し、樹木を伐採、害虫の防除、苗床で若木を育成する。電動ノコギリとチェーンソーは、彼の日々の働く道具であり、そして木材は彼の特別な専門分野である。

14 蒸留酒醸造者

繊細な感覚、伝統と近代技術は、この職業を際立たせている。パレイショ、果実、穀物から様々な加工プロセスにおいて、高価値な、飲用可能なアルコールを製造する。その際、酵母、水のような添加物を、適切に適量を配分すること。そして長年のレシピを遵守、または改良することにも価値がある。最新技術は、良いブレンドから製造に際して、蒸留酒製造者が支援する。

4 ヨーロッパとグローバルの中でのドイツ農業

国際農業市場で国際的に取引されているドイツの重要な農産物の価格水準は、2014年から2018年の平均において、過去5年間よりも低い。穀物と油糧種子の世界市場は、良好に供給されている。価格水準（特に穀物）が、輸出価格の短期的で少ない変動を示している。2011年1月のFAO食料価格指数の前回の最も高い水準は、昨年においてははっきり下回っている。

その背景には、様々な生産物グループの異なる進展がある。特に乳製品と砂糖が、さらに高い価格変動を記録している。多くの産物についてEUにおける市場一価格進展が、世界市場に強い影響を及ぼす。この水準の中でドイツ農産物の生産者価格は、前5年間よりも平均で幾分高いところにある。

4・1 作物生産物

4・1・1 穀物

世界の穀物生産(米を除く)は、2017/18 事業年度において国際穀物会議(IGC7 月報告)によると、21 億 3 900 万 t になっている。2018/19 事業年度に関しては、21 億 4200 万 t で約 300 万 t 高い生産量が予測されている。21 億 6500 万 t の消費量は、生産を上回っている。その結果、最終備蓄は 6 億 2100 万 t (前年 6 億 4 400 万 t) に低下している。消費に対する備蓄の状況は 28.7% (前年 29.9%) と低下している。だがしかし、長期的な比較において、まだ十分な水準にある。

2018/19 事業年度の EU 一穀物生産は、ヨーロッパ委員会によって 2 億 9 030 万 t と、前年(3 億 530 万 t) よりも約 4.9% 低いと予測されている。この原因は、EU の一部における極度に不良な天候の結果である。EU 一消費の予測は、2018/19 事業年度に 2 億 8560 万 t で、目下の予測によると特に前年の高いストックによって、確実にカバーできる。

EU は今後も穀物の純輸出者として留まる。EU 一委員会は、2018/19 事業年度における EU 一穀物輸出が 3380 万 t で、前年の 3350 万 t よりも僅かに多いを見込んでいる。重要な輸出穀物としての軟質小麦(パン小麦)は、2 140 万 t (前年 2 130 万 t) の量を予測している。予測される穀物備蓄は 2018/19 事業年度に 4760 万 t で、前年の 4730 万 t を僅かに上回っている。

ドイツの穀物収穫量(トウモロコシを含まず)は、2018 年に合計 3 460 万 t に達している。同時に既に両過去年度の平均収穫結果を下回っている。前年対比で 15.6%、過去 3 年間の平均(2015~2017 年)よりも 18.4% 低下している。

収穫量は地域的に非常に異なる結果となった。それは 2017/18 事業年度における驚くべき規模の不良な天候条件を反映している。また、畑作における栽培面積の変化も影響している。

2013 年 GAP (EU-共通農業政策) 改革の領域における、市場危機に際しての「安全ネット」として、穀物市場介入が措置された。軟質小麦については、300 万 t の介入量ないし 11 月 1 日から 5 月までの期間に限定される。参考境界価格は、米について 103.31 ユーロ(約 12157 円) / t になる。穀物、米、トウモロコシ、マカロン小麦は、市場状況がこの措置を必要とする限り、開始することができる。

4・1・2 砂糖

粗一白砂糖の世界市場価格は、2018年9月に10年以来の低価格になった。その際、2過剰年の予想によって、300ユーロ/t（約36,000円）以下の低い価格水準が決定された。特にアジアにおける生産増加（特にインド）、並びにインドの緊急補助金付きの世界市場への出荷過剰に起因している（見出し語：サトウキビの最低価格の上昇、輸送コスト引き下げのための補助金）。

2018/19事業年度に関してEU一域内で使用可能な量は、砂糖と異性化糖（訳注・果糖とぶどう糖を主成分とする糖）が2,290万tと見積もられている。そして2017/18事業年度よりも約300万t低い。砂糖の消費は、食品工業並びに私的な家計によって、2018/19事業年度に合計1,750万tと推計されている。砂糖経済連盟(MVZ)のキャンペーン終了報告は、2018/19事業年度において約420万tの砂糖生産を予測している。これは約520万tの前年生産量に対して、約19.2%の生産減少に相当する。

2017/18事業年度の始め以来、時期的な遅れは、砂糖割当量規則の影響をもたらすEU一域内市場価格が、もはやグローバルな進展に適応できなかった。そして2017年10月には、422ユーロ（約50,640円）/tから312ユーロ（約37,440円）に低下した（現況：2019年1月）。2019年2月以来、EU一域内市場価格は僅かに上昇し、今は320ユーロ（約38,400円）/tになっている（現況：2019年5月）。

EUの過剰のための販売市場として低い世界市場価格に基づいて、世界市場が僅かに魅力的であるために、EU内の販売市場についてEU企業が闘っている。特にスペインとイタリアの古典的な赤字地域において。その際、他の加盟国における生産と切り離れた直接支払いを通じて、国内の砂糖分野の負担に対して、競争を歪めることとなる。第三国における砂糖生産者のための補助金と、他の加盟国における農薬の緊急的な認可が指摘される。

中期的な予測は市場回復を示している。砂糖に対して継続的に増加する需要のように世界的な傾向は、今後良好な砂糖価格を期待させる。特に世界市場もまた将来的に、販売チャンスを提供する。砂糖市場規則の基本的な要素は（例えば、砂糖と異性化糖のための生産割当量、ビート割当量）、2017年10月1日に中止となった。幾つかの要素は、さらに継続される（市場リスクのための安全ネットとして砂糖の民間貯蔵）。

対外保護もまた変更無しで有効である。これに反して輸出のための WTO 一制限は、割当量規則の終了でもって廃止される。同時に国内の砂糖のために、基本的に新しい輸出のチャンスが生まれる。共通農業政策改革のための交渉に際して、連邦農業省は加えて国内の砂糖業のための、競争上の不利を避けるために、特に畑作栽培における生産と切り離した支払いを、もとに戻すことに尽力している。

4・1・3 油糧種子

現在、世界的にアメリカ農務省の 7 月報告の 2018/19 事業年度の油糧種子の生産は、6 億 200 万 t と予測されている。前年比で決定的に高い生産は、特に大豆の大きな生産であり、それと並んで黒海沿岸地方におけるヒマワリの十分な収穫量に基づくこと、これに対して世界的なナタネの収穫が、前年に比して低く見込まれる。

大豆について 3 億 6 300 万 t と、前年比で約 5.8% 多い生産が予測される。これは明らかに多くの、1 億 1 300 万 t の備蓄状況をもたらす。2018/19 事業年度について、EU 一油糧種子の面積（現況：2019 年 6 月）は、1 200ha と前年面積を僅かに上回っている。2018/19 事業年度における EU 一油糧種子の生産は、3 280 万 t と見込まれる（その内、乾燥条件のためナタネは 2 000 t のみ）。これは 2017/18 事業年度に対して、油糧種子約 6.6% の減少に相当する。フランス、ドイツ、ポーランドのナタネについて、特に生産減少が強かった。

ドイツにおけるナタネ（冬播種）の栽培面積は、2018 年収穫が新たに減少した。122 万 4 000ha で前年よりも 6.2 % 減っている。乾燥条件による ha 当たりの不良な収穫が、2018 年収穫年に 370 万 t のナタネ収穫量の結果となっている。この収穫量は、ドイツについて正常では 450 万 t の収穫量から、遥かに遠いものである。前年水準は 2018 年収穫によって、14%、3 カ年の平均を 20.5% 下回った。

4・1・4 他の畑作物

有用麻（繊維）栽培の魅力は、再び高まっている（訳注・EU の認可によって栽培可能となる。テトラヒドカンナビノールの含有 0.2% 多幸感を覚える作用のある向性新薬）。過去年において栽培面積も、栽培農家も増加を示している。EU 一同盟の加工支援廃止の後、栽培面積が約 600ha まで減少した。2016 年に既に 1 501ha の栽培面積に達することができ、2017 年に 283 の農業者によって、既に 2 148ha 栽培されている。

4・1・5 果実と野菜

2017年6月1日に果実と野菜の分野に関して、継承規則の発効において（代表規則（EU）2017/891 導入規則（EU）2017/892）、ドイツの果実、野菜のための公認生産者組織を、奨励する効果が減少している。生産者組織加入者のための重要な変更は、産物提供義務からの例外の制限である。

生産者組織外での果実と野菜の販売は、直売の可能性の制限を導入するために、今や加盟者の生産物の25%に限定されているドイツにおける果実と野菜の生産者組織の持続的、操作上のプログラムに関する国内戦略において、同じく小さな変更が生じている。

EU 一同盟法において目的と結びついた期限が規定された後に、建物と建築上の施設（12年から10年に短縮）に適用される。環境の枠内において補完的な取組みは、空気清浄化、泥炭を減少させるための基材投入、機械装置の変更、エネルギー効率性のアドバイス、新しい可能性の推進力、特徴づけに際してのゴミ防止並びに植物遺伝子上の資源活用と保持といったようなことが、取り上げられる。

告知されている販売規格の適合は、これまで実施されてない。ヨーロッパ委員会は、全ての生産分野において、販売規格適用のための研究を委託した。これはこの研究の基礎の上に、基本的に販売規格の基本的な新しい調整を、行うべきかどうかを決定する。これまで国連ヨーロッパ経済委員会（UNE）の規格に対して、該当する付帯条項を付してきた。

4・1・6 ホップ

ホップはドイツで重要な特別作物となっている。世界ホップ収穫量の1/3以上が、ドイツで生産されている。特にバイエルン州のハーレタウ（Halletau）が、約16800haの世界で最も大きな栽培地となっている。2018年に全ドイツの栽培地において、1100の農業経営が20100ha、合計42000tのホップを生産している。

昨年においてドイツでも、伝統的な Aroma-Bitter ホップ種と並んで、特別 Aroma ホップ種の栽培が増えている。これは特にホップの中に、フルーティなクラフトビールが見出せる。公認のドイツホップ生産者団体のための、毎年のEU-支援が22億7700万ユーロ（約2732億4000万円）の額になっている。

これはドイツホップの競争力が、世界市場において保たれていることに役立っている。

4・1・7 ワイン

ドイツで栽培されているぶどう面積は、2018年に約100200haで、合計970万hLのワインが生産されている。2007年以来、白ぶどう種の栽培が増加し、赤ぶどう種が減少している。ドイツにおいて重要なぶどう種であるリースリングは、23300haでドイツの栽培面積の大きな部分を占めている。同時にドイツは、世界で最も大きなリースリング種の面積を有している。

さらにドイツでの栽培において重要な白ワイン種は、ミュラートゥルガウ (Müller Thurgau)、ルーレンダー (Ruländer)、グリーンナー ズイルウアーナー (Grüner Silvaner)、ヴァイスブルグンダー (Weissburgunder) とケルナー (Kerner) である。シュペートブルグンダー (Spätburgunder)、ドルンフェルダー (Dornfelder)、ホールトギーゼー (Portugieser) は、支配的な赤ワイン種である。ドイツ全体で140種以上のぶどう種が栽培されている。

2016年にぶどう栽培面積を有する約17000の経営には、合計89000が従事している。家族労働者の割合は、約1/3に相当し、そして季節労働者の割合は1/2以上である。ドイツはワイン生産だけでなく、ワインの販売市場でも重要な役割を演じている。全体的に年間平均約2000万hLのワインを消費している。

その際、1400万hLは国外生産である。同時にドイツは、世界で最も大きなワイン輸入国である。

ドイツのワイン用ぶどう栽培は、ヨーロッパにおいて量的に栽培面積の3%弱であり、そしてヨーロッパのワイン生産の約5%の構成割合である。ヨーロッパ同盟の労働法に係る契約への適応のために、ワイン分野における共通市場組織のための施行規則が実施される。ぶどうの植林に関して、認可システムにおいてぶどう栽培カード、ワイン添付記録、ワイン簿記、収穫―生産―現状報告並びにこれらに関する管理を実施する。

農産物のための共通市場組織は、ワインの分野において極端な天候条件の年に、例外的に総量の0.5%の加糖の限度引き上げできるよう変更した。加糖は委員会に申請し認可されねばならない。(訳注：ぶどう果汁の糖度が低いままワインにすると、完成したワインのアルコール度が低すぎて、保存性、熟成の点で良いワインとならない。

このため、糖分を補充する措置がとられる)。新しい規定は、基本的に柔軟にそれを保証する。近年の異常気象、特に干ばつ気象で糖度不足の場合、委員会に申請して加糖が可能になっている。ワイン市場規則の最近の改革でもって導入された国内支援プログラム (NSP) は、全奨励期間 2014 年~2018 年を通じて、実施する各州のぶどう栽培において提供された。

毎年活用できる 3 890 万ユーロ (約 46 億 6 800 万円) の大部分は、ぶどう畑の構造改革と転換並びに加工施設とワイン経営のインフラ投資される。規模的に減少する中で第三国へのワイン販売奨励と、責任感あるワイン消費の情報並びに産地由来表示のための同盟システム、地理学上の記述が奨励される。ヨーロッパ委員会の決定によれば、NSP は 2019 年~2023 年の奨励期間にも提供される。

4・2 畜産物

4・2・1 牛 肉

依然として世界の牛肉生産はゆっくりと、しかし、継続的に増加している。

その際、地域的に、部分的に逆方向への進展も確認されるが。この報告期間において、例えばアメリカとアルゼンチンは、明らかに増加が確認される。しかし、ブラジルとオーストラリアにおける純生産は、減少している。

EUにおける純生産は、2013 年と殺体重 (訳注・不要な部分を除いた正味重量体重) 730 万 t の最低点に数年間減少した後、2018 年に再び 790 万 t に上昇した。EU における牛肉の消費は、2014 年から 2017 年まで同じく僅かに増加した。ドイツにおいて肉牛のと殺重は、2013 年から 2016 年まで増加したが、2017 年には再び減少した。

ドイツはヨーロッパにおいて、フランスに次いで第 2 番目に大きな牛肉生産国である。ドイツにおける牛一仔牛肉の消費は、最近 4 カ年において肉消費の全般的な減少傾向に対して増加し、最終的に 1 人当たり 9.7kg となっている。

同時にドイツの自給率は、100%を僅かに下回る 98%である。ドイツへの牛肉輸入もまた増加している。これに対して牛肉の輸出は減少している。

全ての分野での生産者価格は、2010 年と 2013 年の間に明らかに上昇し、そして今日まで相対的に高い水準になっている。それにも拘わらず明らかに季節的な変動が確認される。若牛の生産者価格は、2018 年の年間平均でと殺体重 3.83 ユーロ (約 4 596 円) /kg で、最近 5 カ年間で最も高い水準にあった。2018 年の第 2 半期において、乾燥条件によって牛肉価格は重圧下にあった。

4・2・2 豚 肉

EU では、世界的に生産された豚肉の 1/5 の 2 400 万 t 強を生産している。世界的な生産、特に東アジアにおいて著しいテンポで増加している。この間に EU においては、2014 年から 2018 年までのこの報告期間内で、コンスタントな水準の中にあっても、確かな変動のもとにあった。特にアジアとヨーロッパにおいて、ASP(アフリカ豚コレラ)の拡大が、豚生産を困難な挑戦分野に立たせていた。現在、ASP によって中国における豚の現況が、どの範囲に落ち着くのか見通せない。世界的な比較において、生産者価格が EU の中で周期的な変動として、なお強い変動のもとにおかれている。

EU への豚肉輸出で最も重要な国、アメリカ、カナダ、ブラジルの生産者価格は、依然として明らかに EU 一価格水準以下にある。ドイツは EU の中において豚肉の大きな生産国であり、また最も大きな販売市場でもある。これは世紀の転換以来、2011 年に 510 万 t の純生産量をもたらした生産拡大が、不変であった。しかし、それ以来国内の生産が減少し、2018 年には約 490 万 t に留まっている。

豚肉の消費は EU と同じく、ドイツでも全体的に 2018 年の 1 人当たりの豚肉消費が、さらに僅かながら減少している。これは特に変化する食習慣が影響している。依然として国民の 1 人当たり 36kg 弱の消費でもって、全肉消費の 60% 強が豚肉で占めている。EU とドイツは自給率 115%と 120%でもって、豚肉の純輸出地域(国)である。

EU の他の加盟国において、輸出量の殆ど 80%でもって依然として輸出が支配的である。だがしかし、第三国、特に中国への豚と殺副産物の販売は、と殺豚のより良い活用とそれでもって改善された収益状況に貢献している。ドイツにおける生産者価格は、2014 年から 2017 年までに変動する年平均価格において、全販売等級を通じて 6%強上昇したが、2018 年は 2017 年の価格水準に達しなかった。

4・2・3 家禽肉

家禽肉の世界規模での消費は、2018 年において継続的に増加している。OECD と FAO は、2013 年までに世界規模での肉消費の予測される増大の 3/4 が、鶏肉に該当するとしている。EU における家禽肉の純生産は、2018 年に 1 480 万 t と、恒常的に増加している。

ドイツにおける鶏肉の生産者価格は、2015年から2018年までの報告期間内の平均で、生体重 kg 当たり 88~91 セント（約 105.6~109.2 円）であったが、それが 83~85 セント（約 99.6~102 円）に低下した。ドイツは 2017 年に EU において、ポーランド、フランスそしてイギリスに次いで、今なお 4 番目の家禽肉の大きな生産国である。ドイツにおいて家禽肉のと殺体重は、2014 年から 2017 年までの報告期間内で、実際的にもはや増加していない（2017 年約 1 540 t の純生産量）。

このため、自給率は 2015 年以来上昇する需要のもとで、100%を上回った。ドイツにおける個々の種の家禽肉市場は、異なった進展を示している。2014 年以来、鶏肉の生産は全くコンスタントであるとともに、消費は継続的に増加している。それに対して七面鳥は、生産と需要サイドも明らかに低い水準であるが消費は一定である。

4・2・4 卵

EU - 28 カ国で卵の生産は、世界の約 10%を占めている。この間に年間（2018 年）760 万 t の卵を生産している。ドイツは卵の自給率 72%で、EU における最も大きな純輸入国である。にもかかわらず国内生産はさらに増加した。そして 2017 年にオランダにおけるフィプロニル事件（訳注・トウモロコシなどの殺虫剤の成分、フィプロニルが飼料とともに鶏の体内に入り卵に残留した事例）が発生し、結局ドイツの輸入一輸出が減少した。卵の国内消費は 2018 年にの予測で、1 人当たり 235 個購入している。

4・2・5 牛 乳

世界の牛乳生産は 2014 年以来、再びより強く上昇した。だがしかし、2016 年以降その成長は緩やかになった。2018 年には世界的に 7 億 1 000 万 t 生産され、2015 年を約 3 300 万 t 上回った。不良な気象条件（例えば、長い乾燥期間）が、牛乳生産を弱める影響を及ぼした。しかし、牛乳に対する需要は世界的に停滞していた。2015 年春から牛乳割当量の終了後、2018 年の牛乳生産量が EU の中で約 1 億 6 700 万 t に増加した。2017 年には 1 億 6 500 万 t であった。

EU における牛乳の生産者価格は、さらに相対的に大きな変動で低下した。

ドイツにおける最近の価格低下は、2015/16 事業年度の平均価格が、慣行の標準牛乳（脂肪率 4.0%、蛋白 3.4% 農場から）について、27 セント（約 32.4 円）/kg 弱となっている。この時期の低い価格は、22.83 セント（約 27.4 円）/kg（2016 年 6 月）であった。

牛乳危機の終了後、いわゆる EU 一援助政策の分野において、様々な市場支援政策（牛乳特別保護と牛乳削減補助）の導入によって、牛乳と乳製品の価格が安定している。2017 年末の生産者価格は、38.98 セント（約 46.78 円）/kg の最高値に達した（農場での標準牛乳）となった。2018 年末には、この生産者価格は 34.72 セント（約 41.66 円）となった。一次的にバターと脱脂粉乳の生産者間で大きく離れた価格差が進展した。

バターは 2017 年半ば以来、最も高い価格を得た。一方、食料における脱脂粉乳（飼料においても）の価格は、市場介入価格水準を遥かに下回った。そうこうしているうちに、バター価格は再び明らかに低下した。その間に脱脂粉乳の価格が、再び回復した。同時にバターと脱脂粉乳の間の価格関係が、再び十分に正常化した。2015/16 事業年度の牛乳危機の領域において、2017 年までに約 386 000 t の脱脂粉乳が、市場介入対策で倉庫に隔離貯蔵された。

これは乳製品の著しい価格低下に、対処するためである。引き続き安い価格は、脱脂粉乳の介入貯蔵量から出荷販売を困難にしている。2018 年になってから、ようやく貯蔵庫からの出荷が活発になりだした。全体的に脱脂粉乳の 286 000 t が出庫された。2019 年始めに在庫量は、殆ど売却された。この空となった介入貯蔵は、脱脂粉乳価格の明らかな回復のために、空間をもたらした。

2015/16 事業年度の牛乳危機の間に、様々な市場支援政策が導入された。導入された支援政策に 2 つの EU 一支援政策が挙げられる。最初の EU 一支援政策は、2015 年 9 月に提供された。その後 5 億ユーロ（約 600 億円）が、特に牛乳一豚肉分野に用意された。ドイツは 6 920 万ユーロ（約 83 億 400 万円）という、最も大きな割合を受け取った。

支払能力強化プログラムの領域において、その目的で約 9 000 人の農業者が、6 500 万ユーロ（約 78 億円）を受け取った。引き続き EU 一委員会は、2016 年 4 月に一時的な規則を発効させた。様々な団体（公認されている生産者組織、協同組合、各専門分野の団体）に関して、経営にとって決定的な生牛乳を、調整する可能性が生ずる。だがしかし、このことは牛乳経済から利用されない。

第 2 の EU 一連支援政策が 2016 年 7 月に提出され、2 つの政策に分割される。牛乳納入に関して任意の削減のために、1 億 5 000 万ユーロ（約 180 億円）を活用できる。

牛乳生産者は、決定された比較期間に対しての比較において、少ない牛乳を生産する。他方、EU は持続的な市場安定と発展のために、EU プログラムで3億5000万ユーロ（約420億円）を準備した。ドイツは5800万ユーロ（約69億6000万円）を受取り、これに連邦財源を合計1億1600万ユーロ（約139億2000万円）を上乗せした。ドイツはこの財源を支払能力支援のための、前述した牛乳特別援助の形態で利用する。

補助金支払いについて牛乳生産者は、3か月間の自らの牛乳量に対して、前年対比で増加していない。既に過去年において自らの消費として、多くの牛乳を生産していた。自給率は2018年に112%であったが、それは2016年以来1%ずつ低下している。主たる牛乳生産の加盟国であるドイツは、毎年牛乳3300万t、フランス2500万t、イギリス1500万tと続いている。

ドイツの乳牛飼育者数は、2018年に4.5%減って63000の経営体、その半分がバイエルン州に属している。傾向的に小規模経営が増加している。干ばつに条件づけられて乳牛飼育数が約2%減少して、410万頭に減少しそして他に全体の牛乳生産は抑制された。乾燥した夏にも拘わらず、乳牛1頭当たりの乳量が1.4%上昇し、2018年に平均1頭当たり8059kg(2017年7763kg)であった。

4・3 再生可能な資源

ドイツには原料的なそしてエネルギー的な利用のために、2017年に265万haの再生可能な原料が栽培されている。これは全畑作面積（1180万ha）の22%強に該当する。最近4年間における栽培規模は、260万haから270万haの確実な増加傾向にある。1994年における栽培調査の始めには、単に377000haのみであった。

ドイツにおける再生可能エネルギー（EE）は、2017年に全最終エネルギーの15.6%を支えている（目標：2020年18%）。EEからの電気生産は、2017年に36%に上昇した。その内1/4は、バイオエネルギーが供給している。EEからの暖房熱生産は、13.2%で再生可能な熱エネルギーと冷却エネルギーの87%はバイオエネルギーからである。交通分野において再生可能なエネルギーの割合は、5.2%に留まっており、その内バイオエネルギーからは90%供給されている。同時にバイオエネルギーは、供給の安定性、気象保護、新しい就業の場の創設のためにも貢献している。

原料としての利用については、2015年に約360万t（2005年：約280万t）の再生可能な原料（木材を除く）が投入されている。その内、化学工業に約250万t（2005年：210万t）が利用されている。すなわち、約13%（2005年：10%）有機原料が伸びている。化学工業における輸入割合は約70%である（全原料利用の輸入割合：60%）紙、澱粉そして自然繊維加工工業は、再生可能原料の重要な買い手である。

その上、ドイツにおいて2015年に6300m³の木材を、原料として用いている。そのうち、57%が製材工場、木材原材料工業から24%、パルプ—碎木パルプ加工工場から16%の割合になっている。再生可能原料の生産は、農—林業の重要な軸足である。これは経営の多角化のために、そして農村地域での価値創造のためにも貢献している。

原料のための再生可能原料の利用と、再生可能な熱、電気そして交通の分野におけるエネルギー利用に関して、多段式利用の原則（エネルギーの消費による質的低下に応じて何度も利用するシステム）の配慮のもとに、持続的なバイオ経済発展のために不可欠である。連邦政府はこれの積極的な発展のために、さらに支援を続ける。

4・4 有機農業

EUにおいて2016年に有機農法で管理している農地は1210万ha、前年よりも8%増加している。EUにおける平均的は6.7%である。ドイツはEU一域内で比較して中間である。ドイツの有機農業面積の規模は、152万haである（2018年12月31日現在）。これはドイツの全農地の9.1%に相当する。2014年（105万haないし全農地の6.3%）以来、有機—農地が約47万ha拡大した。

ドイツにおける全家畜飼育に対する有機飼育の割合は、2018年に牛約8%、羊14.5%、豚0.9%、家禽6%である。2018年の全有機農地に対して、畑地は41%、草地は78万ha、55%である。永年作物と散在果樹の面積は51000ha、3.3%である。有機—穀物は302000haで、ドイツの全穀物面積に対する割合は4.3%である。しかし、全穀物収穫量に対する有機穀物の割合は、低い収量性のため僅か1.9%に留まっている。有機—穀物に対する需要は極めて大きい。また、新たに有機に転換した家畜飼育経営が、この飼料に対しての必要性が高い。より多く提供されているにも拘わらず、有機—穀物価格はさらに上昇している。

全体的に農業者は、2018年に有機一穀物を約843,000t収穫しており（トウモロコシを除く）、以前の年よりも12万t弱多い。2018年に有機一畑作飼料栽培は198,000tとなり、ドイツの全飼料面積の7%になっている。有機一牛乳の供給はコンスタントに高い需要に支えられ、非常に前向きに発展している。

2018年にドイツの農業者は、ドイツの乳業企業に対して約19%という、多くの有機一牛乳を供給している。同時にドイツにおける飲用・加工など全牛乳供給に対して、有機一牛乳の割合は3.5%に上昇している。ドイツは有機一牛乳の数に関して、ヨーロッパ第1位である。2018年に有機経営において、全牛乳数の6%以上が飼育されている。これは前年対比で約9%上昇した。

4・5 危機対応手段

共同市場組織に関する規則は、EU一委員会が許可しているより多くの危機対応手段を包含している。つまり、緊急対策を伴った特別な市場障害に、対処するためである。これは市場政策に対する安全ネットを、補完するものである。

農業分野における危機対策を支える財政のために、EU一レベルで毎年危機への備えを行っている。

2014年に4億2,400万ユーロ（約508億8,000万円）から、2020年には4億7,800万ユーロ（約573億6,000万円）に増額している。2015年と2016年にEU一委員会は、牛乳一肉分野の危機に対して、幾つかの政策でもって対応している。これには、牛乳生産者と他の家畜飼育分野、並びに多額な販売奨励のための農業者への特別補助と、難民のための食料援助に関して、総額10億ユーロ（約1,200億円）のEU財源が含まれている。

危機対策は常に通常の財政活動において、必要な財源を準備しているので、対応できない事例は無い。連邦政府は、共通農業政策市場の方向づけを支持している。そのため、2015年12月にナイロビで開催された世界貿易機関（WTO）の第10回会議で尽力した。

つまり、輸出返品の世界規模での廃止に成功した。バイヤーが売れ残った産品を生産者に返すことの禁止である。この廃止は、工業国のために直ちに有効であった。例えば、EUは既に2013年以来輸出返品が無いことを、承認している。そのため、輸出返品は危機の場合においても、もはや認可され得ない。

4・6 農業の干ばつ対策プログラム

2018年の夏の長くそして極端な熱波と長期間にわたった乾燥は、殆ど連邦全域の農業に甚大な被害をもたらした。各州の収穫量と被害報告は、国内規模での異常な気象上の出来事として、発生したことを伝えている。このことは、連邦がまず第一に所管する支援政策に各州が参画した。連邦と州（ラインラントプファルツ州とザールラント州は除く）は、生存の危機に瀕している経営の被害の、部分的な補償のための支援プログラムに合意している。

全体的に3億4000万ユーロ（約408億円）までのプログラムを、準備した。

これは連邦と州によって半分づつ準備した。財源の認可は、連邦と州の間の該当する管理協定を基礎に行われた。支援のための前提条件は、農業経営の生存の危機と並んで、乾燥によって農業経営の平均的な年生産（自然収量）の30%以上の減少である。危機対策プログラムは、農業者から良く受け止められている。各州による申請手続きは終了した。

2019年7月31日までに、干ばつ支援に6949件の申請が認可された。各州の報告によると、計画している奨励額が十分に利用された。2018年極端な気象関係とそれからもたらされた飼料の不足をもとに、直接支払い—導入規則と農業支払い—義務規則が変更された。環境のために用いられる畑で、間作のある畑で生育した作物の飼料利用（家畜に畑で直接食べさせることと刈取り利用）が、認められた。前提条件は各州の管轄機関が適切な地域を、全般的にまたは個々の具体的なケースにおいて、飼料の不足を証明することである。

この規則は、2018年に一定の制限を行った。2019年継続した乾燥の理由で、ドイツの多くの地域で再び著しい飼料不足の前兆が示された。2018年に収穫の損失による飼料不足が、2019年にも懸念されることから、同規則の該当がなされた。増大する気象の極端性の影響が、さらに続く気象変動を通じて、農—林業における適切なリスク管理は、農林業経営上の課題でもある。これは自らの経営部門の気象適応を含んでいる。政策上の課題は、予防と経営上のリスクマネジメントのための、適切な大枠条件を保証することである。

4・7 農産物の流通

4・7・1 品質政策

EU「品質保証マーク」保護される由来表示（g.u）」、「保護される地理申告（g.g.A）」そして「保証された伝統的特産品（g.t.s）」は、地域的、伝統的な食料産品を守り奨励に役立っている。

消費者は、地方の地域に結びついた特別な品質を受け取る。この由来申告は、この精神的な所有権の権利であり、そしてヨーロッパのリストに登録される。

この間にドイツでは、12%が g.u 、そして 79%が g.g.A でもって保護されている。ドイツに関して、これまで g.t.s の登録はない。しかし、乳製品においてオーストリアでの申請で登録され、g.t.s-表示を行っている（干草の牛乳）。国内レベルで 2014 年以降「地域の窓」が信頼でき、そして食料の透明性ある地域表示を提供している。この「地域の窓」は、統一して取り組んだ申告畑でもって、消費者が一目見て認識できる。

つまり、この産物の食材がどこからきたのか、どこで加工されそして地域的な食材のどのような全体割合なのかを、知ることができる。この間に任意の私的な登録団体から交付された表示として、790 以上のライセンス取得者がこれを利用している。全体的に特に果物、野菜、肉そしてソーセージ並びに牛乳と乳製品グループが、現在 4 200 参品を「地域の窓」一表示で販売している。

このシステム参加者数は、表示された産物提供と同様に増加している。「地域の窓」は、2018 年のチューネン研究所の消費者アンケートによると、消費者の約 30%が地域で生産された食品のための表示として知っていた。大多数の 80%が地域の窓を「信頼している」と、評価している。

4・7・2 農業輸出

経済的な成長、価値創造と就業の場は、ドイツの農業一食料業輸出の基本的な部分に依存している。農業の輸出割合は全生産の 1/3 となっている。ドイツの農業一食料産物の対外通商は、輸入も輸出もさらに積極的に発展している。

金融危機を通じて 2009 年における減収の後、2017 年までの両方（輸出、輸入）の貿易方向において、産物交流が継続した。暫定的なデータによると、2018 年に初めて輸入（-3.0%）も、輸出（-2.6%）も減少した。

2018 年のデータによると、輸入の最終的な結果が約 855 億ユーロ（約 10 兆 5 800 億円）、そして輸出が約 715 億ユーロ（約 8 兆 5 800 億円）であった。2017 年ドイツは、アメリカ、オランダに次いで、世界第 3 位の大きな農業輸出国である。しかし、全体的にドイツは、輸出よりも明らかにより多くの農業一食料産物を輸入している。2017 年にドイツは、農業貿易において 123 億ユーロ（約 1 兆 4 760 億円）の輸入超過を記録している。

発展途上国との貿易において、輸入超過は116億ユーロ（約1兆3920億円）の額になっている。後発発展途上国（LDC）との貿易においては、4億9900万ユーロ（約598億8000万円）である。ドイツの農業―食料業の構造を構成する小―中規模経営は、通常専門的でなく財政的な支援無く、外国の販売市場を開拓するための十分な市場アクセスもない。

そのため、連邦食料・農業省（BMEL）は、各分野での独特の輸出奨励政策を準備している。第三国において成長著しい市場の購買力に、焦点をあてている。BMELは、非関税障壁解消のための交渉でもって（特に植物防疫法上の、また獣医学法の交渉障害）、購買力のある新しい市場開拓も、今ある農業市場もドイツ農産物輸出のための基礎を築いている。

加えて BMEL は、企業の輸出努力を見本市参加と輸出奨励政策でもって、側面支援している。ドイツの農業―食料業が輸出チャンスをもっとよく活用できるように BMEL プログラムでもってドイツの農業―食料業の輸出への取組みを奨励し、経済関係者の輸出努力を支援している。具体的には、ドイツ産物のイメージ促進対策、ドイツ企業の目的とする国々の市場調査―ビジネス開拓旅行、さらには外国官庁代表者のドイツへの旅行も奨励可能である。

さらに国内外での専門会議と集会、専門分野のイベント、輸出展示会場での農業機械展示会等を支援している。連邦政府と経済の外国貿易奨励の今ある取組み、奨励プログラムの目的は以下のとおりである。

- ―ドイツ農産物の購買力ある外国市場の維持と開拓
- ―外国市場での企業の競争力改善
- ―外国におけるドイツ農産物の販売潜在力の拡大
- ―輸出指向の企業領域の拡大

輸出奨励プログラムの領域において、目的とする市場での否定的な影響がないよう、政策を吟味している。数少ない発展途上国での BMEL の輸出奨励は、政策目的ではない。2019年に外国で3回の情報イベント並びに市場調査とビジネス開始のために、16回の企業旅行を実施した。2019年には、BMELの農業輸出奨励プログラムの領域における財源は、全体で300万ユーロ（約3億6000万円）であった。

更に BMEL は、2 年間にドイツ外務省の在外公館とドイツ食品工業とともに、農業－食料業の外国貿易デーを開催した。BMEL の海外見本市プログラム（AMP）は、世界的な催しを伴う重要なマーケティング手段である。目的とするグループは、ドイツの農業－食料業の小－中規模企業である。その際、AMP は、連邦政府の海外見本市奨励の伝統的な要素として、この 40 年間しっかりと確立されてきた。

AMP は 2019 年に全体として 33 の見本市参加、そのうち 18 見本市は食料業であり、10 の見本市は農業と農業技術、4 が園芸見本市並びに複数の専門分野の見本市となっている。BMEL の 2019 年国内外の見本市参加に際して、128 万ユーロ（約 1 億 5 360 万円）が投入された。そのうち、2/3 は外国における見本市参加に支出された。BMEL は、2019 年に「国際園芸博覧会 2019」、テーマ「緑の生活、より良い生活」のもとに、中国・北京で開催された。そのモットー「園芸－都市・巨大都市の持続的な発展のための貢献」のもとに参加した。

4・8 ドイツ農業とEUとの比較

EU ー加盟国の農業における収入進展に関するマクロ経済指標は、労働力当たりの純価値創造が用いられる。その計算は加盟国において、農業全体計算のための規則をベースに、統一して実施している。他方、国内全体計算において、通常実際の価値（総国内生産の物価指数でのデフレ修正）における変化を示している。

表－17 労働力当たり実際の純価値生産指数（2010=100）

年	EU ー 28 カ国	ドイツ
2014	113.5	116.7
2015	109.9	80.5
2016	112.5	85.4
2017	125.2	112.7
2018	120.7	96.5
2018/17 %	-3.6	-23.2

EU ー加盟国における中期の収入進展が、指標として定めている。2010 年の労働力当たりの純価値生産は、基準値として選択された表－17 に示しているように、ドイツにおいて 2018 年の農業収入の明らかな変動を示している。EU-28 についてこの変動の平均化のために、各加盟国において反対方向の進展が、記録されている。

2018年についてEU統計局(EUROSTAT)が、加盟国の暫定的な評価によって、EUにおける3.5%以上の労働力当たりの実際の純価値創造の減少が、報告されている。ドイツに関しては、約23%という劇的な減少が記録されている。他の加盟国においても、部分的に労働力当たりの純価値生産が、50%強低下した。ベルギー、リトアニアそしてスウェーデンもまた、27%以上の強い減少を示している。

これに反して、フランス、スペイン、フィンランドにおいて、純価値生産が増加している。この評価に基づいて、2018年のEU-28カ国における農業生産値は、前年との比較で1%減少したのみである。作物生産物の生産価は2%増加し、そして畜産生産物は0.5%減少した。中間消費資材は、EU-28カ国において3.6%、特にエネルギーと潤滑油が9%、肥料-土壌改良剤4%並びに種子-苗6%になっている。

4・8・2 農業簿記記帳の結果

EU-農業簿記記帳の情報法(INLB)の記帳結果は、EU各加盟国における農業経営間の構造、収入レベル進展の比較が可能である。EU-レベルで算出されている簿記記帳結果は、ドイツについて異なる計算方法を理由に、国内統計結果の条件付きでのみ、比較可能である。

表一18 EU-加盟28カ国における農業経営の構造と収入(2017/18)

加盟国	経営規模	労働力	利益	労力支出を加えた利益
	1000€	人	€	€/労働力
ベルギー	315.9	2.0	85027	48088
デンマーク	358.3	1.8	49646	50564
ドイツ	236.7	2.2	54380	35973
スペイン	82.3	1.6	35521	27834
フランス	180.7	2.0	36229	25299
イタリア	80.5	1.3	31983	28564
オランダ	426.1	2.8	90966	48861
オーストリア	69.9	1.7	35459	23036
ポーランド	28.3	1.6	10035	7168
ルーマニア	9.7	1.1	6025	5961
イギリス	218.8	2.2	43875	31544
EU-28カ国	69.6	1.5	21511	18577

5 農村地域

5・1 農村地域の現状

ドイツにおける農村地域の重要性は大きい。ドイツ全土の約 90%が、農村の特徴を刻印している。国民の半分以上（約 4700 万人）が、農村に住んでいる。

農村地域は、ドイツにおける生活と労働、経営と文化に高い意義をもっている。そこでは、農業、園芸、ぶどう（ワイン用）、林業、漁業そして食料産業が、重要な役割を演じている。

農一林業（50%と 30%の面積でもって、ドイツにおける重要な土地利用部門）は、環境と価値創造チェーンに関して、農村地域と自然資源のために特別な意義をもたらしている。経済的な立地基盤として農村地域は、大きな重要性をもっている。農村地域は、ドイツの総価値生産の約 46%、1 兆 2 120 億ユーロ（約 145 兆 4 400 億円）を生産している。

農村地域では、社会保険義務を有する従業員の半分が働いている。これは同時にドイツ国民経済の不可欠な構成要因である。農村地域は、中規模工業の重要な立地基盤である。ここには、食品一エネルギー供給のための基礎がおかれている。さらに居住一保養空間をも提供している。ドイツにおいて勿論、農村地域は同質の空間カテゴリーでない。むしろ、経済的、社会的、人口的そして自然空間的な視点において細かく観察すると、著しい違いを示している。

構造的な弱さを持つ農村地域が、高い割合での失業と住民減少のため、ダイナミックな農村地域の就業一人口拡大が望まれている。なぜならば、多くの人々にとって有効なこと：将来は農村地域に住み、そこで働きたいと願っている。

5・2 農村地域発展のためのヨーロッパ農業基金（ELER）

この基金は EU 一共通農業政策（GAP）のいわゆる第 2 の柱として、ヨーロッパにおける農村発展の財政的、内容的な基礎を構成している。ドイツにおいて各州のための適切なプログラムを通じて、各々の目標と政策を農村地域で実施する。奨励期間 2014~2020 年の各州の 13 のプログラムが、2015 年 5 月までにヨーロッパ委員会から認可されている。

ドイツはこの奨励期間において、83 億ユーロ（約 9 960 億円）の ELER 一財源を得ている。これは第 2 の柱における最初の財源 11 億 4 000 万ユーロ（約 1 368 億円）からの積み替えによって、増額されている。

連邦、州そして地方自治体の必要な共同融資でもって、さらに国内財源が合計で 169 億ユーロ（約 2 兆 280 億円）が、全体奨励期間ないし毎年 24 億ユーロ（約 2 880 億円）活用できる。加えて全てのプログラムは、包括的な目標設定として革新、環境保護そして気象変動のために、貢献できる。各州間で個々の目的のための財源投入に際して、明らかに著しい違いのあることを、次表が示している。

表一 19 各州の奨励財源（2014 - 2020 年）

州	財 源			
	EKER-財源	国内共同融資	補完的国内財源	合 計
	100 万 €			
バーデン＝ヴュルテンベルグ	710	635	480	1825
バイエルン	1516	1116	926	3558
ブランデンブルグ・ヘーベルリン	1051	295	0	1346
ヘッセン	319	182	150	651
メクレンブルグ＝フォアポームルン	937	261	0	1198
ニーダーザクセン・ブレイメン	1120	506	673	2299
ノルトライン＝ヴェストファーレン	618	557	8	1183
ラインラント＝プファルツ	300	221	141	662
ザールラント	34	25	0	59
ザクセン	879	260	0	1139
ザクセン＝アンハルト	859	239	98	1196
シュレスビヒク＝ホルシュタイン	419	203	248	870
チューリンゲン	680	199	21	900
合 計	9442	4699	2745	16886

注) 1 ELER :農村地域発展のための基金

2 州による金額の違いは、地域的な実情の違いと進展目標によるものである。

ELER -規則の奨励の多彩さは、農業経営と農産物加工、販売並びに農村インフラ、基盤となるサービス提供、村の再生、LERDER(農村地域発展のための共同体イニシアティブ)、農業環境-気象保護対策、有機栽培、洪水-海岸保全、林業対策、共同活動/協力プロジェクト、条件不利地域のための補償手当が含まれている。各州の奨励の重点は、非常に異なっている。新しい州（旧東ドイツ地域）においては、農村発展のための奨励政策と、LERDER の高い割合、これに反して特に南部地域の州は、持続的な経営のための奨励政策の割合が高い。

表一 20 各州のプログラム奨励分野への農村地域発展のための基金
(ELER) 一財源と国内共同融資の投入 (2014-2020 年)

州	奨 励 分 野				
	農 業	環 境/気 象/ 森 林	農 村 発 展	LERDER	技 術 支 援
	公 的 財 源 の 割 合 %				
バーデン・ウィルテンベルグ	26	60	6	6	2
バイエルン	12	75	6	6	1
ブランデンブルグ/ハルツ	22	38	10	26	4
ヘッセン	23	41	20	12	4
メクレンブルク・フォアポメルン	30	31	28	8	3
ニーダーザクセン/ブレーメン	31	31	28	8	2
ノルトライン・ヴェストファーレン	19	57	17	6	1
ラインラント・プファルツ	29	48	6	13	4
ザールラント	16	43	23	14	4
ザクセン	24	33	1	40	2
ザクセン・アンハルト	22	30	36	8	4
シュレスビヒクホルシュタイン	34	29	21	13	3
チューリンゲン	20	47	25	6	2
ド イ ツ	23	47	16	12	2

注：1 洪水一海岸保全含む

2 LERDER:農村地域発展のための共同体イニシアチブ

ELER 一財源の配分と国内共同融資からの順位は以下のとおりである。

一 農業・気象保護政策	21 %
一 農業、加工・販売、農業インフラ、農業環境・ 気象保護の目的に関連した非一生産施設	17 %
一 農村地域における基礎的なサービスと村の再生	15 %
一 LERDER	12 %
一 有機農業	11 %
一 洪水・海岸保全	4 %
一 林業対策	2 %
一 共同活動 (ヨーロッパ革新協力 農業生産性と持続性)	2 %
一 家畜保護対策	1 %

5・3 共同課題 ” 農業構造と海岸保全 (GAK)”

共同課題は、ドイツにおいて農村地域発展のための国内戦略の基本的な要素である。これは効率的な、将来的な要請に適応させ、そして競争力をもった農一林業、海岸保全と洪水防止、並びに活力ある農村地域のために、国内の重要な奨励手段である。これは農業構造一インフラ政策の広範かつ多彩な内容である。同時に ELER 一規則の広範な対象分野の一部をカバーしている。

州の財源と共に GAK の全体財源は、2019 年に約 15 億ユーロ (約 1800 億円) である。GAK 一法の改正によって可能となった新しい奨励政策は、各州において広範に実施される。

- 一 非農業の小規模経営の支援
- 一 小規模インフラ構造と基本的サービス (生活必需品と教育や医療などの供給)
- 一 農村観光に有利な投資
- 一 村の建造物再利用のための投資

更に GAK 一法改正でもって農業環境対策と、契約による自然保護が強化された。2018 年において支出された、GAK 一財源合計 1 兆 1019 億 97 百万ユーロ (約 132 兆 2396 億 96 百万円) の内訳を示している。そのうち連邦財源は、6764 億 45 百万ユーロ (約 81 兆 1 134 億円) である。共同課題のために連邦と州の共同大枠プランは、4 年間の融資計画の期間で作成される。GAK 一大枠プランは、これと結びついた目標設定を行っている。

これには奨励率、奨励の前提条件並びに奨励額と種類が説明されている。多くの改正と奨励対象の拡大が、2019 年から 2022 年までの大枠プランについて、2018 年 11 月に決定された。総合的な農村発展の領域において、200 000 ユーロ (約 2400 万円) までの額において、地域予算が新たに導入された。同時に 20 000 ユーロ (約 240 万円) までの小規模プロジェクトに関しては、地方自治体での活力ある自己責任での農村発展が、より強く支援されることが可能になった。

さらに改善されたことは、市民的なボランティア活動、村の発展に寄与するデジタル応用の奨励、ブロードバンドインフラの奨励もまた可能になった。また、農業経営の奨励に際して、戸外での仕事の奨励 (環境業務負担の明確な軽減目的での作業) が、2020 年まで延長された。

新たに奨励対象に採択されたのは、特別に家畜に適した、またはその土地に合った生産方法に際して、粗飼料の貯蔵施設である。改善されたのは、母豚、肉牛のつなぎ止め飼育廃止のために今ある畜舎建設の改築一増築対策、及び糞尿肥料の貯蔵に際しての窒素放出削減への投資奨励である。

林業への奨励において、森林での契約自然保護対策の奨励が採択された。同じく新に導入されたのは、森林における異常気象発生で引き起こされた被害の克服対策である。水利経済対策の分野において、個別の経営を越えた灌漑対策が、さらに4年間延長された。

5・4 連邦プログラム 農村の発展 (BULE)

2015年以來、連邦プログラム農村の発展は、農村地域における都市と同等の生活関係を、達成するという連邦政府の目標達成に貢献する。この連邦プログラムは、モデルデモンストレーション計画、コンクール、研究と情報伝達を束ねている。このプログラムでもって新しいテーマまたは考え方を取り上げ、モデル計画で奨励される。奨励されるのは、これまでの規則で要求した対象でなく、適切な手段で連邦の奨励する姿のさらなる発展のために期待される。

非農業に焦点をあてた計画と活動、特に介護サービス等の現地提供、インフラ構造、市民社会的な参画（ボランティア）、文化、交通、専門家の確保、デジタル化、または健康一介護対策も対象となる。2015年以來、国の財政は、2019年に7 000万ユーロ（約84億円）と、次第に上積みされてきた。その中で連邦内務省（BMI）のプロジェクトに関しては、農村地域の特別な目標設定した地域開発計画と、社会的結合の分野で2000万ユーロ（約24億円）でもって、計画している。

ドイツ連邦文化メディア委託庁（BKM）は、農村地域における文化活動の強化プロジェクトのために、1000万ユーロ（約12億円）を準備している。農村地域の住民のために、文化活動への理解と参画が、この政策を通じて改善されるべきである。農村地域における消費者対策プロジェクトのために、連邦司法・消費者保護省（BMJV）が、150万ユーロ（約1億8000万円）を確保している。連邦消費者保護省の消費者対策上のモデル計画でもって、革新そして地域に合わせた情報一支援提供（特に構造的に弱い地域での試行）を行っている。消費者には、自主的な消費者組織に適した指針を示し、経済的一法的な消費者保護のテーマについて、専門的な知識を伝達している。

2015年にスタートした連邦司法・消費者保護省の”農村に活力を”は、構造的に弱い13の地域において、市民ボランティアが連邦政府の財源を基盤に、革新的な構想と地域での実践を住民自らが決定する。2019年末までに13の地域で、合計3000万ユーロ（約36億円）でもって奨励された。また、同省は2015年以来2020年までに、モデルとしての多機能ハウスの設立に際して、19のイニシアチブ（団体）を支援した。

この多機能ハウスは、例えば村の商店、医者や事務の部屋、カフェ、郵便局または銀行などを1つの屋根の下にまとめている。2017年以来、EU一共通農業政策（GAK）を通じた多機能ハウスの奨励が可能となった。社会的に成果多い村の発展は組織と団体において、現地で生活している人々の積極的な協力が不可欠である。農村の自治体の特徴と村の生活構造から、この基盤を守りそして維持するところの、40強のプロジェクトを連邦農業省が、2016年から2020年まで奨励している。

連邦全体のプログラム”500の農村イニシアチブ”でもって、連邦農業省は2017年と2018年に、農村地域におけるボランティアを支援している。奨励は難民の人々の統合のために、尽力している約700のイニシアチブ（団体）が得ている。連邦農業省は、現行のモデルデモンストレーション”農村文化”でもって、約300の革新的なプロジェクトを支援している。

これは農村地域の文化活動を強化し、文化的な生活に新しい刺激を与える。連邦農業省は2017年から2022年まで、”農村デジタル化”奨励の領域において、農村地域でのモデル的に卓越した、具体的なデジタル化プロジェクトを奨励している。ここでは資格取得と教育、ボランティアと行動計画、または経済と仕事における農村での特別な挑戦のための課題解決がなされる。

農村地域におけるデジタル化効果のための知見を得るために、2019年から2022年まで研究計画が支援されている。2018年末に奨励の呼びかけ”農村での活動”が公表された。この呼びかけでもって、模範的なプロジェクトが支援される。農村地域の住民の移動性を改善し、同時に参加者確保のために、貢献を果たす。この計画はモデル的な特徴をもち、新しい考え方を取り上げ、そして普及可能な課題解決を見出す。

つまり、他の地域についても手本として用いることができるように。特に農村発展の中心的な将来分野（例えば、現地供給、ボランティア）において、モデルデモンストレーション計画が供される。同時に連邦域内で革新的な農村発展政策が、試行されるべきである。農村地域におけるイニシアチブを支援し、そして模範的な課題解決を公表する。

連邦コンクール”我がむらは将来を”は、約 2 500 の参加村でもって、ドイツで最も大きな市民活動である。そして社会的な結合と持続的なむらの発展と結びついている。2019 年に連邦コンクールが、村々から多くの人々の参加を通じて、多くの団体、組織の支援でもってこれまで、26 回開催されている。

6 林 業

6・1 ドイツの森林

ドイツの国土の 1/3 弱が森林で覆われている。その面積は、1 140 万 ha である。地域によって森林の割合は、非常に異なっている。森林面積は、2002 年と 2012 年の森林調査の間に、ほぼコンスタントに同じく留まっている。木材のストックは歴史的にヨーロッパの比較において、ha 当たり林分堆積 336 m³で最高レベルになっている。これは年当たり約 7%以上の成長である。ドイツの森林は多面的で、そして長樹齢である。

枯死木の蓄積は、ha 当たり 20.6 m³に増大した。森林構造は多面的で、広葉樹の割合が増加している。トウヒは蓄積が減少している唯一の樹種である (4%)。同時にトウヒの面積は約 8%減少した。これは近年における森林の発展的な林業政策上の目標設定である。この進展は、暴風と甲虫の大量発生によって促進された。約 12 億 t の炭素は、現在の生育している樹木と枯死木が結びついている。

これは地上一地下のバイオマスの中にある、ha 当たり約 105t の炭素である。さらに 8 億 5 000 万 t の炭素蓄積は、森林の土壌現地調査で 30cm の深さまでの無機質土壌が挙げられる。ドイツにおける森林土壌は、腐植と落葉など被覆物を含めて、毎年約 800 万 t の炭素が蓄積されている。これは毎年約 1 400 万 t の二酸化炭素の蓄積である。森林は現在温室効果ガス削減として、毎年約 6 200 万 t の空気中の二酸化炭素を軽減している。

木造産物への蓄積者としても、またガス削減者として効果を示しており、正味約 300 万 t の CO₂ を大気から負担軽減している。連邦農業省の科学的な計算によって、ドイツにおける林業と木材使用の分野において、緩和効果に貢献している。それは目下、年間 1 億 2700 万 t CO₂ である。この効果が無ければ、ドイツの総 CO₂ 一排出量は 14% と高い結果となる（2014 年との比較で）。

勿論、原料代用効果は限定的であり、そして他の資源についての調整は必要であるが、木材からの直接的なエネルギー利用は、繰り返しの利用を除いて、蓄積された炭素の森林バイオマスにおいて、10 年ないし 100 年以上の蓄積 CO₂ を、今放出することである（いわゆる炭素の結びつきの不均衡性、炭素のゆっくりにした出し入れ）。

放出された CO₂ 一量の再結合は、森林の持続的な管理の領域において保証され、そして収支バランスが保たれねばならない。森林所有者のためには、森林生態系システムにおける効果の関連と森林の多様性のためのデータを、環境モニタリングで把握する。このモニタリングの一部は、樹木の樹冠状況調査である。2018 年の干ばつは、あらゆる樹種の樹冠劣化増加に反映している。

その際、2018 年 7 月/8 月に樹冠状況の調査時点になお、全被害が可視化できず、そして 2003 年の乾燥年の経験と、引き続き年の干ばつ結果によるその後の被害を示している。現地での集中的なモニタリングで、影響一原因関係が調査される。モニタリングの現地調査では、硫黄被害の明らかな減少が示されている。窒素結合による損傷は、僅かに減少しそして生態系システムのために、森林の協定上の負担限界をさらに越えている。

特に主として農業から起因するアンモニウム結合の被害は、この 15 年間全く変化無かった。森林における土壌現況調査（BZE）は、森林土壌と樹木の栄養素の分解、森林土壌における被害物質による負担、炭素蓄積について示している。最初の土壌現況調査は、1987 年~2008 年に、第 2 回（BZE II）は、2006 年~2008 年に実施された。BZE II の調査結果は、2016 年に公表された。

第 1 回目の土壌調査の特徴ある結果は、酸性化を高める被害物質に対して、森林土壌の僅かながらの回復を示している。第 3 回目の土壌調査の概要は、2022 年から 2024 年に実施される。現在、連邦と各州の参加研究所、作業グループが準備している。

6・2 簿記記帳の結果

2009 林業年度（FWJ 10月1日から9月30日まで）における経営不振の後、木材年度 2012 年までの団体一私有林経営の平均における収益状況は、木材について再び魅力的な需要が高まり、改善された。2013 年以来、純収益が傾向的に僅かながらの減退となっている。長期的な比較において、2017 林業年度で 115 ユーロ/ha（約 13800 円）でもって、中位的な水準にある。

2018 年については、純収益の著しい現象が見込まれる。ハリケーンフリーデリケ（Friederike）の後、大量の壊滅的な被害木が、木材価格の低落をもたらした。ここでは、時代の比較において林業経営のために、特に重要な生産分野 1－3（木材生産、保護と近代化並びに保養と環境形成）に協力している。そしてその中で公的な奨励が配慮されている。

純収益は、経営上の活動と投入した資本利回りの全コスト差し引き後、残っている金額である。奨励については公的財政からの補助金と手当である（例えば、現況林の保護、植林、林業保護など）。様々な所有形態において、多様な進展がもたらされる。団体有森林経営の純収益は、生産分野 1－3 において報告年次 2014 年で 129 ユーロ/ha・HB（約 15480 円）から 97 ユーロ/ha・HB（約 11640 円）に低下した（訳注・HB:木材用地面積）。

全体的に殆ど同じく m³当たりの販売額について、2016 年と 2017 年の ha・HB 当たりの収益が、伐採木材の少ないことを基礎に、低い水準に留まっている。

これに反して支出は、同じ尺度で低下してない。この所有形態の公的奨励は、2017 年に 24 ユーロ ha/HB（約 2880 円）であった（前年：31 ユーロ）。前年において私有林経営の同じく低下した経営結果は、2017 年に前向きに進展した。

純収益は生産分野 1－3 の分野において、157 ユーロ/ha・HB（約 1840 円）と特に木材伐採量の増加を基礎に、前年対比で僅かに増加した。支出は僅かに高まった。その際、奨励は 2017 年に 9 ユーロ/ha・HB（約 1080 円 前年：12 ユーロ）であった。純収益の比較で私有林経営が、団体有林経営よりも上回っている。

6・3 林業政策

森林戦略 2020 は、自然－経済空間・森林のための林業政策上の指針である。

この戦略実施は他の戦略との関連性において、気象変動に対する適応と気象保護のために実施される。

例えば、ドイツ持続性戦略、生物多様性のための国内戦略、生物経済国内政策戦略、2050 気象保護プラン並びに連邦政府の他の政策のような。2013 年 7 月に連邦農業省と連邦環境・自然保護・原子炉安全省の共同所管のもとに、エネルギー上の森林気象基金の特別資金の一部である。2018 年末までに 19 の部分プロジェクトでもって、72 の個人一団体計画が、6700 ユーロ（約 80 億 4000 万円）の奨励額でもって促進する。

連邦政府によって決定された森林報告 2017 が、ドイツにおける森林状況と林業一木材業の概要を提供している。これは国内、ヨーロッパそして国際レベルでの連邦政府の森林政策上の活動を、報告している。ドイツにおける森林の約 48%が私有林である。国内の森林面積の約 1/4 は、20ha の森林よりも少ない森林所有者の所有権である（約 280 万 ha）。小規模私有林の林地規模と林地割合に基づく小規模私有林者の支援は、重要な分野である。2014 年からの奨励期間のための EU ー共通農業政策（GAK）の林業奨励基本率の新しい設定の領域において、林業上の共同のための組織化経費の奨励が強化される。

6・4 2018年の干ばつによる林業被害

特別な暑さと長く続いた乾燥を伴った 2018 年のドイツにおける天候は、森林とその管理に大きな影響を及ぼした。暴風と干ばつの結果、キクイムシが地域的に大量に繁殖した。新しい植林は枯死した。樹木はほんの少し成長しただけである。ドイツにおける林業の経済的な被害は、既に今重大な結果をもたらし、そして経営結果に後々まで影響を及ぼす。現在、全体の被害がまだ評価することができない。

林業における被害程度は、さらなる気象経過と他の影響要因にかかっている。そのため、林業における被害はまず始めに明らかに時間を要し、部分的にのみ把握され得る。EU ー共通農業政策（GAK）の奨励基本方針は、林道の建設、木材置き場並びに被害林地への再植林の奨励によって、該当する林業経営に生じた被害について支援する。

前提条件は、各州がこの政策を自らの奨励方針の中で実践することである。さらに林業経営（農業経営と同じように）が、税務署への税支払いの猶予一軽減を、申請することの可能性である。これは社会保険の負担金の支払い猶予にも有効である。

見込まれる被害に直面した新しい GAK 一奨励事情は、2018 年 11 月に GAK の計画委員会によって、“森において異常気象によって引き起こされた結果克服のための政策による奨励”が決定された。連邦農業省は私有林と地方自治体有林のために、GAK を通じて 2 500 万ユーロ（約 30 億円）の補完財源を、5 年間の期間で異常気象被害の克服と、森林の長期的な安定のために準備している。これを年間 1 000 万ユーロ（約 12 億円）への引き上げを計画している。

さらなる被害軽減対策

既に特別な木材利用からの所得については、収入税法の 3 章 § 34b によって、税の負担が明らかに軽減される。既に最初の 1 m³の被害木から、半分の税率が有効となっている。経営上の使用割合を越えた特別な木材利用は、1/4 税率が有効である。連邦政府は、特別な被害結果について上述の所得税法に沿って、さらなる税軽減を行う。だがしかし、このための前提条件：この奨励期間内に林業被害一補償法による伐採制限が無いこと。

さらに森林所有者のために、リスクへの事前対策のための林業被害一補償法の § 3 に沿って、経営上の補償基金形成のための無税積立金形成の可能性がある。農林金庫は新しい奨励分野において、2019 年 5 月から林業奨励のための自らの対策を創設し、そしてそれを拡大している。例えば、最初の植林のための経費、つまり気象一その地に適した樹種の導入、共同で使用する機械または木材貯木場並びに異常気象一その他被害結果に際しての再植林に、資金援助する。奨励貸付金は認可された法形態に関係なく、森林所有者、林業共同体と森林協同組合並びに森林地の借地人を対象としている。

7 漁業

7・1 ドイツの漁業

海洋漁業と内水面漁業の生産物に関する共同市場組織（GMO）は、市場技術上の手段として漁業の競争力を強化すべきである。そのために、GMO は漁業の基本産物並びにヨーロッパ海洋漁業基金と、密接に結びついている。拡大されそして義務付けられている情報を通じて、持続性の考え方が配慮される限りにおいて、海洋漁業と養殖漁業が明確に特徴を示さねばならない。

それは漁獲海域と使用した漁具もまた、見分けがつかねばならない。現在、国内一外に陸揚げされたドイツ漁船の総漁獲量は、約 256 000 t に達している。海洋一内水面漁業の産物の自給率は、26%弱である。

鮮魚と漁産物の 1 人当たりの消費量は、約 13.5kg である。ドイツにおける 2017 年度の釣漁業を含めた内陸部の内水面漁業の総漁獲量は、40 000 t 弱である。生産量との関連で養殖漁業は、収益の多い分野を維持している。暖水の池、冷水一温水施設並びに囲い網での漁獲量は、20 600 t となっている。湖と河川における捕獲量は、約 19000 t である。

その中で最も大きな割合は、釣り漁業が 16 300 t である。淡水魚のドイツ市場は、輸入によって成り立っている。淡水魚の食品自給率は現在約 16% である。ドイツ漁船団に挙げられている漁船は、継続的に減少し現在約 1 300 隻である。その中で最も多いのは、小規模沿岸漁業の船長 12 m 以下の船で、約 1 000 隻である。海洋漁業は、特にバルト海漁業からの重要な漁獲が、現在不振な現況であるために、ドイツ政府の財源で支援している。

7・2 簿記記帳の結果（収益状況）

小型漁船の収益は不安定であり、そして年間を通じて著しい変動幅を示している。その理由は魚の陸揚量と魚産物価格が、毎年相対的に大きな変動のもとにあるからである。一方、漁獲海域における構造的に異なる魚の現況が決定的である。最終的な利益は、26%のプラスで積極的に進展している。この理由はまず第一に販売額の上昇である。これは販売額が資材費と人件費の支出増加を、補ったからである。それぞれの海域と漁獲品目（カニ、鮮魚）が、異なる額で販売増の結果となった。

2014 年に旧西ドイツ海域における鮮魚漁民は、表に示した期間中に低い平均収益を記録している。2015 年には再び明らかに増加した陸揚量が、僅かに価格上昇したことから、収益の増加がみられた。2016 年には高い価格と陸揚量の増加にも拘わらず、支出増によって利益の積極的な進展は続かなかった。2017 年には販売額の上昇とその他の経営収益が、支出増を補うことができた。旧西ドイツ海域の鮮魚漁業者は、60%の収益増で、約 81 200 ユーロ（約 974 万 4000 円）を記録することができた。

2014 年のカニ漁について（混合経営含む）の経営利益は、小型漁船当たり平均して約 96 000 ユーロ（約 1152 万円）となった。2015 年は陸揚量の減少によって、収益が約 27%減少した。しかし、2016 年には約 40%の増加となり、再び積極的な進展となった。上昇するカニ価格は、減少した陸揚量をより多く補ってくれた。2017 年には陸揚量の増加によって、価格の低下とほぼ同じ支出であったが、118 000 ユーロ（約 1416 万円）で、約 20%の収益増加になった。

8 農業政策の資金調達

8・1 連邦食料・農業省の財政（2018年度～2019年度）

連邦食料・農業省の2019年度財政（個別プラン10）は、政策的に様々な重要な取り組み分野に、明らかな財政増加に関する特徴を示していた。第19選任期の農村地域/農業の分野に関する政策協約において補完的に計画された15億ユーロ（約1800億円）は、連邦農業省の政策分野において、財政上の新たな最良の余地を切り開いた。

この財源は、消費者保護、食料政策、農村地域の発展並びに持続的な農業の各分野に重点をおき、財政を効果的に投入するために、連邦食料・農業省が確保したものである。2019年度の財政は、個別プラン10に63億ユーロ（約7584億円）の額の支出を計画している。その概要は別表に見積もっている。

国内農業政策の基本的な支出の重点は、約40億ユーロ（約4800億円）でもって農業社会福祉政策のために、連邦の給付を形成している。農業社会福祉政策を通じて活動的な農業者とその家族は、社会的な安全を保障されている。自立した生活一経済空間として、様々な発展の潜在力配慮のもとに、農村地域を強化するための目標を設定している。

そして将来性を創りだし、そして農村の魅力を維持するために、共通課題”農業構造と海岸保全の改善（GAK）”の領域において、2018年度からの財政に初めて見積もられた特別枠プランでもって、”農村の発展”がさらに強化された。GAKは9億ユーロ（約1080億円）でもって、個別プラン10の中で大きな位置を占めることとなった。連邦プログラム”農村の発展（BVLE）”もまた、より高い見積もりでもって継続された。

持続性、研究そして革新的な取り組みの分野において、連邦農業省は下部の研究施設のための財源も含めて、2019年度には7億8500万ユーロ（約942億円）を見積もった。2019年度の財政から初めて、”畑作戦略”のための財源が見積もられた。これは土地管理における生産と家畜飼育の効率性を創り出すこと、そしてデジタル化プロジェクトの財源も計画している。

農業と園芸におけるエネルギー効率性改善のための政策を実施する。そして有機農業と他の形態の持続性農業、並びにドイツにおける蛋白作物の栽培奨励のために、高い水準でもって継続する。

連邦プログラム”家畜の飼育”でもって家畜福祉の公的表示と家畜の福祉改善のための政策奨励は、仔豚の麻酔無しでの去勢からの離脱を背景に、未来を志向した家畜飼育と家畜保護のために財政的支援される。連邦農業省の課題分野における基本的なかつ国際的な挑戦は、食料の確保と持続的なエネルギー原料の供給、生物多様性の保持と気象変動の阻止である。

連邦農業省は国際レベルで原料的に能率的な農業、持続的な森林管理並びに健全でバランスある栄養供給体制を、築くことに尽力している。国際研究共同の分野において、独自のプロジェクトでもって、パートナー国と国際組織との相互的プロジェクトを通じて、知見の伝達と農業—食料分野の効率的な構造の構築に貢献を果たす。この分野のために約 7400 万ユーロ（約 88 億 8000 万円）を見積もっている。

表－２１ 連邦食料・農業省の財政（2018年・2019年）

目 標 設 定 (要 約)	2019	2018
	100 万 €	
農業社会保険（1001 章）	4032.2	3952.7
高齢者保険	2350.0	2310.0
事故保険	177.0	178.0
健康保険	1456.0	1410.0
健康上の消費者保護と栄養（1002 章）	194.6	180.1
消費者のための情報	8.0	17.0
バランスある栄養奨励政策	12.0	—
連邦リスク評価研究所（BfR）	107.8	96.5
連邦消費者保護庁（BVL 1017 章）	62.0	62.2
共同課題「農業構造と海岸保全の改善」（1003 章）	900.0	756.0
海岸保全政策のための特別枠プラン	25.0	25.0
予防的な洪水政策のための特別枠プラン	100.0	100.0
農村発展奨励のための特別枠プラン	150.0	10.0
市場規制・緊急時の政策（1004 章）	134.6	162.2
連邦農業食料機関（BLE）	105.8	132.9
持続性、研究と革新（1005 章）	452.3	380.4
家畜福祉ラベル	33.0	7.0
モデルデモンストレーション計画	6.0	11.0
有機農業/持続的な農業	30.0	30.0
蛋白作物戦略	6.0	6.0
連邦プログラム農村発展	70.0	55.0
農業と園芸におけるエネルギー効率性	31.4	33.0

農業のデジタル化	15.0	10.0
家畜福祉の改善	10.0	—
連邦プログラム家畜飼育	15.0	15.0
畑作戦略	10.0	—
再生可能な原料	84.1	66.0
革新奨励	56.3	56.7
世界食料のための研究共同含む	10.0	12.0
国際政策（1006 章）	74.2	74.9
双方向的技術共同活動	19.0	20.0
FAO との共同活動	15.7	15.7
国際組織への貢献	28.8	28.5
国際持続的な森林管理	6.5	6.5
その他の認可（1010 章）	-55.1	-86.4
主要な管理経費（1011 章）	121.7	113.7
連邦省（1012 章）	110.9	101.4
業務分野：	358.4	375.2
ユリウス キューン研究所 (JKI 1013 章)	95.1	94.7
フリードリッヒ ローエフラー研究所 (FLI1014 章)	103.8	111.9
マックス ループナー研究所 (MRI 1015 章)	57.2	63.0
ヨハン ハイน์リッヒ チューネン研究所 (TI 1016 章)	80.4	85.0
連邦種子局 (BSA 1018 章)	22.0	20.7
個別プラン 10 合 計	6323.8	6019.2

8・2 EU－財政

8・2・1 多数年の財政枠 2014年度－2020年度

2013年6月にヨーロッパ理事会とヨーロッパ議会が、多数年2014年度－2020年度財政枠の財源準備について合意に達した。この財政枠においてEU－政策領域のために、毎年の最高額を決定した。

分類1：研究、構造問題の取組み、エネルギーインフラ

分類2：共通農業政策、共通漁業政策、環境プログラム

分類3：司法、健康－消費者保護、獣医政策

分類4：近隣国プログラム、発展共同活動

分類5：行政経費

発展基金、連帯基金そして柔軟手段のような特別手段を含めて、多数年財政枠が2014年度－2020年度の期間に関して、1兆1250億ユーロ（約135兆円）の額を措置している。EUの農業予算は、共通農業政策の第1の柱のための財源を含んでいる（農業のためのヨーロッパ保証基金EGFL）、市場関係経費と直接支払い。第2の柱は、農業発展のためのヨーロッパ農業基金（ELER）。

合計してEGFLに関して2014年度－2020年度の期間に、3127億ユーロ（約37兆5240億円）が活用できる。ELERのためには、合計約956億ユーロ（約11兆4720億円）が準備された。ドイツは、そのうち2014年度－2020年度の期間内に83億ユーロ（約9960億円）を受け取っている。そしてこれは、連邦、各州と各地方自治体から共同出資された。

ドイツにおいてさらに、合計11億4000万ユーロ（約1368億円）強のEU財源が、ELERにおいて直接支払いに組み替えられる。EU－財源からの直接支払のための財源について、ドイツでこの期間内に、合計347億ユーロ（約4兆1640億円）を活用できる。共通農業政策のために2項目の財源約74億ユーロ（約8880億円）が、ヨーロッパ海洋－漁業基金（EMFF）、並びに国際漁業協定と漁業組織の資金調達のために計画された。

ヨーロッパ2020戦略の実施において、特に多数年財政枠2014－2020は、特に項目1の研究と革新のためのEU－大枠プランに係る財源が拡大された（合計約770億ユーロ 約9兆2400億円）。そのうち、39億7000万ユーロ（約4764億円）が、農業研究に充当される。毎年EU－財政は、多数年の財政枠で実施されている。

8・2・2 多数年の財政枠 2021年度ー2027年度

2018年5月2日にEU一委員会は、多数年財政枠 2021年度ー2027年度について、自らの報告並びに立法機関提案を公表した。多数年の財政枠でもって、様々な政策分野に関して拘束力のある上限を決定する。EU一委員会はMFR(多数年財政枠)の総額を、現行の物価水準で1兆2790億ユーロ(約153兆4800億円)を提案した。そのうち、約270億ユーロ(約3兆2400億円)が、ヨーロッパ発展基金(EEF)に組み入れされた。

これにMFR以外の配分がなお、300億ユーロ(約3兆6000億円)の額が加わる。最も大きな支出分野の農業一圏域結束政策は、これまでの全支出の73%の代わりに、今後なお60%を提案に沿って決定された。その際、CAP一支出(マクシャリー改革 適切な農業)は、約5%に削減された。同時にEU一委員会は、国境防護、安全/防衛、移住、貿易並びに研究/青少年などに、大きな支出を計画している。

多数年財政枠は、EU一ヨーロッパ議会が議員の多数決で決定する一方、EU一理事会で満場一致で決定されねばならない。ヨーロッパ議会と各国の異なる立場に基づいて、全体として困難な交渉が見込まれる。加盟国の政治的な合意は、2019年末まで尽力される。

8・2・3 農業一漁業の課題

財政プラン2018年は、支払い可能(ZE)な1446億8000万ユーロ(約17兆3616億円)を含んでいる。その中に約560億ユーロ(約6兆7296億円)が含まれている(2項目:持続的な成長、自然資源)。EU一財政の年毎の財源は、主に加盟国からは総国民所得、付加価値税、そして小さな部分としては伝統的な独自財源、関税、砂糖税から出資される。ドイツの財政部分は、2018財政年度で約21%である。

農業一財政年2018(2017年10月16日~2018年10月15日)において、約568億ユーロ(約6兆8160億円)が、共通農業政策に充当された。この中には444億ユーロ(約5兆3280億円の直接支払いと市場支出)と、111億ユーロ(約1兆3320億円のELER 農村地域発展のヨーロッパ農業基金)が含まれる。EGFL(農業補償基金)の支出約10億ユーロ(約1200億円)は、EGFLの目的に結びついた収入(不正に対する制裁、年度末決算)を通じて融資された。

市場支出は2018年に、合計27億ユーロ（約1億3240万円）となった。この中には穀物、砂糖、その他の作物産物、牛乳、牛肉、豚肉そして家禽肉の分野に、約5億ユーロ（約600億円）含まれる。その他の市場支出は、特にワイン分野の支援プログラム、果実―野菜分野における生産組織の奨励、オリーブ、繊維作物の販売奨励に、約22億ユーロ（約2640億円）支払っている。

EGFLの支出に対してさらに大きな割合は、414億8000万ユーロ（約4兆9776億円）の直接支払いで、約93%であった。直接支払いは、デカップリング（直接所得補償）が最も大きな割合を占めている。農村発展政策には、2018年に合計125億ユーロ（約1兆5000億円）支出された。この支出は2018年に条件不利地域奨励に約62%と集中している。

その他、物質的な財産価値に23億ユーロ（約2760億円）、農業環境―気象政策に22億ユーロ（約2640億円）、そして有機農業に11億ユーロ（約1320億円）支出されている。2018年に農業経営発展のために、7億5000万ユーロ（約900億円）と、リーダーのために5億7900万ユーロ（約694億8000万円）が支出された。

EU―財政についての農業支出割合（共通課題の第1、第2の柱）は、2018年財政年度において約39%であった。共通漁業政策に関して合計10億500万ユーロ（約1206億円）が準備された。その中で約9億900万ユーロ（約1090億8000万円）が、ヨーロッパ海洋―漁業基金（EMFF）に、そして1億3800万ユーロ（約165億6000万円）が国際漁業協定並びに国際、地域組織のために支出された。

2019年度の全体財政プランは、特別手段を含めた合計1658億ユーロ（約19兆8960億円）、その内EGFLのために432億ユーロ（約5兆1840億円）、そして農村地域発展のためのヨーロッパ農業基金に147億ユーロ（約1兆7640億円）、並びに支払い授権1482億ユーロ（約17兆7840億円）、その内EGFLに432億ユーロ（約5兆1840億円）、ELER（農村地域発展のためのヨーロッパ農業基金）に131億ユーロ（約1兆5720億円）支出された。加えてEGFLの支出が、10億800万ユーロ（約129億6000万円）が、特に直接支払いに支出された。

発展基金、連帯基金そして柔軟手段のような特別な手法も含めて、多数年枠財政が 2014 年度～ 2020 年度期間に関して、1 億 1250 万ユーロ（約 135 兆円）の額を措置している。

EU の農業予算は、共通農業政策の第 1 の柱のための財源を含んでいる。農業のためのヨーロッパ保証基金（EGFL）：市場関係経費と直接支払い、第 2 の柱はの EGFL は農村地域発展

共通農業政策支出に対する割合は、財政プランに沿って全 EU 一財政に対して約 38%になっている。2019 年に直接支払いのための支出に対して、415 億ユーロ（約 4 兆 9 800 億円）の額が投入された。その内、生産と切り離れた直接支払いは 4 億 6 800 ユーロ（約 561 億 6 000 万円）、それ以外の直接支払いのために約 58 億ユーロ（約 6960 億円）、そして危機対応に 4 億 6 800 万ユーロ（約 561 億 6 000 万円）であった。

共通漁業政策は、約 9 億 8 600 万ユーロ（約 1183 億 2 000 万円）投じられている。その内、9 億 1 000 万ユーロ（約 1092 億円）が、ヨーロッパ海洋一漁業基金に充当される。EGFL の支出に対して、加盟国への還流財源の比較は、2018 年ドイツはオランダ、イギリス、ベルギー、イタリアそしてスウェーデンに次いで、約 41 億 5 000 万ユーロ（約 4 980 億円）の差引額でもって、大きな純支払い国であった。

ドイツは EU 一財源の 20.70%を拠出しており、そして EGFL の 11.3%を支払い、EU 財源を維持している。EU 財源の大きな純受取国は、スペイン、ポーランド、ギリシャ、フランス、ハンガリー、ルーマニアそしてアイルランドである。

共通農業政策の殆どの支出は、加盟国と共同体との間で分割した財源管理下にある。これは加盟国の領域で認められている支払い事務所を通じてコントロールされ、認可され支払い一記録される。ドイツは合計 15 の支払い所を有し、その内 13 の支払い所は各州に、そして後の 2 つは連邦の支払い所である（中央主税局、農業・食料庁）。

加盟国は、自らの支払い場所について継続的に監督を行うこと。そして必要な情報を EU 一委員会に送付することに、責任を負っている。さらに該当する加盟国は、調整所を指名し、認可する。EU 一法規定に違反の際には、連邦と各州による国内的な権限一責任配分に適応して、財政是正の責任（費用負担）を負っている。

